

香南市 第1期障害福祉計画

(平成18年度～20年度)



平成19年3月

高知県香南市

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の位置づけ	2
(1) 計画の法定根拠	2
(2) 障害者基本計画との関係	3
3. 計画の期間	3
4. 計画の対象者と用語の使い方	4
第2章 障害者自立支援法による制度改革	5
1. 障害者自立支援法の背景と制度改革の内容	5
2. 障害者自立支援法の全体像と主な改正点	7
3. サービスの利用方法と流れ	11
第3章 障がいのある人の状況	12
1. 障がいのある人の状況（平成18年3月31日現在）	12
(1) 身体障がいのある人	12
(2) 知的障がいのある人	13
(3) 精神障がいのある人	13
2. 障害福祉サービスの利用実績	14
(1) 支援費制度の概要	14
(2) 支援費制度の利用状況	15
3. 障がいのある人の就業状況	24
第4章 計画の基本課題	25
1. アンケート調査結果による利用者ニーズ	25
2. 関係団体・施設調査結果によるニーズ	28
(1) 当事者グループからの意見	28
(2) 家族からの意見	28
(3) ボランティアからの意見	29
(4) その他の意見を含めた総括と課題	29
3. 計画の基本方向	32
第5章 計画の基本目標とサービス体系	34
1. 計画の目標と基本方針	34
2. 障害福祉サービス等の体系	36
第6章 サービス見込量の設定	37
1. 平成23年度に向けた数値目標	37
(1) 施設入所者の地域生活への移行	37
(2) 「退院可能精神障害者」の地域生活への移行	38
(3) 福祉施設利用者の一般就労への移行	39
2. 第1期における各サービスの見込量	40
(1) 見込量設定の考え方	40
(2) 訪問系サービス	41

(3) 日中活動系サービス	42
(4) 居住系サービス	47
(5) 相談支援（サービス利用計画作成事業）	49
(6) 旧体系サービス	50
3. 第1期における地域生活支援事業の見込量	51
(1) 相談支援事業	51
(2) コミュニケーション支援事業	51
(3) 日常生活用具給付等事業	52
(4) 移動支援事業	52
(5) 地域活動支援センター事業	53
(6) その他の任意事業	54
第7章 サービス確保のための方策	56
(1) 訪問系サービス	56
(2) 日中活動系サービス	56
(3) 居住系サービス	56
(4) 相談支援（サービス利用計画作成事業）	57
(5) 地域生活支援事業	57
第8章 計画の推進について	59
1. 制度の普及啓発	59
2. 関係機関等の連携と地域福祉の推進	59
3. 人材の養成確保と資質向上	60
4. 計画の適切な進行管理	60
資料編	
1-1 主な制度一覧表（「県・福祉のしおり」より）	63
1-2 主な制度一覧表	65
1-3 主な制度一覧表	67
1-4 主な制度一覧表	69
2-1 「参考」各種手当	71
2-2 「参考」自立支援医療	72
3 各種手帳	73
4 雇用促進等	76
5 香南市の取り組み	77
6 社会参加への促進	78
7 相談窓口・関係機関	79
8 事業所及び学校	82
9 主な障害者団体	83
香南市障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員名簿	87
策定委員会の記録	87

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景と目的

平成15年4月に導入された「支援費制度」によって、それまで行政がサービス内容を決定していた障害福祉サービスは、利用者自らが選択し契約により利用する仕組みへと大きく転換しました。

これにより、利用者が急増しましたが、それと同時に、財政的には将来にわたって持続可能な制度運営が危惧される状況が明らかになってきました。また、サービス提供の地域格差の問題や根拠法が障害種別や年齢によって異なっているために事業体系が複雑であったり、精神障がいのある人がサービス対象外であるなど、制度上の問題点が顕在化してきました。

こうした制度上の諸問題を是正し、障害の種別や年齢を超えて障がいのある人すべてが公平公正にサービス利用ができるよう、平成17年10月に「障害者自立支援法」が成立し、平成18年10月から新たなサービス体系が完全施行となっています（一部は4月からすでに施行）。

一方、障がいのある人をめぐる状況をみると、障がいのある人が増加傾向で推移する中で、総じて本人やその家族介護者の高齢化が進行しているほか、自立と社会参加のための日常的な生活支援とともに、将来にわたる生活不安への対応のための障害福祉サービスの一層の充実が求められています。

この計画は、障害者自立支援法において新体系サービスへの移行を円滑かつ計画的に進めるために計画策定が義務化されたことを受け、同法の趣旨や障がいのある人のニーズ等をふまえ、制度改革に伴う本市における今後のサービス提供基盤の整備目標やその確保方策等に関する基本的事項を定めるものです。

2. 計画の位置づけ

(1) 計画の法定根拠

この計画は、障害者自立支援法第88条に基づく法定計画です。

計画の策定にあたっては、同法において国の定める基本指針に即するとともに、香南市振興計画及び障害者基本計画との調和を保ち、3年を1期とし目標年度までの各年度における障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込みとその確保のための方策等を定めるものです。

図表 1 障害福祉計画の根拠法と性格

根拠法	障害者自立支援法（平成18年4月1日施行） 同法第88条
性格	各年度における障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み、見込量の確保のための方策等の計画

なお、障害福祉計画の策定に関して検討すべき事項（計画に盛り込むべき事項）について、国の「基本方針」の中では次のように示されています。

- 1 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込み量の確保のための方策
 - (1) 各年度における指定福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込み量
 - (2) 指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込み量の確保のための方策
- 2 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項
 - (1) 実施する事業の内容
 - (2) 各年度における事業の種類ごとの量の見込み
 - (3) 各事業の見込み量の確保のための方策
 - (4) その他実施に必要な事項

「計画策定に関する国の基本方針」より

(2) 障害者基本計画との関係

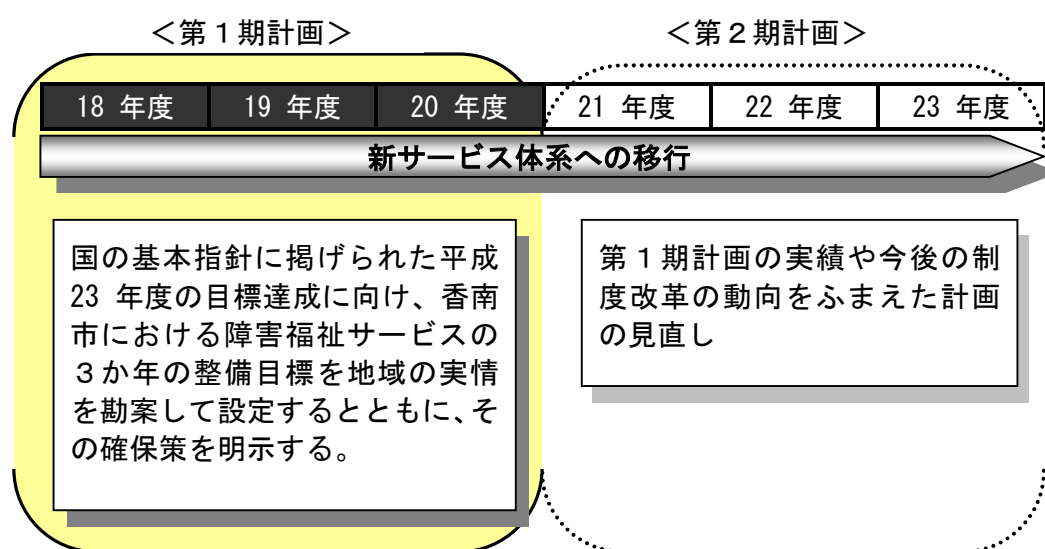
「香南市障害者基本計画」との関係では、同計画に定める施策のうち、障がいのある人の生活支援にかかわる具体的なサービス提供基盤の整備について定めるものです。

3. 計画の期間

この計画は、旧サービス体系が障害者自立支援法にもとづく新サービス体系へ完全移行することが定められている平成23年度を見据え、その目標達成に向けた第1期計画として平成18年度から平成20年度までを計画期間とします。

また、第1期における実績をもとに、平成20年度末までに計画内容の見直しを行い、平成21年度から平成23年度までを期間とする第2期計画を策定することとなります。

図表 2 障害福祉計画の計画期間



4. 計画の対象者と用語の使い方

この計画の対象者は、「障害者基本法」において定義されているように“身体障害・知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人”とします。

なお、この計画では、特に法律上の名称や慣用的な表現及び図表中などを除き、計画対象者を総称する場合、「障がいのある人」という表現で統一します。

また、障害種別の表現が必要な場合には、次表のとおり、「身体障がいのある人」「知的障がいのある人」「精神障がいのある人」という表現を用います。

図表 3 計画対象者とその定義

1 身体障がいのある人 ～ 身体障害児・者
<p>「身体障害者福祉法」において、①視覚障害、②聴覚又は平衡機能の障害、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸若しくはヒト免疫不全ウィルスによる免疫の機能の障害がある18歳以上の人であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた人を対象とします。</p> <p>また、「児童福祉法」において「身体に障害のある子ども」という語を用いている上記のような障害のある児童を総称し、「身体障がいのある子ども」とします。</p>
2 知的障がいのある人 ～ 知的障害児・者
<p>「知的障害者・児」の定義は、法的には明示されていませんが、厚生労働省では「知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」としています。なお、この計画の中では、「知的障がいのある人」、もしくは「知的障がいのある子ども」という表現で統一します。</p>
3 精神障がいのある人 ～ 精神障害者
<p>「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」において定める、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する人を対象とします。</p> <p>なお、この計画では、「精神障がいのある人」と統一します。</p>

第2章 障害者自立支援法による制度改革

1. 障害者自立支援法の背景と制度改革の内容

平成17年10月に「障害者自立支援法」が制定され、それまでの「支援費制度」に代わる新たなサービス体系が平成18年10月から完全施行されました（一部は4月1日施行）。

その背景には、平成15年4月に施行された「支援費制度」が居宅サービスの利用者を中心に制度開始時から急増し、短期間のうちに財源上の問題が危惧され始めたこと、また、サービスの提供やその水準においても、精神障がいのある人が含まれないなど障害種別による格差や地域間でサービス提供基盤の格差が生じるなどの問題が顕在化してきたことなどが挙げられます。

こうした状況を受け、平成16年10月に厚生労働省が示した「障害保健福祉施策に関する改革のグランドデザイン」による障害者施策の新たな方向づけに基づき、障がいのある人が地域で自立して暮らせる社会の実現をめざすため、障害者自立支援法が成立したものであり、その背景や目的は、おおむね次のとおり整理されます。

① 目的や機能に着目した障害福祉サービスの再編と一元的提供

障害種間のサービス格差が顕著になったため、障害種ごとの法律に基づく縦割りのサービス体系から「目的や機能に着目した」サービス体系に再編することで、障害種間の格差の解消を図るとともに、サービスの提供主体を可能な限り市町村に移し、障害福祉のサービス資源を有効に利用できるようにする。

② 「自立」の再定義

障がいのある人も自らの選択・意志決定によって生活を営むことを「自立」ととらえ、地域生活支援と就労促進を基本とした制度体系へと再編する。

③ 財政負担の確保と利用者負担の見直し

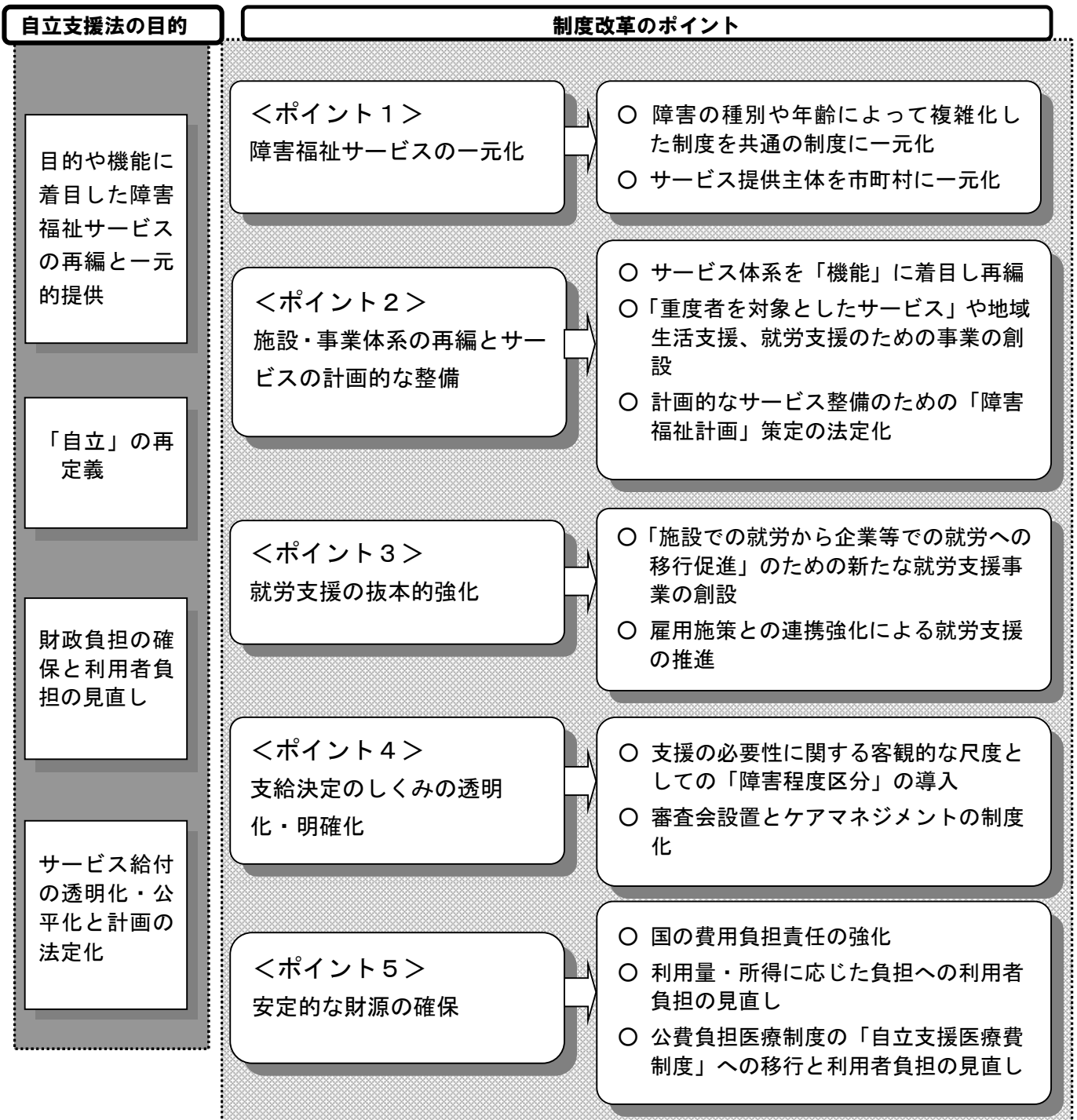
制度運営を支えるため、国や都道府県の財政責任を明確化するとともに、「応益負担」を原則に利用者負担を見直す。

④ サービス給付の透明化・公平化と計画の法定化

サービス給付について、利用手続きの透明化と公正化を図るとともに、全国一律のサービス提供を保障し地域間格差を是正するために地方公共団体に障害福祉計画の策定を義務づける。

また、自立支援法による制度改革のポイントは、次の5点に整理されます。

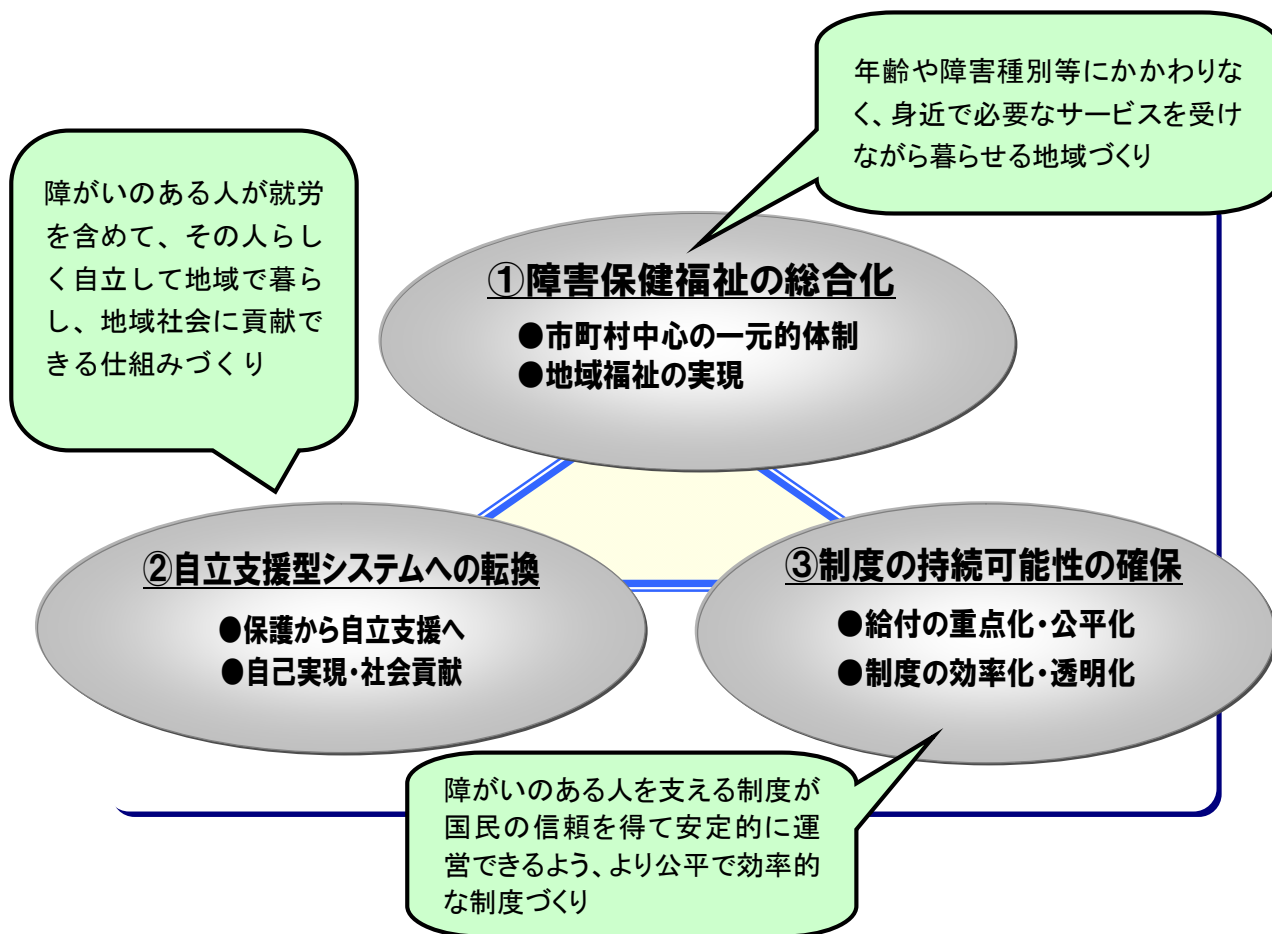
図表 4 障害者自立支援法による制度改革の5つのポイント



2. 障害者自立支援法の全体像と主な改正点

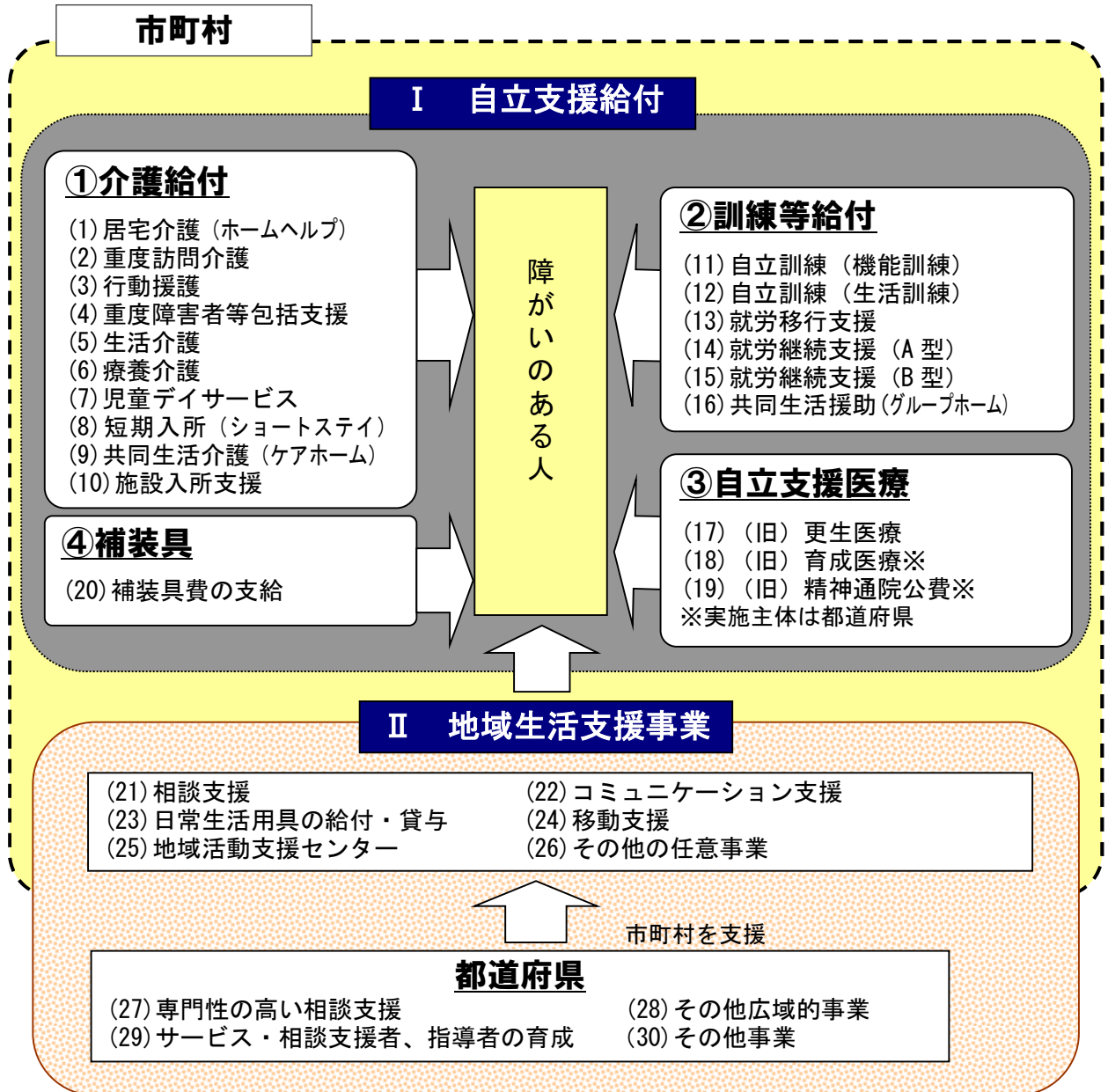
障害者自立支援法による制度改革の基本視点としては、大きく次の3点が掲げられています。

図表 5 障害者自立支援法による制度改革の基本視点



この基本視点に立ち、「利用者本位のサービス体系への再編」や「就労支援の抜本的対策の強化」から、次のような体系をめざすこととしています。

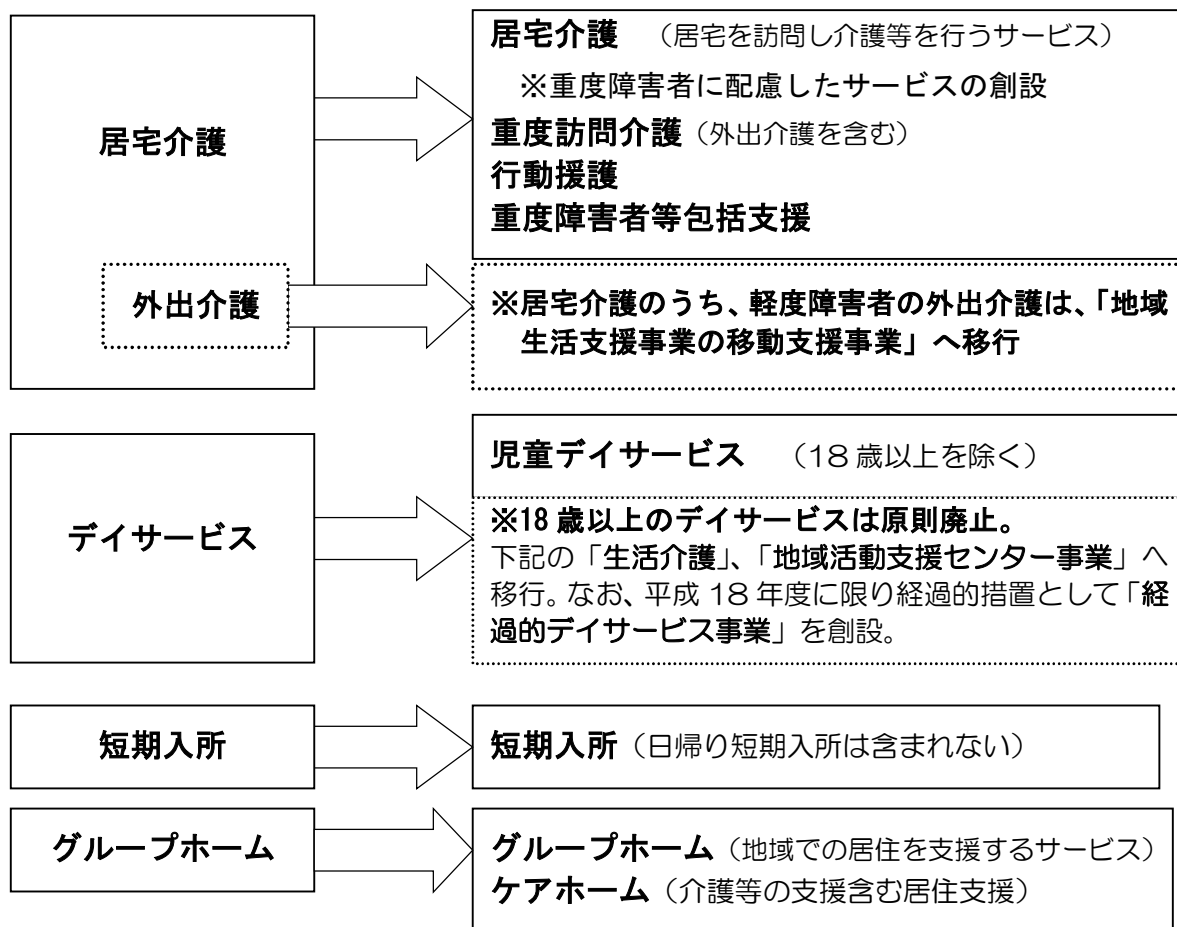
図表 6 障害者自立支援法による新たなサービス体系（全体像）



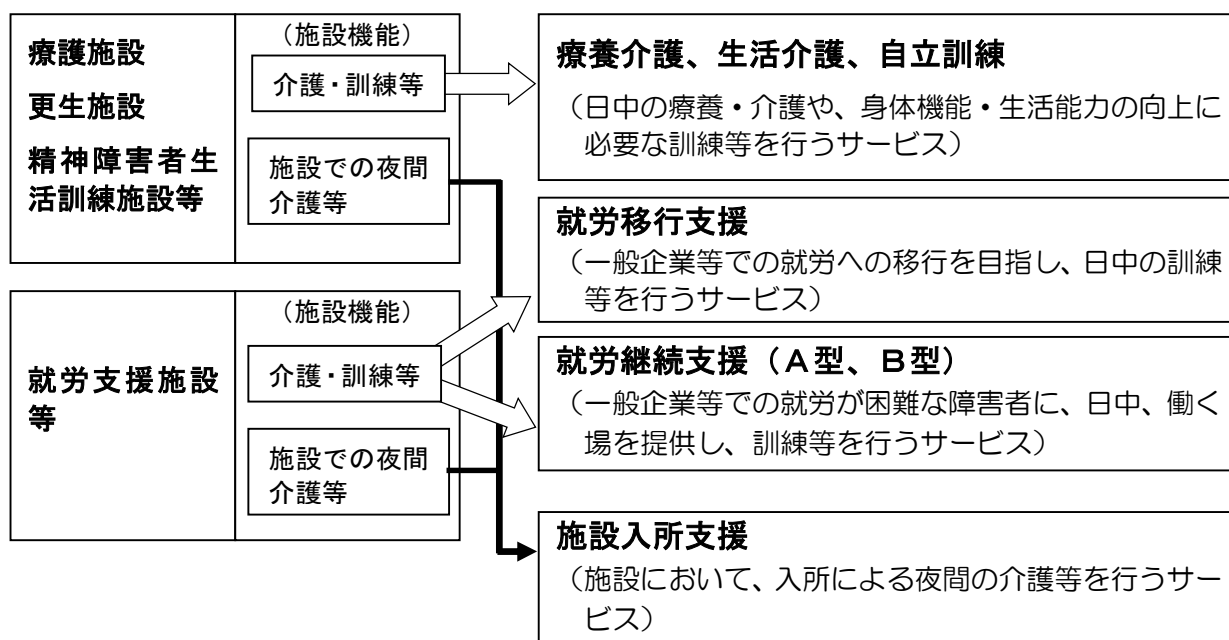
図表 7 障害者自立支援法による制度改革（支援費制度等との対比）

【旧法のサービス体系】

【障害者自立支援法による新体系サービス】



※ 日中活動と夜間(居住)とで施設サービスを再編



※福祉ホーム（既存体系では施設に位置付け）は、地域生活支援事業へ移行

また、これを受けて、障がいのある人のサービス利用に、次の新たな点が加わりました。

① 障害程度区分認定の導入と審査会の設置

障がいのある人の介護ニーズを客観的に判定し、透明で公正な支給決定を実施するため、「障害程度区分」が設定されました。

介護保険の要介護認定の認定調査項目（79項目）と、行動面・精神面・日常生活面に関する27項目（計106項目）からなる調査項目、医師の意見書などを審査会で総合的に判定します。

この審査会は、医師をはじめとする障害に関する専門職で構成され、本市では、香美市と共同で設置しています。

② サービスのプログラム化とケアマネジメントの導入

施設などの訓練等給付は目標を定め、その達成効果で評価されることとなります。また、在宅サービスにはケアマネジメントが導入され、ケアプランに沿ったサービス提供が行われます。

③ 利用者負担の定率負担化

利用者負担では、原則として扶養義務者負担はなくなりましたが、これまでの応能負担からサービス経費の1割を負担する「応益負担」となりました。

また、福祉サービスを利用すると、原則1割の費用を負担しますが、負担が増えすぎないように上限額が設定されます。

さらに、所得の低い方は、生活保護水準にならないよう、1か月当たりの負担の上限額や、食費などの負担がさらに軽減されます。世帯の考え方は、住民基本台帳上の世帯を原則としますが、税制や健康保険制度などで被扶養者でない場合、障がいのある人とその配偶者（夫婦）を別世帯とすることもできます。

3. サービスの利用方法と流れ

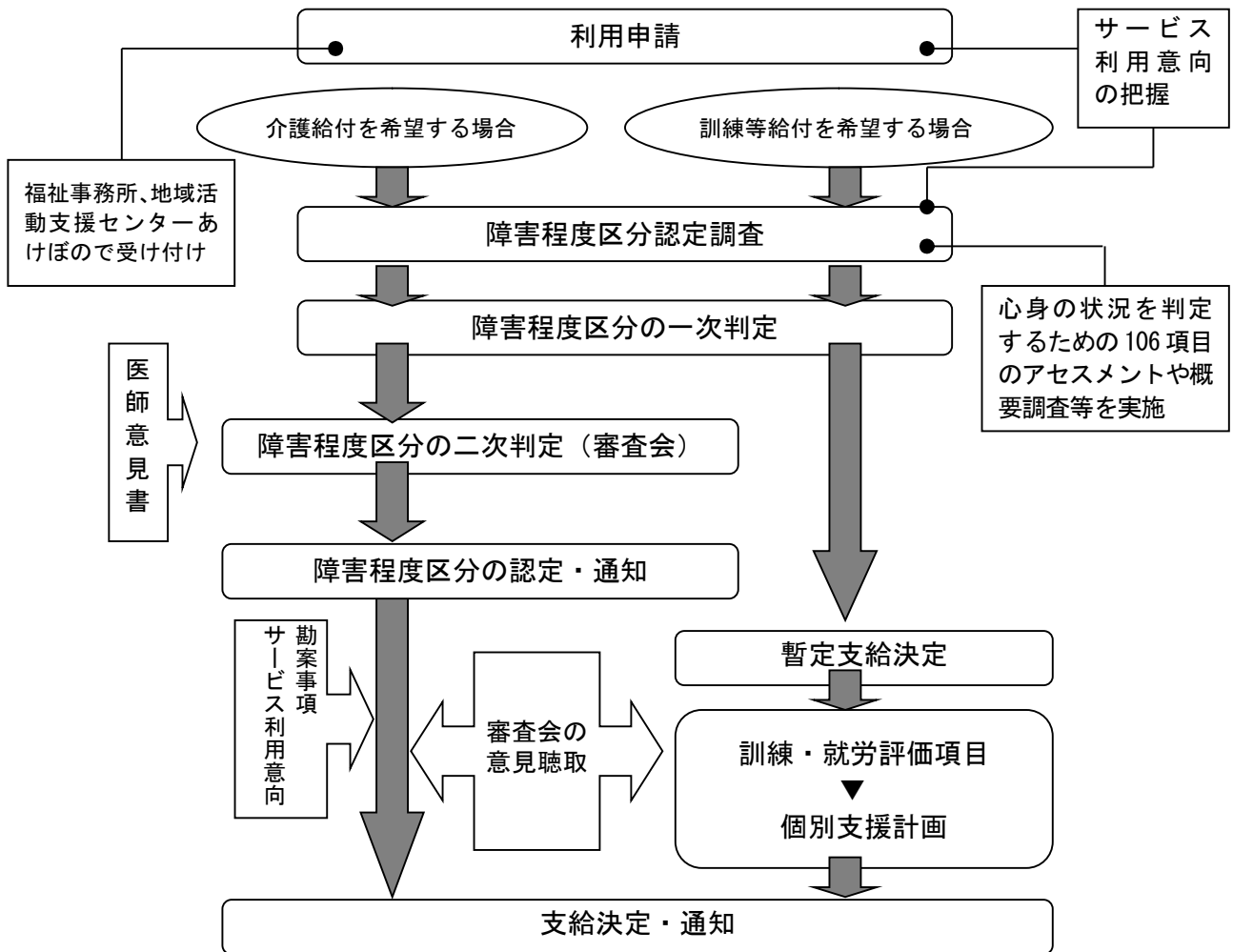
障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスを利用するためには、まず、市福祉事務所または地域活動支援センターあけぼのに相談・支給申請を行います。

これを受けて、市職員または市から委託を受けた相談支援事業者の職員が訪問し、障害程度区分認定調査・概要調査により本人の障害の状況などを聞き、その結果をもとに審査会で障害程度区分が決定されます。

この結果と申請時、調査時にお聞きしたサービス利用意向をふまえ、サービスの支給決定が行われます。

また、必要に応じて、就労・教育、福祉サービス利用などの総合的な相談支援やサービス利用計画の作成など、継続的な支援を実施します。

図表 8 申請からサービス利用までの流れ



第3章 障がいのある人の状況

1. 障がいのある人の状況（平成18年3月31日現在）

（1）身体障がいのある人

身体障がいのある人の状況を手帳所持者数（交付数）で見ると、平成18年3月31日現在で、1,778人です。

その年齢構成は、18歳未満の障がいのある子どもが2.1%、18歳以上が97.9%となっており、とりわけ、65歳以上の障がいのある人が全体の7割ほどを占めており、総じて高齢化が顕著となっています。

また、障害等級別では、「1級」、「2級」の重度者が847人に上り、全体の47.6%を占めています。

図表9 年齢別手帳交付数

区分	人数（人）	構成比（%）
18歳未満	38	2.1
18～64歳	489	27.5
65歳以上	1,251	70.4
計	1,778	100.0

図表10 等級別・障害種類別手帳交付数

（単位：人）

区分	視覚	聴覚	音声・言語	肢体	内部	計
1級	38	4	1	226	259	528
2級	29	39	2	242	7	319
3級	12	24	8	177	73	294
4級	9	24	3	192	176	404
5級	11	0	0	110	0	121
6級	9	46	0	57	0	112
計	108	137	14	1,004	515	1,778

(2) 知的障がいのある人

知的障がいのある人の状況を手帳所持者数（交付数）でみると、平成18年3月31日現在で197人であり、年齢区分では、18歳未満の障がいのある子どもが19.3%、18歳以上が80.7%という構成にあり、身体障がいのある人に比べて、障がいのある子どもの割合が高くなっています。

図表 11 障害程度別の療育手帳交付数

等級区分	人数(人)	構成比(%)
A1	34	17.2
A2	53	26.9
B1	67	34.0
B2	43	21.8
計	197	100.0

図表 12 年齢別の療育手帳交付数

年齢区分	人数(人)	構成比(%)
18歳未満	38	19.3
18～64歳	144	73.1
65歳以上	15	7.6
計	197	100.0

(3) 精神障がいのある人

精神障がいのある人の場合、手帳所持者数（交付数）は平成18年3月31日現在で84人となっているほか、通院公費負担受給者が262人という状況です。

図表 13 精神障害者保健福祉手帳交付者数等の状況

区分		人数(人)
手帳所持者	1級	11
	2級	58
	3級	15
	計	84
通院公費負担受給者		262

2. 障害福祉サービスの利用実績

(1) 支援費制度の概要

平成15年4月から支援費制度が導入され、それまでの「措置制度」（行政がサービス内容や提供する事業者を決定する考え方）から利用者自らが選択し、事業者との契約により利用する方法「契約制度」へ変わりました。

支援費制度により利用できるサービスは、下表のとおりであり、児童を含む身体障がいのある人と知的障がいのある人に限定されていました。

図表 14 支援費制度による提供サービス

区分	身体障害	知的障害	障害のある児童
居宅サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○身体障害者居宅介護（ホームヘルプサービス） ○身体障害者デイサービス ○身体障害者短期入所（ショートステイ） 	<ul style="list-style-type: none"> ○知的障害者居宅介護（ホームヘルプサービス） ○知的障害者デイサービス ○知的障害者短期入所（ショートステイ） ○知的障害者地域生活援助（グループホーム） 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童居宅介護（ホームヘルプサービス） ○児童デイサービス ○児童短期入所（ショートステイ）
施設サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○身体障害者更生施設 ○身体障害者療護施設 ○身体障害者授産施設 	<ul style="list-style-type: none"> ○知的障害者更生施設 ○知的障害者授産施設 ○知的障害者通勤寮 	なし

(2) 支援費制度の利用状況

支援費制度による主なサービスの利用状況は下表のとおりです。

① ホームヘルプサービス

図表 15 ホームヘルプサービスの利用状況

身体障害者	利用者 人	身体介護		家事援助		移動介護 身体介護伴う		日常生活		計 時間	
		人	時間	人	時間	人	時間	人	時間		
利用実績	平成16年	101	58	2,009	67	268	20	156	4	21	2,453
	平成17年	128	84	2,726	84	378	32	266	5	29	3,398
	平成18年	70	38	1,905	42	194	18	129			2,227
月平均	平成16年	8.42	4.83	167.38	5.58	22.33	1.67	12.96	0.33	1.75	204.42
	平成17年	10.67	7.00	227.17	7.00	31.50	2.67	22.13	0.42	2.38	283.17
	平成18年	10.00	5.43	272.07	6.00	27.64	2.57	18.36			318.07

知的障害者	利用者 人	身体介護		家事援助		移動・身体				計 時間	
		人	時間	人	時間	身体介護伴う		伴わない			
		人	時間	人	時間	人	時間	人	時間		
利用実績	平成16年	14	2	6		7	39	5	24	69	
	平成17年	25	4	11	10	88		11	61	159	
	平成18年	22	3	8	14	163		6	33	204	
月平均	平成16年	1.17	0.17	0.50			0.58	3.25	0.42	2.00	5.75
	平成17年	2.08	0.33	0.88	0.83	7.29			0.92	5.08	13.25
	平成18年	3.14	0.43	1.14	2.00	23.29			0.86	4.64	29.07

精神障害者	利用者 人	身体介護		家事援助		外出介護 身体介護伴う		計 時間	
		人	時間	人	時間	人	時間		
利用実績	H18	41	6	52	41	338	2	4	394
月平均	H18	5.86	0.86	7.43	5.86	48.29	0.29	0.50	56.21

障害児	利用者 人	身体介護		家事援助		移動・身体 身体介護伴う		計 時間	
		人	時間	人	時間	人	時間		
利用実績	平成16年	13	10	113	3	7		119	
	平成17年	15	14	226	6	100	5	69	394
	平成18年	5	5	62	1	16	1	5	83
月平均	平成16年	1.08	0.83	9.38	0.25	0.54		9.92	
	平成17年	1.25	1.17	18.79	0.50	8.29	0.42	5.75	32.83
	平成18年	0.71	0.71	8.79	0.14	2.29	0.14	0.71	11.79

② 短期入所（ショートステイ）

図表 16 短期入所（ショートステイ）の利用状況

	法区分	合計									
		実人数	～4時間	4～8時間	8時間～	宿泊延日数	延回数	食事68単位	42単位	送迎回数	
		人	回	回	回	日	回	回	回	回	
利用実績	平成16年	身体障害者	6	/	/	/	66	11	—	—	17
		知的障害者	26		106	32	87	18	—	—	
		障害児	13	2	28	1	11	3	—	—	
		合計	45	2	134	33	164	32	—	—	17
	平成17年	身体障害者	2	/	/	/	66	4	—	—	1
		知的障害者	13		7		99	18	—	—	
		障害児	10	2	9	19	22	2	—	—	
		合計	25	2	16	19	187	24	—	—	1
	平成18年	身体障害者	4	/	/	/	13	4	10	/	3
		知的障害者	10		4		59	11		4	
		障害児	4		5	2	21	7			
		合計	18		9	2	93	22	10	4	3
月平均	平成16年	身体障害者	0.50	/	/	/	5.50	0.92	—	—	1.42
		知的障害者	2.17		8.83	2.67	7.25	1.50	—	—	
		障害児	1.08	0.17	2.33	0.08	0.92	0.25	—	—	
		合計	3.75	0.17	11.17	2.75	13.67	2.67	—	—	1.42
	平成17年	身体障害者	0.17	/	/	/	5.50	0.33	—	—	0.08
		知的障害者	1.08		0.58		8.25	1.50	—	—	
		障害児	0.83	0.17	0.75	1.58	1.83	0.17	—	—	
		合計	2.08	0.17	1.33	1.58	15.58	2.00	—	—	0.08
	平成18年	身体障害者	0.57	/	/	/	1.86	0.57	1.43	/	0.43
		知的障害者	1.43		0.57		8.43	1.57		0.57	
		障害児	0.57		0.71	0.29	3.00	1.00			
		合計	2.57		1.29	0.29	13.29	3.14	1.43	0.57	0.43

③ デイサービス

図表 17 デイサービスの利用状況

	法区分	合計							
		人数 人	～4 回	4～6H 回	6H～ 回	給食 回	入浴 回	送迎 回	
利用実績	平成16年	身体障害者	14		10	74	84	82	156
		障害児							
		合計	14		10	74	84	82	156
	平成17年	身体障害者	30	1	7	157	162	160	330
		障害児							
		合計	30	1	7	157	162	160	330
	平成18年	身体障害者	19		35	151	167	43	334
		障害児	18	36					
		合計	37	36	35	151	167	43	334
月平均	平成16年	身体障害者	1.17		0.83	6.17	7.00	6.83	13.00
		障害児							
		合計	1.17		0.83	6.17	7.00	6.83	13.00
	平成17年	身体障害者	2.50	0.08	0.58	13.08	13.50	13.33	27.50
		障害児							
		合計	2.50	0.08	0.58	13.08	13.50	13.33	27.50
	平成18年	身体障害者	2.71		5.00	21.57	23.86	6.14	47.71
		障害児	2.57	5.14					
		合計	5.29	5.14	5.00	21.57	23.86	6.14	47.71

④ グループホーム

図表 18 グループホームの利用状況

		知的障害者			精神障害者※			合 計		
		4人定員	5人定員	計	4人定員	5人定員	計	4人定員	5人定員	計
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
利用実績	平成 16 年	72.00	12.00	84.00	—	—	—	72.00	12.00	84.00
	平成 17 年	79.00	10.00	89.00	—	—	—	79.00	10.00	89.00
	平成 18 年	43.00	7.00	50.00	6.00	3.00	9.00	49.00	10.00	59.00
月平均	平成 16 年	6.00	1.00	7.00	—	—	—	6.00	1.00	7.00
	平成 17 年	6.58	0.83	7.42	—	—	—	6.58	0.83	7.42
	平成 18 年	6.14	1.00	7.14	0.86	0.43	1.29	7.00	1.43	8.43

※平成 18 年 4 月から支援費制度の対象

⑤ 支援費の費用額実績

支援費の費用額について、平成 16 年から平成 18 年までの実績を示すと、次表のとおりです。

図表 19 支援費制度の各サービスの費用額実績

事業種別	法区分	年間利用実績 (千円)			月平均 (千円)		
		平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年
ホームヘルプサービス ・ 身体介護 ・ 家事援助 ・ 日常生活支援 ・ 外出支援	身体障害者	9,944	12,836	8,284	829	1,070	1,183
	知的障害者	209	262	297	17	22	43
	精神障害者	—	—	670	—	—	96
	障害児	460	1,150	231	38	96	33
	計	10,613	14,248	9,482	884	1,187	1,355
デイサービス	身体障害者	624	1,235	1,217	52	103	174
	知的障害者	0	0	0	0	0	0
	障害児	0	0	118	0	0	17
	計	624	1,235	1,334	52	103	191
短期入所 (ショートステイ)	身体障害者	549	476	91	46	40	13
	知的障害者	2,101	1,905	1,102	175	159	158
	精神障害者	—	—	0	—	—	0
	障害児	494	754	437	41	63	62
	計	3,143	3,135	1,630	262	261	233
グループホーム (地域生活援助事業)	知的障害者	7,736	8,218	4,213	645	685	602
	精神障害者	—	—	545	—	—	78
	計	7,736	8,218	4,758	645	685	680

(注) 図表 15～19 までの平成 16 年と 17 年の数値は、それぞれ 3 月から翌年 2 月までの 1 年間の利用実績と月平均を示します。また、平成 18 年の数値は、3 月から 9 月までの 7 か月間の利用実績と月平均となっています。

⑥ 入所・通所施設の利用状況

図表 20 身体障害・知的障害関連施設（入所・通所）の利用状況

(単位：人)

施設種別	平成 17 年 10 月	平成 18 年 10 月	変動
①身体障害者更生施設	3	1	
県立リハビリテーションセンター (春野町)	3	1	退所 2
②身体障害者療護施設	21	20	
のぞみの家 (香南市)	15	15	
国府寮 (南国市)	2	2	
安芸療護園 (安芸市)	2	1	退所 1
アドレス高知 (高知市)	1	1	
橋原みどりの家 (橋原町)	1	1	
③身体障害者授産施設	1	1	
県立リハビリテーションセンター (春野町)	1	1	
④身体障害者通所授産施設	6	6	
安芸市ワーカー (安芸市)	3	3	
ウィール社 (南国市)	2	2	
すずめ共同作業所 (高知市)	1	1	
身体障害者関連施設 小計	31	28	
①知的障害者更生施設（入所）	23	28	
かがみの育成園 (香美市)	12	13	入所 1
大方誠心園 (黒潮町)	4	4	
南海学園 (南国市)	0	4	入所 4
おおなろ園 (高知市)	2	2	
わかふじ寮 (四万十市)	1	1	
あじさい園 (春野町)	1	1	
湖水園 (仁淀川町)	1	1	
しゃくなげ荘 (本山町)	1	1	
むろと・はまゆう園 (室戸市)	1	1	
②知的障害者更生施設（通所）	5	5	
ウィッシュかがみの (香美市)	3	3	
すずめ通所センター (高知市)	2	2	
③知的障害者授産施設（入所）	4	4	
ワークセンター白ゆり (香美市)	3	3	
せせらぎ園 (中土佐町)	1	1	
④知的障害者授産施設（通所）	33	37	
香南くろしお園 (香南市)	23	25	通所 3、退所 1
ワークセンター第 2 白ゆり (香美市)	7	7	
パワーズ山田 (香美市)	2	2	
フレンドリー (香南市)	0	1	通所 1
すずめ旭天神センター (高知市)	0	1	通所 1
四万十・ごり工房 (四万十市)	1	1	
⑤知的障害者小規模通所授産施設	0	1	
ワークセンター太陽 (高知市)	0	1	通所 1
知的障害者関連施設 小計	65	75	
①精神小規模通所授産施設	5	6	
風車の丘あけぼの (香南市)	5	6	増 1
精神障害者関連施設 小計	5	6	
3 障害法定サービス合計	101	109	

図表 21 県内の身体障害者関連施設の状況

施設名	種類	入所	通所
アドレス・高知	A	30(1)	—
高坂更生センター	C	35	19
かずめ共同作業所	D	—	20(1)
高知市身体障害者通所 施設産所	D	—	20
宮2あおぞら作業所	E	—	15
共同作業所ウェーブ	E	—	15

■南国市

位置	施設名	種類	入所	通所
1	国府寮	A	80(2)	—
2	ウィール社	D	—	30(2)

■安芸市

位置	施設名	種類	入所	通所
1	安芸養護園	A	50(1)	—
2	安芸ワークセンター	D	—	30(3)

種類	入所	通所
D	—	30

入所	通所
—	15

■香南市

位置	施設名	種類	入所	通所
1	のぞみの家	A	62(15)	—

■土佐市

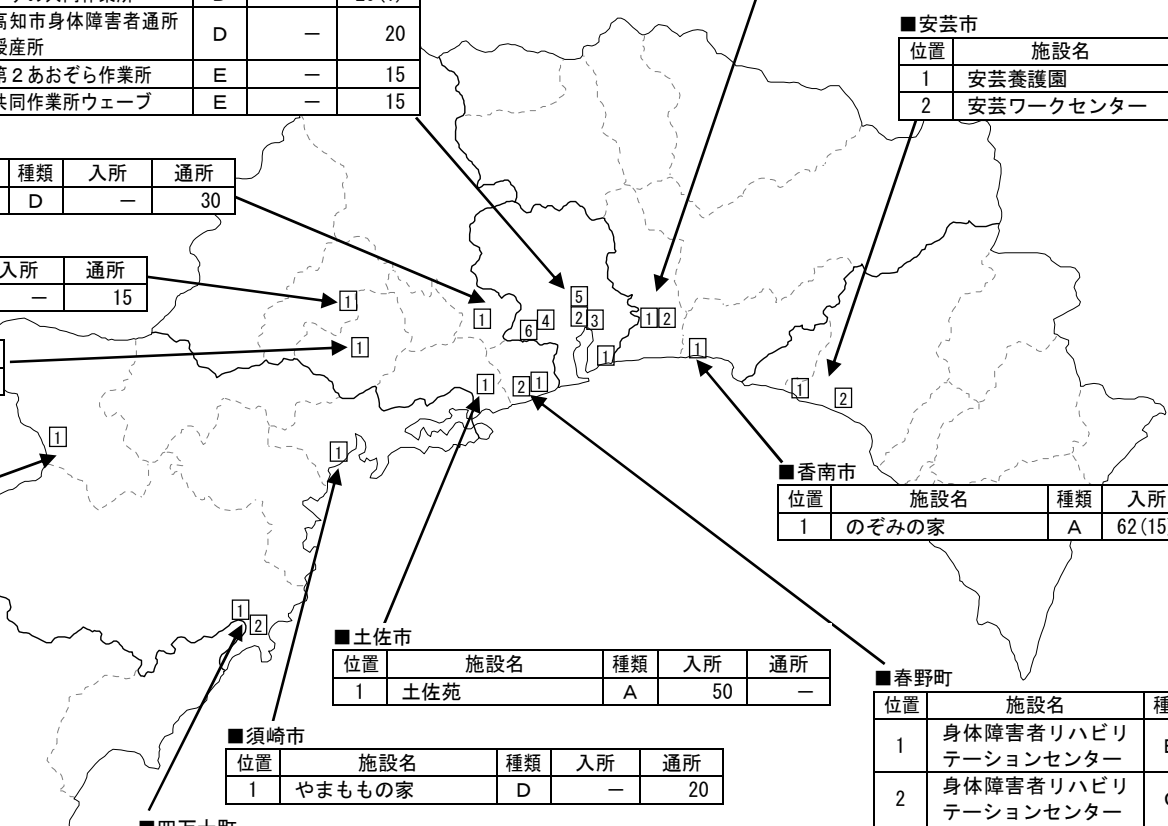
位置	施設名	種類	入所	通所
1	土佐苑	A	50	—

■春野町

位置	施設名	種類	入所	通所
1	身体障害者リハビリ テーションセンター	B	50(1)	—
2	身体障害者リハビリ テーションセンター	C	43(1)	14

■須崎市

位置	施設名	種類	入所	通所
1	やまももの家	D	—	20



図表 22 県内の知的障害者関連施設の状況

記号	施設の種類
A	知的障害者更生施設
B	知的障害者授産施設
C	知的障害者小規模通所授産施設
D	通勤寮
E	法定外施設

■高知市

位置	施設名	種類	入所	通所
1	すずめ通所センター	A	—	20 (2)
2	おおなる園	A	60 (2)	15
3	昭光園	B	—	50
4	分場ふれあい作業所	B	—	15
5	あおぞら共同作業所	B	—	20
6	すずめ旭天神センター	B	—	20 (1)
7	ワークセンター太陽	C	—	30 (1)
8	大津寮	D	20	—

■南国市

位置	施設名	種類	入所	通所
1	南海学園	A	—	60 (4)
2	なんこく	B	—	20
3	きてみいや	E	—	10 (1)

■本山町

位置	施設名	種類	入所	通所
1	しゃくなげ荘	A	50	—

■香美市

位置	施設名	種類	入所	通所
1	かがみの育成園	A	138 (13)	—
2	ウイッシュかがみの	A	—	20 (3)
3	ワークセンター白ゆり	B	34 (3)	19
4	ワークセンター第二白ゆり	B	—	40 (7)
5	パワーズ山田	B	—	20 (2)

■香南市

位置	施設名	種類	入所	通所
1	香南くろしお園	B	—	30 (25)
2	フレンドリー	B	—	20 (1)

■室戸市

位置	施設名	種類	入所	通所
1	むろと・はまゆう園	A	30 (1)	10

■春野町

位置	施設名	種類	入所	通所
1	涅槃の家	A	—	30
2	あじさい園	A	50 (1)	15
3	第二あじさい園	B	—	20

■土佐市

位置	施設名	種類	入所	通所
1	たかぎ寮	A	45	—
2	カトレア	A	20	—
3	作業所土佐	B	—	20
4	分場土佐ふれあい工房	B	—	19
5	太陽福祉園	B	—	20
6	分場つばさ	B	—	5
7	ときわ寮	D	20	—

■須崎市

位置	施設名	種類	入所	通所
1	くすのき園	A	60	8

■仁淀川町

位置	施設名	種類	入所	通所
1	湖水園	A	50 (1)	—

■中土佐町

位置	施設名	種類	入所	通所
1	せせらぎ園	B	50 (1)	—

■黒潮町

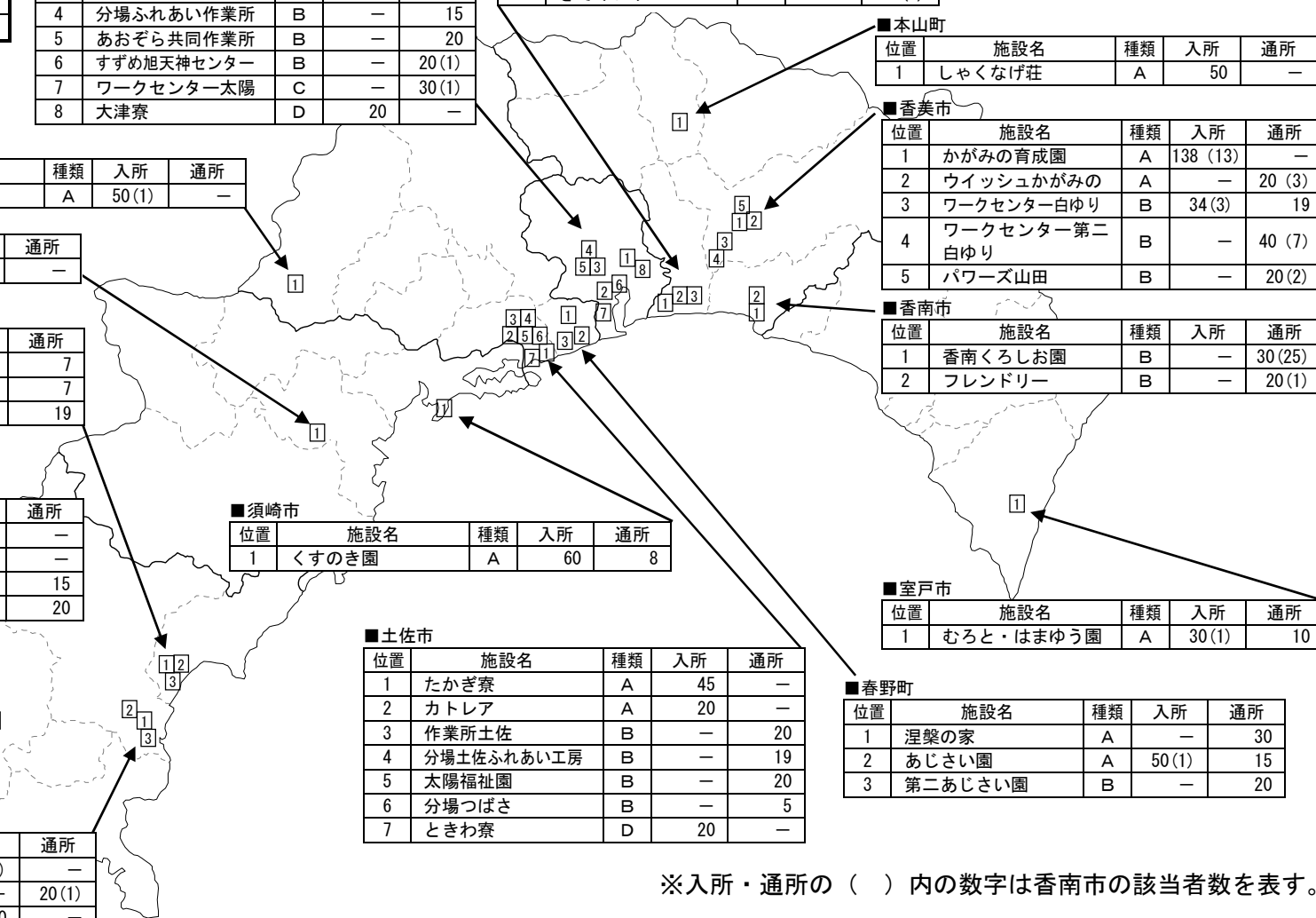
位置	施設名	種類	入所	通所
1	大方誠心園	A	102 (4)	7
2	大方誠心園分場	A	—	7
3	大方生華園	B	55	19

■宿毛市

位置	施設名	種類	入所	通所
1	宿毛育成園	A	76	—
2	宿毛授産園	B	60	—
3	分場ひだまり	B	—	15
4	ワークセンターすくも	B	—	20

■四万十市

位置	施設名	種類	入所	通所
1	わかふじ寮	A	30 (1)	—
2	四万十・ごり工房	B	—	20 (1)
3	中村通勤寮	D	20	—



※入所・通所の（ ）内の数字は香南市の該当者数を表す。

図表 23 県内の精神障害者関連施設の状況

■高知市

位置	施設名	種類	定員
1	てく・とこ・瀬戸	A	—
2	こうち	A	—
3	広場そよかぜ	A	—
4	まち	B	22+2
5	てく・とこ・せと	B	25+1
6	ますがた	C	23
7	さんかく広場	E	30
8	のいちごの場所	F	19
9	サポートびあ	F	18
10	めざめ	F	19
11	喫茶もやハウス	G	18
12	みどり作業所	G	20
13	さんかく広場あさひ	G	9
14	ひだまり	D	4
15	太陽	D	5
16	あざみの	D	4
17	はじまり	D	4
18	ひろがり	D	4
19	介援隊	D	5
20	やまもも寮	D	5
21	つながり	D	5
22	介援隊2	D	4
23	さくら	D	4
24	すみれ	D	4
25	はるかぜ	D	6
26	かがやき	D	7
27	やえもん	D	10

■橋原町

位置	施設名	種類	定員
1	橋原竹ぼうきの会	G	10

■宿毛市

位置	施設名	種類	定員
1	かけはし	A	—
2	だんらん	B	20
3	ゆうかり	D	4
4	あすなる	D	5

■土佐町

位置	施設名	種類	定員
1	れいほくの里どんぐり	G	20

■日高村

位置	施設名	種類	定員
1	ライフファクトリー 茂平	G	19

■香美市

位置	施設名	種類	定員
1	ぼのぼの	D	5
2	めじろ	D	6

■香南市

位置	施設名	種類	定員
1	香美地区あけぼの 共同作業所 (風車の丘あけぼの)	F	19(6)

■安芸市

位置	施設名	種類	定員
1	高知ダルク	D	8
2	共同作業所ゆうハート 安芸	G	20

■土佐市

位置	施設名	種類	定員
1	つくし作業所	F	19

■須崎市

位置	施設名	種類	定員
1	こころ	A	—
2	まあぶる	C	20
3	共同作業所ゆら・ら	G	19

■中土佐町

位置	施設名	種類	定員
1	鯉乃国の萬屋	F	9

■四万十町

位置	施設名	種類	定員
1	由葉の里	G	16

■四万十市

位置	施設名	種類	定員
1	共同作業所きっと	G	19
2	森のいえ	G	9

■室戸市

位置	施設名	種類	定員
1	夢工房ひまわり	F	19

記号	施設の種類
A	精神障害者地域生活支援センター
B	援護寮
C	福祉ホームB型
D	グループホーム
E	精神障害者通所授産施設
F	精神障害者小規模通所授産施設
G	精神障害者小規模作業所

※入所・通所の（ ）内の数字は香南市の該当者数を表す。

図表 24 その他施設(入所・通所)の利用状況

(単位：人)

施設種別	平成 17 年 10 月	平成 18 年 10 月
①身体障害者デイサービス いきいき (香南市)	1	3
②知的障害者通勤寮 大津寮 (高知市)	0	1
③知的障害者グループホーム	7	8
④精神障害者グループホーム	1	2
⑤身体障害者福祉ホーム すずめのお宿 (高知市)	2	2

3. 障がいのある人の就業状況

一般企業における障がいのある人の雇用については、「障害者の雇用に関する法律」において「1.8%以上の障害者雇用率の確保」が定められています。

香南市の現状をみると、市町村の機関（市役所）では法定雇用率を達成していますが、民間企業では全国や高知県の雇用率を下回っており、法定雇用率の達成に向けて今後一層の雇用を進めていかなければなりません。

図表 25 障害者雇用率の状況（平成 18 年 6 月 1 日現在）

※民間企業（法定雇用率 1.8%）

	企業数	算定基礎 労働者数	障害者 の数	障害者			実雇用 率	法定雇用 率達成企 業数	達成企 業割合	未達成 企業数	不足 数計
				身体	知的	精神					
全 国	67,168	18,652 千人	284 千人	238	44	2	1.52%	29,120	43.4%	38,048	—
高知県	358	54,598 人	909.0 人	661	238	10.0	1.66%	188	52.5%	170	261.0
公共職業安定所 (ハローワーク) 香美管内	22	3,235 人	45.5 人	26	19	0.5	1.41%	10	45.5%	12	15.5
香南市	10	1,809 人	27.5 人	18	9	0.5	1.52%	4	40.0%	6	8.5

※市町村の機関（法定雇用率 2.1%）

区 分	機関数	算定基礎 労働者数	障害者 の数	障害者			実雇用率	法 定 雇用率 達 成 機 関 数	達成機 関割合	未達成 機関数	不足 数計
				身体	知的	精神					
全 国	2,624	985 千人	22 千人	21,644	194	115.0	2.23%	2,037	77.6%	587	—
高知県	30	6,994 人	109.0 人	109	0	0.0	1.56%	12	40.0%	18	34.0
香南市	1	348 人	9.0 人	9	0	0.0	2.59%	—	—	—	0.0

※香南市役所：重度3人、重度以外3人（職員・嘱託）を雇用

資料：高知県労働基準局

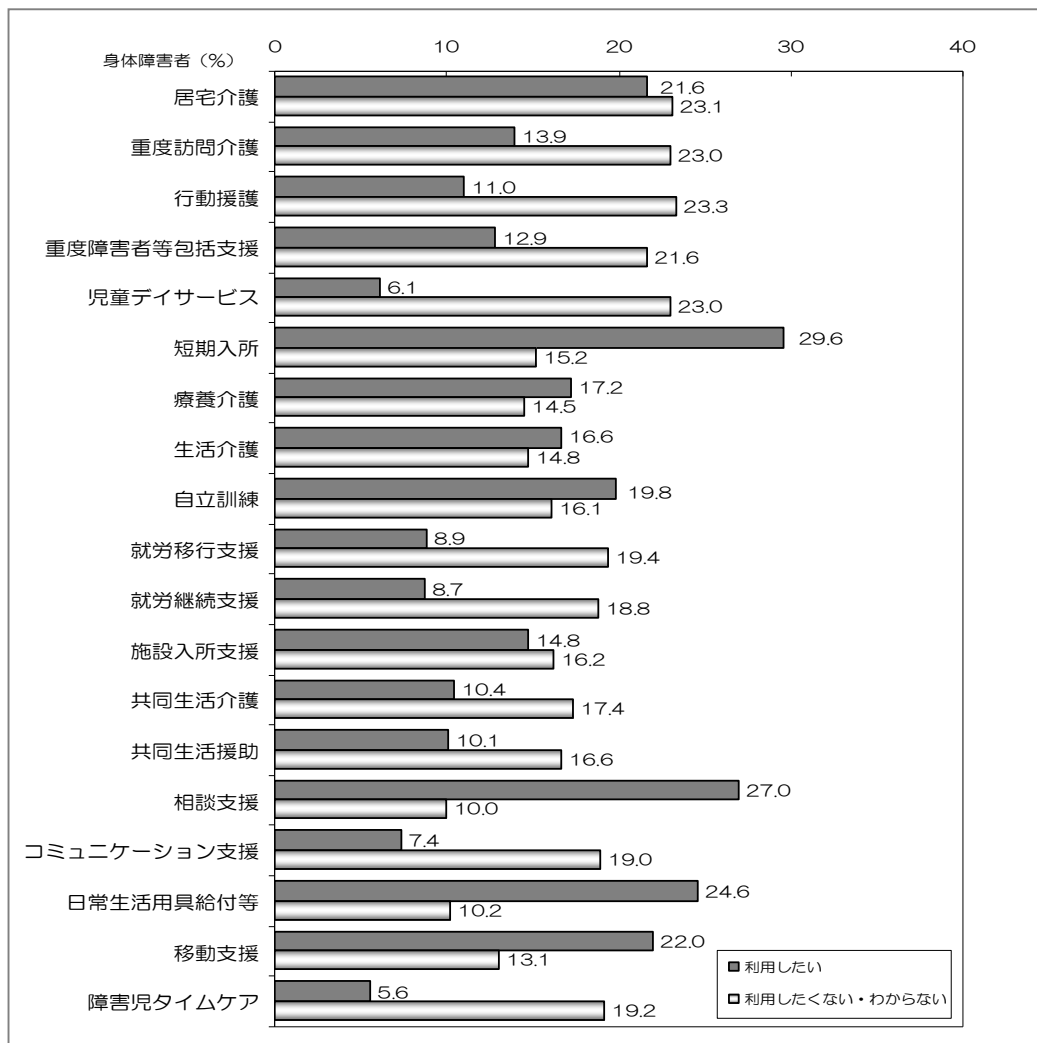
注）法定雇用率の算出には、重度身体障害者又は重度知的障害者は、1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとみなすなどの基準があるため、人数が小数点表記となっている場合がある。

第4章 計画の基本課題

1. アンケート調査結果による利用者ニーズ

平成18年6月～7月に実施した「香南市障害者計画策定のためのアンケート調査」（以下、「アンケート調査」という。）の結果から、障害福祉サービス（新たなサービス体系に置き換えたものとして）の利用意向をみると、身体障がいのある人の場合、サービス利用意向は多岐にわたり、中でも「短期入所」、「相談支援」、「日常生活用具給付等」、「移動支援」、「居宅介護」（ホームヘルプサービス）が上位に挙げられ、それぞれ2割以上が利用を希望しています。

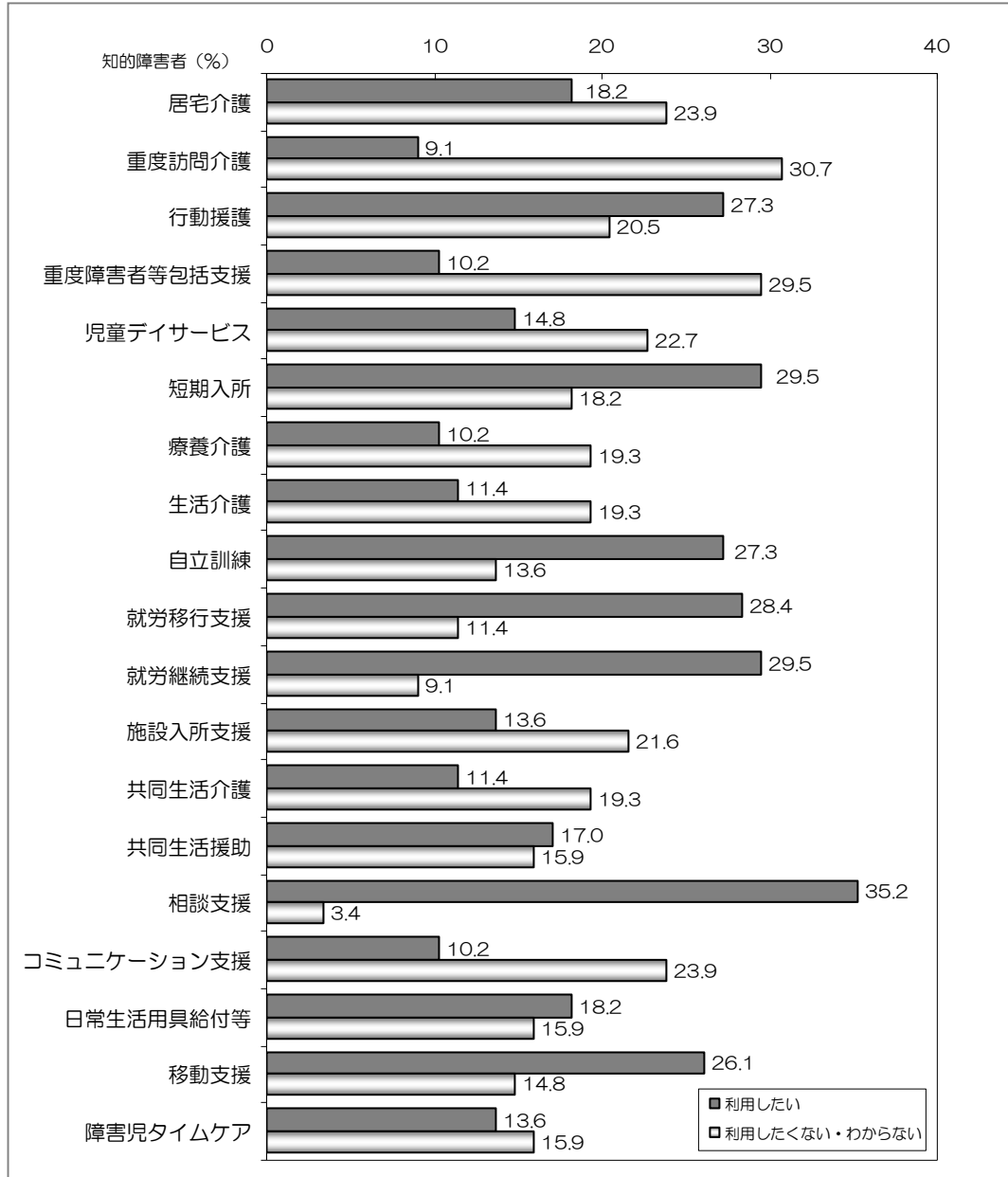
図表 26 障害福祉サービスの今後の利用意向（身体障がいのある人）



※平成18年度「障害者計画策定のためのアンケート調査結果報告書」

次に、知的障がいのある人のサービス利用意向をみると、「相談支援」に対する利用希望が最も多く3割を超えるほか、「短期入所（ショートステイ）」、「就労継続支援」の希望も3割ほどに上ります。また、「就労移行支援」、「自立訓練」、「移動支援」の利用希望も3割近くに上ります。

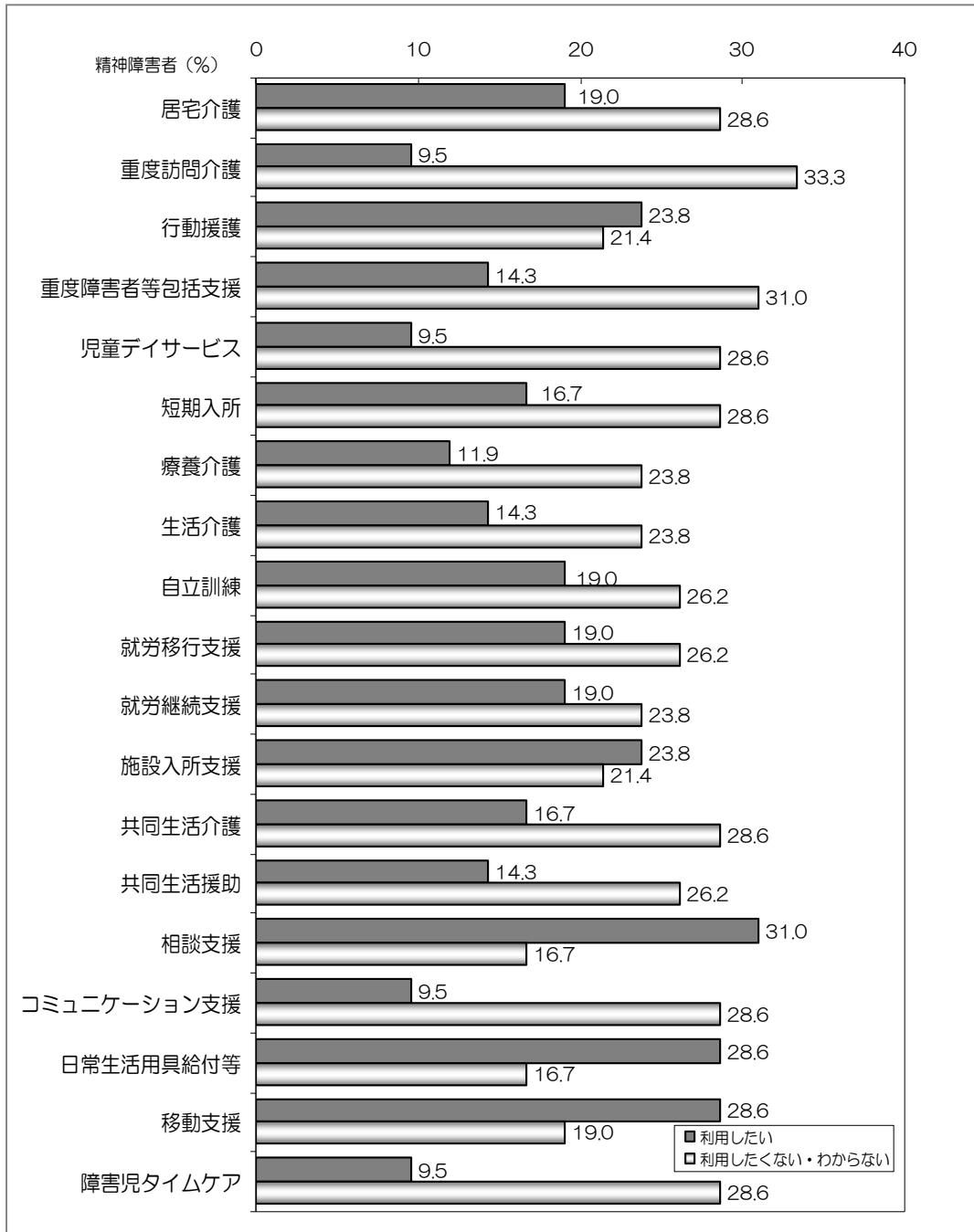
図表 27 障害福祉サービスの今後の利用意向（知的障がいのある人）



※平成 18 年度「障害者計画策定のためのアンケート調査結果報告書」

精神障がいのある人の場合も「相談支援」の利用を希望する人が最も多く、また「日常生活用具給付等」「移動支援」の利用希望が全体の3割ほどに上ります。このほか、「行動援護」「施設入所支援」が2割強という結果です。

図表 28 障害福祉サービスの利用状況と今後の利用意向（精神障がいのある人）



※平成 18 年度「障害者計画策定のためのアンケート調査結果報告書」

2. 関係団体・施設調査結果によるニーズ

社会福祉法人 土佐あけぼの会は、「当事者の声」「現場の声」を障害者自立支援法施行に伴う今後の障害者福祉施策のあり方を検討していくため、平成18年5月から7月の間、5回にわたり、精神障がいのある人やその家族、ボランティア、関係機関、有識者に対してインタビュー調査（グループインタビュー）を実施しました。

（1）当事者グループからの意見

障がいのある人たちの“当事者グループ”からは、この地域で生活する中で培われてきた生活習慣や少ない社会資源の中で身につけた生活力をうかがい知ることができましたが、その中で、「できることは自分でやる」、「必要以上に頼らない」など自立意識を自らが強くもつ必要性が挙げられ、その上で、ホームヘルパーや保健師による訪問や援助が生活の安心を得る大きなきっかけとなっていることが示されました。

しかし、生活の満足度に対する評価は低く、“行き場”として求めているのは、目的や希望に応じて選択できる、少しの「必要」を補えるサービスであり、このことを通じて生活の質の向上が求められています。

（2）家族からの意見

障がいのある人をもつ家族介護者たちの“家族グループ”においては、「家族の負担の軽減」が最も強い要望として挙げられています。

また、これまでは周囲からの適切なアドバイスを得ることもなく、家族で問題を抱え込んできたことや今後の問題として、特に「親亡き後」への不安について多くの意見が寄せられました。

このことから、家族が抱える問題やニーズを整理、評価し解決を図る専門的な相談支援体制へのニーズが強いほか、現状において相談窓口が活用されない背景として、情報と利用経験の不足、相談しても解決されないという思い込みが作用していることをうかがい知ることができました。

また、家族の休息（息抜き）の場を求める声も多く、そうした観点から、家族会が果たすべき役割が求められました。

(3) ボランティアからの意見

ボランティア活動を通して障がいのある人の理解が進み、参加する意義を感じている人が多数を占めますが、しかし、ボランティア活動への参加者のマンネリ化や減少、高齢化といった問題も明らかになってきており、活動の広がりをいかに進めるべきかとの意見が挙げられています。

また、ボランティア活動としての交流は特別の場に過ぎず、日常的に障がいのある人と接する経験がほとんどもち得ない現状があり、多様な世代が相互に交流できるような拠点づくりの必要性が多くから挙げられています。

(4) その他の意見を含めた総括と課題

本市の地域特性としては、農業が身近にあること、医療も含めた社会資源が身近にないこと、交通が不便であるためサービスを利用できないこと、また、気軽にサービスを利用できないことにより医療への依存が低いことなどが挙げられています。

障がいのある人と地域とのつながりについては、家族や近隣の見守りで生活できている当事者と、つながりがないため入院を選択せざるを得ない当事者に二分される状況が浮き彫りにされ、その点で、ホームヘルパーが大切な見守りの役割を果たしていることが指摘されました。

連携については、医療中心の関わりだけでは限界があるため関係機関のネットワークづくりとネットワーク内における各機関の役割分担を明確にしていくことの必要性が挙げられています。また、当事者の生活ニーズを捉える上では、平常時の関わりにより、日常生活を知ることが必要であると指摘されています。

併せて、「障がいのある人」という枠を超えた地域住民との交流の場が必要ですが、「場」という空間だけではなく、人との関わりやつながりの中で地域住民の方の理解を得ることの重要性も挙げられています。

今回の調査において最もニーズがあった事項としては、「身近で行きやすい相談支援窓口」の設置ですが、これまでの課題として相談が適切な対応に必ずしもつながっていないという現状も指摘されています。

今後は、相談の大切さを認識できるような、行政と専門家によるケースへの関わりの積み重ねが求められています。

また、支援者側に求められる技能は、的確な評価と連携です。医療、保健、福祉それぞれの専門家が、職種を超えて情報と知見を共有し、その人の障害について多面的、構造的に理解をすすめた上で、それぞれのケースワークを行うことが必要といえます。

さらに、障がいのある人の自己決定、自己選択の権利を尊重し、そのエンパワメント※を支援していくためには、「情報提供」と「セルフヘルプグループ※」の役割が大きいと考えられます。

情報提供については、当事者、家族、関係機関、ボランティアの各グループにおいて、具体的なサービスの情報の少なさと偏りが感じられ、各事業の目的や機能が十分理解されていないままとなっている現状があり、そのことが、本人のサービスへのアクセスが阻害されている一因ともなっているケースがあります。

このため、障害者自立支援法施行に伴うサービスの再編を含め、障がいのある人やその家族にわかりやすい情報提供の工夫が求められています。

未だ正しい情報にたどり着けず、必要なサービスを受けずに生活している人たちのニーズを捉えるためにも、地域の中で求められている保健福祉サービスのニーズの掘り起こし、サービスへのつなぎや政策への反映を行っていく必要があります。

以上のようなインタビュー調査の結果から把握された課題を整理すると、次の7点に集約され、特定の障がいのある人に限らず共通するものと考えられます。

① 障がいのある人やその家族が気軽に話せる相談窓口を身近な所に設置する。

相談窓口では、情報提供と問題解決のための状況整理及びサービス機関の調整が求められています。

② 地域における福祉ニーズを把握する。

障がいのある人の生活上の福祉ニーズを捉えるためには平常時の生活面での関わりが必要です。

※ エンパワメント：自らがもつ能力を引き出したり伸ばすこと

※ セルフヘルプグループ：自らの力で立ち直ることを目的とする

③ 障がいのある人の社会生活能力を高めるリハビリテーションサービスを地域で展開する。

自己管理能力の向上、1人暮らしのトレーニング、仕事探し等と一緒に関わる専門職が求められています。

④ 仲間づくりや地域づくりへ活動の幅を広げていく。

住民の誰もが気軽に集い、役割を担う場と障がいのある人同士が話せる集いの場が求められています。

⑤ 地域での障害に関する啓蒙活動を推進する。

地域生活支援において住民の理解は不可欠であり、地域での支え合いが求められています。

⑥ 定期的に保健福祉、医療機関が情報交換する場をつくる。

今ある社会資源を有効に活用するため、各機関の連携が求められています。

⑦ 各地域の既存施設を有効活用する。

高齢者、母子、障がいのある人の枠を超えた地域交流の場として活用することが求められています。

3. 計画の基本方向

障害者自立支援法による制度改革の趣旨やアンケート調査、インタビュー調査の結果による新体系サービスの利用ニーズ等を総合的に勘案し、この計画の基本方向を次のとおり設定します。

① 自己選択、自己決定を尊重する相談・権利擁護のための支援体制の確立

障がいのある人に必要な支援は、障害の種類や程度、生活状況などによって異なります。

そのため、障がいのある人が「自己選択と自己決定」によって一人ひとりの状況に応じた安心な生活を送るために必要なサービスを的確に利用できるよう、福祉、保健・医療、教育をはじめとした様々な情報を集約し提供するとともに、多様な相談にできるだけ身近で対応できるよう、庁内の関係部署の連携をはじめ、県の関係機関、施設・事業者、社会福祉協議会、各種障害者相談員、民生委員・児童委員などとの連携を一層強め、相談支援体制を充実する必要があります。

また、サービス利用にあたり、自らの判断能力に欠ける人であっても安心して必要なサービス利用が適切にできるよう、権利擁護のための支援体制づくりが必要となります。

② 障がいのある人の地域生活を支援する新体系サービスへの円滑な移行促進

障害者自立支援法によって、これまで対応が十分ではなかった精神障がいのある人も含め、市は障害福祉サービスを一元的に提供する責務を負うこととなり、後述のとおり、障がいのある人の生活支援に必要と考えられる障害福祉サービスの必要量を確保していくことが必要です。

このためには、新たなサービス体系に関する情報提供や相談支援体制の充実とともに、施設・事業所における新体系サービスへの移行を促進し、障がいのある人の利用ニーズに対応できるサービス提供基盤の整備を計画的に進める必要があります。

特に、アンケート調査やインタビュー調査の結果に示されるように、家族介護者の高齢化から「親亡き後」への不安が強く現れており、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、グループホームなどの住まいの確保が急務となっています。

③ 障がいのある人の働きたい意欲に応じる就労支援の拡充

障がいのある人にとって働くということは、経済的な基盤づくりであるとともに、労働を通じて生活の喜びや生きがいなどを見出したり、社会参加、社会貢献などの自己実現を図ったりするなど、経済的、社会的な自立を支える重要な柱です。

このため、障がいのある人が働きたいという意欲に応じて就労できるよう、「福祉施設から一般就労へ」を基本に、就労支援のためのサービス提供を図るとともに、行政の関係部署はもとより、公共職業安定所（ハローワーク）や産業団体、一般事業所などとの連携の仕組みづくりに取り組み、地域全体で障がいのある人の一般就労を支援促進する環境づくりを進める必要があります。

④ 地域をあげた障がいのある人の地域生活支援への取り組み

精神障がいのある人は、法体系の違いからこれまで、支援費の対象外であったなど、利用できるサービスが限定的となっていました。

このため、障害者自立支援法の理念の一つである「障害種別を越えた一元的なサービスの提供」の主旨に沿って、保健・福祉・医療、あるいは施設などの連携のもと、地域の中で必要な支援を受けながら自立して暮らすことができるよう総合的なサービス提供体制づくりを進めていく必要があります。

同時に、障がいのある人が地域の中で安心して暮らしていくためには、「ノーマライゼーションの理念」のもと、障がいのある人を地域の一員として受け入れ、相互に支えあう地域づくりが不可欠です。特に、アンケート結果にあるように、知的障がいのある人や精神障がいのある人への偏見や差別が見受けられる状況にあることから、「障害」や「障がいのある人」について市民の正しい理解が得られるよう、意識啓発を図っていく必要があります。

第5章 計画の基本目標とサービス体系

1. 計画の目標と基本方針

障がいのある人が、できるだけ住み慣れた地域で安心して自立した暮らしを送ることができるよう、障害者基本計画と連動して、自立支援法にもとづく新体系サービスの整備に取り組み、「地域生活を支援する総合的な支援システム」の構築をめざします。

この計画の基本目標を

「安心」と「自立」を支える

とし、障害者施策の根本理念である「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の達成をめざします。

基本方針1 訪問系及び日中活動系サービスの確保

障がいのある人が地域で安心して生活していくためには、身体障がいのある人、知的障がいのある人に加え、精神障がいのある人に対する訪問系サービスの充実を図り、各施設の法定サービスへの移行等を推進することにより、障がいのある人が望む適切な日中活動系サービスを確保します。

基本方針2 施設入所・入院から地域生活への移行の促進

地域における居住の場としてのグループホーム・ケアホームの充実を図るとともに、生活介護及び自立訓練等の日中活動系サービスを利用し、障害に対する理解を深め、施設入所・入院から地域生活への移行に努めます。

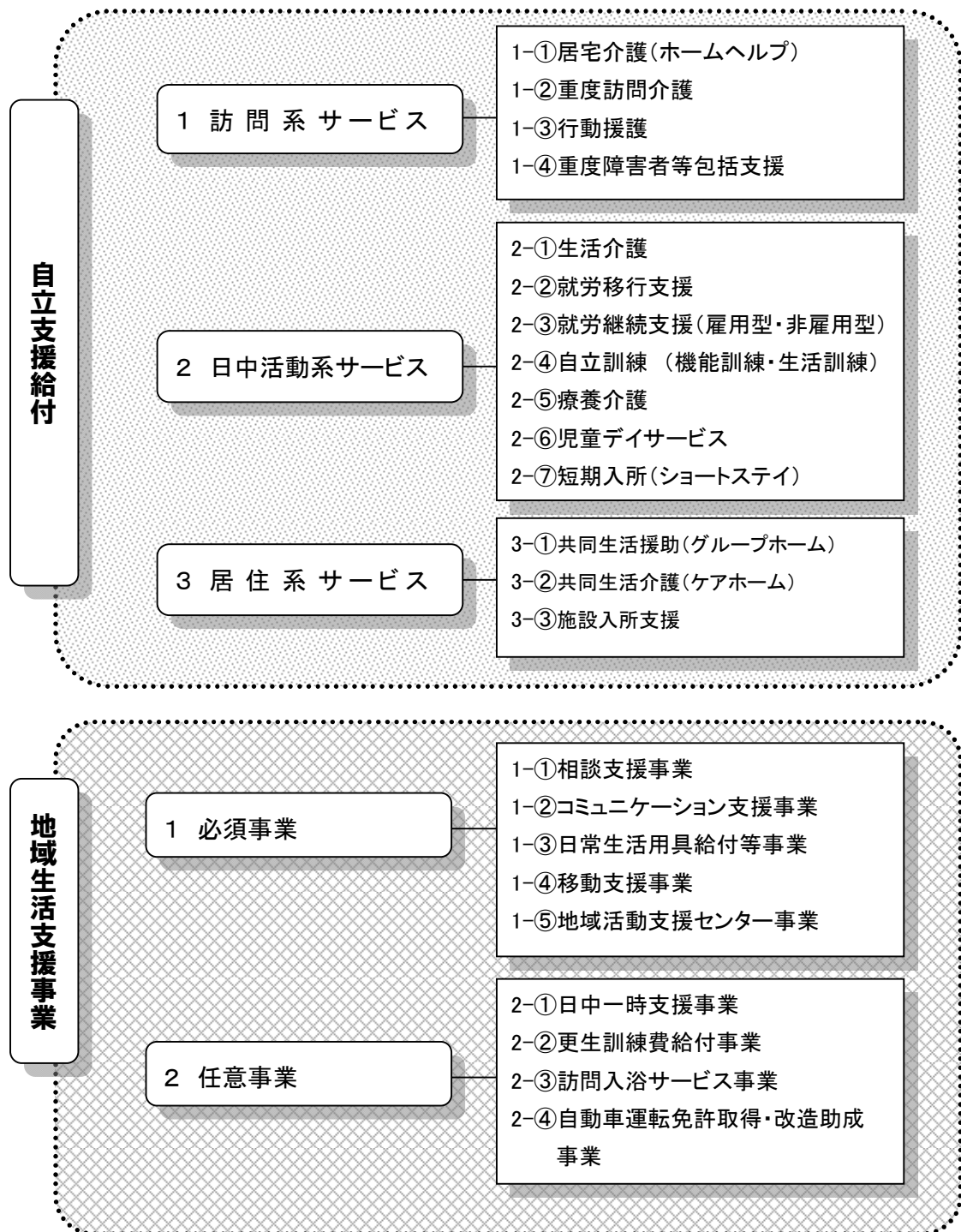
基本方針 3 就労支援のための総合的な環境整備

就労移行支援、就労継続支援など一人ひとりに応じたサービス提供体制の整備や受け入れ環境の整備により、福祉施設等から一般就労への移行を総合的に支援します。

基本方針 4 相談支援体制の整備

障がいのある人が地域において自立した日常生活や社会生活を営むために必要な障害福祉サービス等を適切に利用できるよう、相談支援体制の整備を図ります。

2. 障害福祉サービス等の体系



第6章 サービス見込量の設定

1. 平成23年度に向けた数値目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、入所施設を退所し、生活介護及び自立訓練などの日中活動系サービスや居宅介護等の訪問系サービスを利用しながらグループホームやケアホーム、一般住宅で暮らす人数、すなわち、入所施設から平成23年度末において地域生活へ移行する人数の目標を次のように設定します。

施設入所者の地域生活への移行に関する数値目標の設定について、国の基本方針では、

- 平成23年度までに、福祉施設の入所者のうち、1割以上を地域生活へ移行する。
- 平成23年度までに施設入所者数を7%減少を目標とする。

と定めています。

これを受け、今後の新たな施設入所者数も勘案し、平成23年に実質的な施設入所者数を現入所者数の7%以上減少することを基本として設定しています。

図表 29 平成23年度末における施設入所者数の目標

項目	目標	備考
入所者数 (A)	52人	平成17年10月1日現在の法定施設※の入所者数
平成23年度末の施設入所者数 (B)	42人	平成23年度末時点の利用人員見込み
【目標値】 削減見込 (A - B)	10人 (19.2%)	差引減少見込数
【目標値】 地域生活移行者数	8人 (15.4%)	施設入所からグループホーム、ケアホーム等へ移行する者の数

※法定施設とは、下記を指す。(ただし、通勤寮、援護寮、福祉ホームは対象外)

- ・身体障害者 - 更生施設、療護施設、授産施設
- ・知的障害者 - 更生施設、授産施設
- ・精神障害者 - 生活訓練施設、授産施設

図表 30 年度別にみた入所施設から地域への移行者数（移行先及び理由）

区 分	平成 18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
移行先別人数	・ 自宅等 3 名	—	—	・ GH 1 名 ・ CH 3 名 ・ 自宅等 1 名	—	—
理由別人数	・ 本人の希望等 2 名 ・ その他 1 名	—	—	・ 制度理由 5 名	—	—

GH：グループホーム
CH：ケアホーム

（２）「退院可能精神障害者」の地域生活への移行

精神科病院入院患者のうち、地域での受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者、（以下「退院可能精神障害者」という。）について、国の基本方針では、

○平成24年度までに、精神科病院入院患者のうち「退院可能精神障害者」を解消（地域生活へ移行）する。

としており、本市の場合、該当者は県の調査結果（平成18年6月30日現在）によって想定される「24人」を平成23年度末までに地域へ移行することを目標とします。

また、次表のとおり、平成23年度までの各年度の目標値を掲げ、退院し、地域生活へ移行する精神障がいのある人の生活を支えるため、グループホーム及びケアホーム、日中活動系サービス、訪問系サービスなどの条件整備を進めます。

図表 31 平成 23 年度末における退院可能精神障害者の地域移行の目標

項 目	数 値	備 考
現 在	24 人	現在の退院可能精神障害者数 （平成 18 年 6 月 30 日時点における県の調査結果） ※人口割りによる算出結果
目標値 （年度別）	平成 18 年度	2 人 ○生活訓練 1 名（ケアホーム） ○就労継続支援 B 型 1 名（ケアホーム）
	平成 19 年度	2 人 ○生活訓練 1 名（グループホーム） ○就労継続支援 B 型 1 名（ケアホーム）
	平成 20 年度	2 人 ○生活訓練 1 名（グループホーム） ○就労継続支援 B 型 1 名（ケアホーム）
	平成 21 年度	4 人 ○生活訓練 5 名（グループホーム） ○就労継続支援 B 型 7 名（グループホーム） ○就労継続支援 B 型 6 名（ケアホーム）
	平成 22 年度	6 人
	平成 23 年度	8 人
【目標値】減少数 （地域への移行人数）	24 人	平成 23 年度末までに減少（地域への移行）を目指す数

(3) 福祉施設利用者の一般就労への移行

平成23年度において、福祉施設利用者のうち、就労移行支援などを通じて、一般就労に移行する人数の数値目標を「3人」と設定します。

図表 32 平成 23 年度における福祉施設利用者の一般就労移行の数値目標

項目	数値目標	備考
年間一般就労移行者数	1人	平成15年度から17年度において福祉施設を退所し、一般就労した人数
【目標値】 平成23年度の 年間一般就労移行者数	3人	○平成23年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の見込み数 ○作業所で就労移行支援を受けていた者3名を見込む

2. 第1期における各サービスの見込量

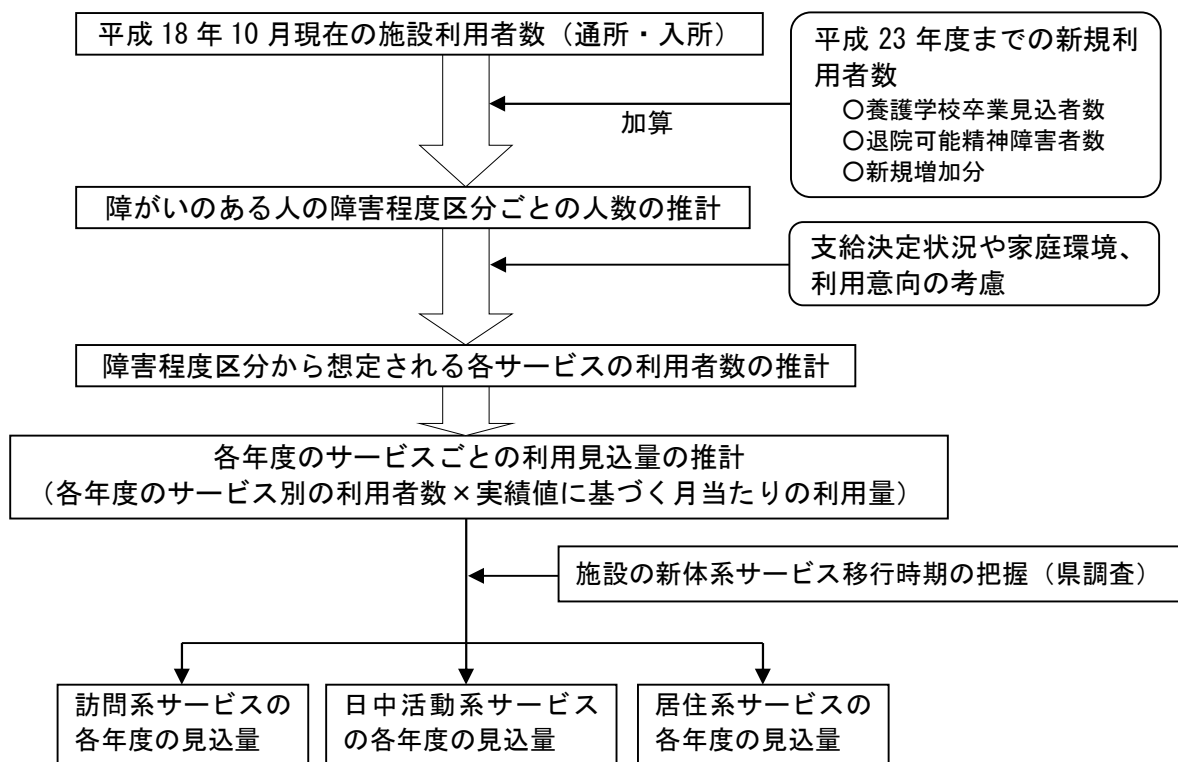
(1) 見込量設定の考え方

平成18年度から平成20年度までの第1期における新体系サービスの各年度のサービス見込量を設定するにあたり、対象となる人数の推計については、平成18年10月現在の入所及び通所サービス利用者109人、在宅サービス利用者（児）43人、障害児施設入所者18人に、平成23年度までに新規に見込まれる養護学校卒業見込者21人や退院可能精神障害者24人、新規障害者10人を加え、合計225人の動向予測を次のとおり実施しました。

まず、各個人について、障害程度区分（旧法施設の入所者及び通所利用者については障害区分A、B、Cから予測）を見込み、支給決定済みの者、家庭環境・利用意向を把握している者についてはその情報を加味し、利用されるサービス種別を設定しています。

また、旧法施設の新体系サービスへの移行は、平成23年度までの経過措置期間が設けられていることから、県が実施した施設の移行時期調査結果（平成18年10月）を考慮し、各年度に応じたサービス見込量を算出することとしています。

図表 33 平成23年度までの各年度の新体系サービス別の見込量設定の流れ



(2) 訪問系サービス

1) 訪問系サービスの種類とその内容

訪問系サービスには、居宅介護（ホームヘルプサービス）のほか、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援のサービスがあり、その利用対象は次のとおり定められています。

①居宅介護（ホームヘルプ）

居宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由の人で常に介護を必要とする人が対象となります。居宅で入浴、排せつ、食事の介護等から、外出時の移動支援等を総合的に行います。

③行動援護

自己判断能力が制限されている人が対象となります。行動するときに生じる危険を回避するための必要な支援や、外出時の移動支援等を行います。

④重度障害者等包括支援

介護の必要性が高い人が対象となります。居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行います。

2) 訪問系サービスの数値目標

これまでの実績からは、利用者数、利用時間ともほぼ安定していることから、平成18年10月に支給決定したホームヘルプサービスの1月当たりの量（利用者本人の必要時間：現状で月125時間利用している2名を除き、1人あたり平均14.4時間を見込む。）をベースに、平成19年度からサービスの浸透により毎年2人（身体5時間、家事援助15時間）増加することを見込んで、平成23年度までのサービス見込量を次表のとおり設定します。

なお、訪問系サービスのうち、「重度訪問介護」や「行動支援」、「重度障害者等包括支援」については、利用要件が極めて重度の場合に限定されていることから対象となる人数が極めて少数であると見込んでいます。

また、平成21年度以降、施設入所やケアホーム、グループホームへの入所などが進み、現利用者は減りますが、1人当たりの利用時間は増加を見込んでいます。

今後は、この見込量を達成していくためには、現在、人材が不足している精神障がいのある人に対するサービス提供をはじめ、重度障がいのある人を対象とした新規サ

ービスなどのサービス提供基盤を整備する必要があり、サービス提供事業者における人材の養成・確保が求められます。

図表 34 訪問系サービスの各年度の見込量（月当たり）

区 分		第 1 期の目標			最終目標
		18年度	19年度	20年度	23年度
利用者数	人/月	23	25	27	29
サービス見込量	時間/月	553	573	593	655

（3）日中活動系サービス

1）日中活動系サービスの種類とその内容

日中活動系サービスには、生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）、療養介護、児童デイサービス、短期入所（ショートステイ）のサービスがあります。

①生活介護

常に介護を必要とする人が対象となります。主に昼間に入浴や排せつ、食事の介護、創作活動又は生産活動の機会を提供します。

②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を行います。

③就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人が対象となります。定められた期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

④就労継続支援（A型・B型）

一般企業等への就労が困難な人が対象となります。働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

⑤療養介護

医療と常に介護を必要とする人が対象となります。医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活のお世話をを行います。

⑥児童デイサービス

障がいのある子どもが対象となります。日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

⑦短期入所（ショートステイ）

介護者が病気の場合等の理由により、夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

2) 日中活動系サービスの数値目標

① 生活介護

生活介護について、通所利用者は障害程度区分が区分3以上（50歳以上は区分2以上）、入所利用者は障害程度区分の区分4以上（50歳以上は区分3以上）という要件を満たす必要があるため、重度障がいのある人を対象として次のとおり見込みます。

図表 35 生活介護の各年度の見込量（月当たり）

生活介護	第1期の目標			最終目標
	18年度	19年度	20年度	23年度
利用者数 人	7	7	23	62
サービス見込量 日	82	76	410	1,221
算出根拠・見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者 デイサービス 7名 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者 デイサービス 6名 ・新規障害者 1名 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者 デイサービス 6名 ・知的障害者更生施設入所者 13名 ・養護学校 卒業見込者 2名 ・新規障害者 2名 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者 デイサービス 6名 ・身体障害者療護施設入所者 9名 ・知的障害者更生施設入所者 28名 ・知的障害者授産施設通所者 7名 ・養護学校 卒業見込者 4名 ・新規障害者 5名 ・在宅障害者 3名

② 自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（B型）は、原則として標準的な利用日数（1人当たり22日/月）に利用者数を乗じ見込んでいます。

また、各施設の移行時期とあわせ、①既に支給決定している者の数、②現在の施設利用者からの移行者数（小規模作業所の利用者含む）、③退院可能精神障害者のうち新規に利用を見込む数、④養護学校等卒業生のうち新規に利用を見込む数、⑤その他中途障害者や在宅障害者などで新規に利用を見込む数については、算出・見込み欄のとおりです。

なお、自立訓練（機能訓練）、就労継続支援（A型）については、県が実施した「施設移行調査」（平成18年9月実施）によると、この新体系サービスへ移行を希望する施設がなく、受け入れ先が整わないことから平成23年度まで利用対象者は見込まないものとしています。

図表 36 自立訓練の各年度の見込量（月当たり）

①自立訓練 (機能訓練)	第1期の目標			最終目標
	18年度	19年度	20年度	23年度
利用者数 人	0	0	0	0
サービス 見込量 日	0	0	0	0
算出根拠・見込み	平成23年度までのサービス移行希望がないことから利用者数を見込んでいない。			

②自立訓練 (生活訓練)	第1期の目標			最終目標
	18年度	19年度	20年度	23年度
利用者数 人	1	2	2	7
サービス 見込量 日	22	44	44	154
算出根拠・見込み	・退院可能 精神障害者 1名	・退院可能 精神障害者 2名	・退院可能 精神障害者 2名	・退院可能 精神障害者 4名 ・養護学校 卒業見込者 3名

図表 37 就労移行支援の各年度の見込量（月当たり）

就労移行支援	第1期の目標			最終目標
	18年度	19年度	20年度	23年度
利用者数 人	1	1	1	5
サービス 見込量 日	22	22	22	110
算出根拠・見込み	・知的障害者小規模 授産施設通所者 1名	・知的障害者小規模 授産施設通所者 1名	・身体障害者授 産施設通所者 1名	・知的障害者授 産施設入所者 1名 ・養護学校 卒業見込者 4名

図表 38 就労継続支援の各年度の見込量（月当たり）

①就労継続支援 (A型)	第1期の目標			最終目標
	18年度	19年度	20年度	23年度
利用者数 人	0	0	0	0
サービス見込量 日	0	0	0	0
算出根拠・見込み	平成23年度までのサービス移行希望がないことから利用者数を見込んでいない。			

②就労継続支援 (B型)	第1期の目標			最終目標
	18年度	19年度	20年度	23年度
利用者数 人	1	6	22	79
サービス見込量 日	22	132	484	1,738
算出根拠・見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・退院可能精神障害者 1名 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者小規模授産施設通所者 4名 ・退院可能精神障害者 2名 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者授産施設通所者 4名 ・知的障害者更生施設通所者 3名 ・知的障害者授産施設通所者 4名 ・知的障害者小規模授産施設通所者 1名 ・精神障害者小規模授産施設通所者 4名 ・退院可能精神障害者 4名 ・養護学校卒業見込者 2名 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者授産施設入所者 1名 ・身体障害者授産施設通所者 6名 ・知的障害者更生施設通所者 3名 ・知的障害者授産施設入所者 3名 ・知的障害者授産施設通所者 31名 ・知的障害者小規模授産施設通所者 1名 ・精神障害者小規模授産施設通所者 4名 ・退院可能精神障害者 20名 ・養護学校卒業見込者 10名

③ 療養介護

療養介護については、現在のALS（筋萎縮性側索硬化症）患者及び重症心身障害児（者）が利用対象となり、第1期では平成18年度からは1名が見込まれます。

なお、平成23年度には、これに加え新体系施設への移行が見込まれ、29名と設定します。

図表 39 療養介護の各年度の見込量（月当たり）

療養介護	第1期の目標			最終目標
	18年度	19年度	20年度	23年度
利用者数 人	1	1	1	29
算出根拠・見込み	・病院 1名	・病院 1名	・病院 1名	・病院 1名 ・身体障害者療護施設 12名 ・重症心身障害児施設 16名

④ 児童デイサービス

児童デイサービスについては、すべて療育福祉センターの利用分を見込み、平成19年度以降の新規利用者の増加と、現利用者の就学による減少が相殺されると想定し、1か月当たり6人、延べ23日で推移すると見込んでいます。

現在、専門的な療育が必要な人にはサービスの提供が確保できており、その他の人に対しては地域生活支援事業の日中一時支援事業の提供を見込んでいます。

なお、療育福祉センターには訪問による療育指導の拡大を、また、管内の施設には当サービスの提供体制の確保を要請する必要があります。

図表 40 児童デイサービスの各年度の見込量（月当たり）

児童 デイサービス	第1期の目標			最終目標
	18年度	19年度	20年度	23年度
利用者数 人	6	6	6	6
サービス 見込量 日	23	23	23	23
算出根拠・見込み	平成18年10月の支給決定者数6名、利用日数は延べ23日(本人の必要日数で決定)	対象者が変動しても、全体の支給見込量は23日で変わらないと見込む	対象者が変動しても、全体の支給見込量は23日で変わらないと見込む	対象者が変動しても、全体の支給見込量は23日で変わらないと見込む

⑤ 短期入所（ショートステイ）

短期入所については、これまでの利用実績では平均利用日数が2日で安定していますが、平成19年度からサービスの浸透やサービス提供体制の整備が進むことにより、毎年1人（1人あたり3日）増を見込んでいます。

これまでの実績からも、支給決定日数と利用実績には大きな差がありますが、毎月利用する予定がなくとも、1月に利用できる最大日数で支給決定を受けている人が多いため、年間利用日数は支給決定日数の12ヶ月分の2割程度でも対応できると見込んでいます。

なお、施設の受け入れ体制は、概ね確保できていますが、特に障がいのある子どもの場合、時期によっては利用者が集中し、日程調整に時間を要することも想定されるため、既存施設の定員増やどの障害種別でも対応できるよう要請していく必要があります。

また、日帰りの利用ニーズに対しては、地域生活支援事業の日中一時支援事業で対応していくこととしています。

図表 41 短期入所（ショートステイ）の各年度の見込量（月当たり）

短期入所	第1期の目標			最終目標
	18年度	19年度	20年度	23年度
利用者数 人	11	12	13	14
サービス見込量 日	22	25	28	37
算出根拠・見込み	平成18年支給決定者11名(平均利用日数2日)で、22日と見込む	前年度見込に新規利用1名(3日)を見込む	前年度見込に新規利用1名(3日)を見込む	平成18年度から毎年新規利用1名増加(3日)、平成23年度で2名施設入所し2日減少するが、その分現行利用者の利用が2日増加することを見込む

(4) 居住系サービス

1) 居住系サービスの種類とその内容

① 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談その他日常生活の援助を行います。

② 共同生活介護（ケアホーム）

夜間や休日に共同生活を営む住居で、入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

③ 施設入所支援

施設入所者に対して主に夜間に提供される、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。

2) 居住系サービスの数値目標

① 共同生活援助（グループホーム）及び共同生活介護（ケアホーム）

共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）については、現在、知的障がいのある人のグループホームがほぼ定員に達していること、病院に入院中の退院可能精神障害者を積極的に地域生活へ移行することを国が推進していることなどから、新規施設が大幅に増加すると見込んでいます。

また、①既に支給決定している者の数、②現在の施設利用者からの移行者数、③退院可能精神障害者のうち新規に利用を見込む数、④その他中途障害者や在宅障害者などで新規に利用を見込む数については、算出・見込欄のとおりです。

図表 42 グループホーム及びケアホームの各年度の見込量（月当たり）

グループホーム (共同生活援助)	第1期の目標			最終目標
	18年度	19年度	20年度	23年度
サービス 見込量	5	7	8	22
算出根拠・見込み	平成18年度の支給決定者数5名	左記に加え、新規利用者として ・知的障害者 1名 ・通勤療 1名 ・退院可能精神障害者 1名	左記に加え、新規利用者として ・退院可能精神障害者 1名	左記以外の平成23年度までの新規利用見込 ・知的障害者授産施設入所者 1名 ・退院可能精神障害者 12名 ・在宅障害者 1名

ケアホーム (共同生活介護)	第1期の目標			最終目標
	18年度	19年度	20年度	23年度
サービス 見込量	6	7	11	23
算出根拠・見込み	平成18年度の支給決定者数6名	左記に加え、新規利用者として ・退院可能精神障害者 1名	左記に加え、新規利用者として ・退院可能精神障害者 1名 ・在宅障害者 3名	左記以外の平成23年度までの新規利用見込 ・知的障害者授産施設入所者 3名 ・退院可能精神障害者 6名 ・在宅障害者 3名

② 施設入所支援

施設入所支援については、療養介護利用者を対象外とし、また、平成23年度は就労継続支援利用者を対象外として、現在の入所施設の移行時期にあわせ、見込量を設定しています。

図表 43 施設入所支援の各年度の見込量（月当たり）

施設入所支援	第1期の目標			最終目標
	18年度	19年度	20年度	23年度
サービス 見込量 人	0	0	15	42
算出根拠・見込み			<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者更生施設入所者 13名 ・養護学校卒業見込者 2名 ※すべて生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者療護施設入所者 9名 ・知的障害者更生施設入所者 28名 ・養護学校卒業見込者 2名 ・在宅障害者 3名 ※すべて生活介護

(5) 相談支援（サービス利用計画作成事業）

障害福祉サービス（施設入所支援、自立訓練、グループホーム、ケアホーム及び重度障害者等包括支援を除く）の利用が見込まれる人のうち、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障がいのある人に、計画的なプログラム等の必要な相談を相談支援事業所「あけぼの（地域活動支援センター）」において提供します。

本市では、障害福祉サービス利用者のうちの3割程度の利用を見込んでおり、次のとおり設定します。

図表 44 相談支援の各年度の見込量（月当たり）

相談支援	第1期の目標			最終目標
	18年度	19年度	20年度	23年度
利用者数 人	11	12	13	15

(6) 旧体系サービス

旧法にもとづく入所サービス、通所サービスは、平成23年度までに完全移行することになっており、その間の平成23年度までの見込量を次のとおりとします。

図表 45 旧体系サービスの見込量

(単位：人)

		単位	17年度	18年度	19年度	20年度	23年度
日中活動系	旧入所サービス分	人日分	53	55	55	42	0
	旧通所サービス分		51	53	53	42	0
居住系	旧入所サービス分		53	55	55	42	0

- ◆ 日中活動系の旧入所サービス分
 身体障害者療護施設（入所）・身体障害者更生施設（入所）・身体障害者授産施設（入所）
 ・知的障害者入所更生施設・知的障害者入所授産施設・精神障害者生活訓練施設（＝援護寮）
 の各入所施設においておこなわれる日中活動系サービス相当分をいう。
- ◆ 日中活動系の旧通所サービス分
 身体障害者療護施設（通所）・身体障害者更生施設（通所）・身体障害者授産施設（通所）
 ・知的障害者通所更生施設・知的障害者通所授産施設・精神障害者通所授産施設・小規模
 通所授産施設（身体・知的・精神）・福祉工場（身体・知的・精神）の各通所施設において
 おこなわれる日中活動系サービス相当分をいう。
- ◆ 居住系の旧入所サービス分
 身体障害者療護施設（入所）・身体障害者更生施設（入所）・身体障害者授産施設（入所）
 ・知的障害者入所更生施設・知的障害者入所授産施設・知的障害者通勤寮・精神障害者生活訓
 練施設（＝援護寮）・精神障害者福祉ホーム（B型）の各入所施設等においておこなわれる居住
 系サービス相当分をいう。

3. 第1期における地域生活支援事業の見込量

(1) 相談支援事業

相談支援事業では、障がいのある人が自立した日常生活、または社会生活を営むことができるようにすることを目的とし、障がいのある人からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行います。

本市では、相談業務を福祉事務所（野市町）と地域活動支援センターあけぼの（夜須町、地域活動支援センターの委託業務に含まれる）の2箇所で実施します。

なお、4支所（赤岡町、香我美町、夜須町、吉川町）でも受け付けています。

(2) コミュニケーション支援事業

コミュニケーション支援事業では、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、手話通訳等の方法により、障がいのある人とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

コミュニケーション支援事業の中の「手話通訳者派遣」については、社団法人高知県聴覚障害者協会へ、「要約筆記者派遣」については特定非営利活動法人高知県難聴者・中途失聴者協会へ委託して実施します。

今まで、両サービスとも利用希望者もなく実績もありませんが、サービス内容の浸透などにより平成18年度から徐々に増加していくものとして見込んでいます。

図表 46 コミュニケーション支援事業の各年度の見込量

コミュニケーション支援事業	単位	第1期の目標			最終目標
		18年度	19年度	20年度	23年度
①手話通訳者派遣事業	人	1	2	2	3
②要約筆記者派遣事業	人	1	2	2	3

(3) 日常生活用具給付等事業

重度障がいのある人に対し、日常生活の便宜を図るため、介護・訓練支援用具等の日常生活用具の給付を行います。

見込量については、今まで実施してきた事業であり、平成17年度実績及び平成18年度上半期実績と同程度で推移し、平成21年度からは若干増加するものと見込んでいます。

ただし、排せつ管理支援用具（ストマ）については、制度改正に伴って補装具給付事業から日常生活用具給付等事業に変更され、利用者数も増加していることから、平成18年度上半期の実績からストマ分5%の増加を見込んでいます。

図表 47 日常生活用具給付等事業の各年度の見込量

日常生活用具給付等事業	単位	第1期の目標			最終目標
		18年度	19年度	20年度	23年度
①介護・訓練支援用具	件	1	1	1	2
②自立生活支援用具	件	5	5	5	8
③在宅療養等支援用具	件	5	5	5	8
④情報・意思疎通支援用具	件	2	2	2	4
⑤排せつ管理支援用具 (ストマ含む)	月分	450	475	500	575
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修を含む)	件	3	3	3	5

(4) 移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がいのある人について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促します。

本市では、ホームヘルプサービスを提供している障害者福祉サービス事業所ふれあいの里、障害者福祉サービス事業所みかんの里、障害者福祉サービス事業所ほっとやす、(株)コムスン野市ケアセンター、香美市社協ヘルパーステーション八王子、ヘルパーステーション太陽の里の6事業所を指定し、平成18年度10月現在で5名(1人あたり13時間/月)の支給決定を行っています。

今後、毎年1名(16時間/月)の増加を見込み、平成21年度から1人あたり

の利用時間が16時間／月に増加するものと見込んでいます。

また、制度の浸透などによりグループ支援型の需要も高まることが予想され、平成20年度から2名（年1回8時間）の利用を見込んでいます。

図表 48 移動支援事業の各年度の見込量

移動支援事業	単位	第1期の目標			最終目標
		18年度	19年度	20年度	23年度
①個別支援（事務所数）	箇所	6	6	6	6
	人	5	6	7	10
	時間	390	972	1,164	1,920
①グループ支援（事務所数）	箇所	—	—	1	1
	人	—	—	2	2
	時間	—	—	16	16

※平成18年度の見込量は、10月以降の数値。

（5）地域活動支援センター事業

地域活動支援センターでは、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障がいのある人の地域生活支援の促進を図ります。

本市では、平成18年10月から地域活動支援センターあけぼの（夜須町）へ委託し、ガーデニング、太極拳、憩いの部屋など様々な内容を取り入れて活動していきます。

平成18年10月に設立されたばかりで、地域住民を含めサービスの浸透ができていない面もありますが、今後、市の広報紙やチラシなどのPRにより、利用者の増加が見込まれており、平成20年度以降の利用者数は40人程度で安定すると見込んでいます。

図表 49 地域活動支援センター事業の各年度の見込量

地域活動支援センター事業	単位	第1期の目標			最終目標
		18年度	19年度	20年度	23年度
①基礎的事業（事務所数）	箇所	1	1	1	1
	人	10	30	40	40
②機能強化事業Ⅰ型（事務所数）	箇所	1	1	1	1

※平成18年度の見込量は、10月以降分。

(6) その他の任意事業

地域生活支援事業の任意事業として地域の実情を考慮し市の裁量で実施する事業として、本市では、以下のとおり「訪問入浴サービス事業」、「更生訓練費給付事業」、「日中一時支援事業」、「自動車運転免許取得・改造助成事業」を実施します。

図表 50 その他の任意事業の各年度の見込量

その他の事業	単位	第1期の目標			最終目標
		18年度	19年度	20年度	23年度
①訪問入浴サービス事業	人	2	2	2	3
②更生訓練費給付事業	人	6	6	6	0
③日中一時支援事業	人	5	6	7	10
④自動車免許取得・改造助成事業	人	5	5	5	5

① 訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービスは、(有)四国総合介護システムが提供しており、平成18年10月の支給決定者は2名(重度身体障害者：8回/月、5回/月)となっています。平成21年度に新規1名(8回/月)の増加を見込んでいます。

② 更生訓練費給付事業

更生訓練費給付事業は、現行事業の継続となるものであり、高知県立身体障害者リハビリテーションセンター、社会福祉法人土佐厚生会身体障害者通所授産施設ウイール社、身体障害者通所授産施設安芸市ワークセンター、社会福祉法人すずめ福祉会すずめ共同作業所の4施設で行っています。

平成18年10月現在の支給決定者は6名ですが、今後、新体系サービスへ移行されるため、平成23年度には廃止されることとなっています。

③ 日中一時支援事業

日中一時支援事業は、いきいき、高知県療育福祉センター、かがみの育成園、社会福祉法人土佐希望の家、日中一時支援事業所南海学園、きてみいやの6施設で行っており、平成18年10月の支給決定者は5名（49日／月）となっています。

平成18年度以降、毎年1人（10日／月）の増加を見込んでいますが、夏休みなど休校時の利用頻度が高く月変動が多いため事業所に対して提供体制の確立を要請していきます。

④ 自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車運転免許取得・改造助成事業は、現行事業の継続であり、これまでの実績をふまえ、毎年、免許取得3件、改造2件を見込んでいます。

第7章 サービス確保のための方策

(1) 訪問系サービス

- ①サービス提供事業者に対し、今後新たなサービス提供が見込まれる精神障がいのある人や、24時間サービスを必要とする障がいのある人へのサービス拡充に向け働きかけていきます。
- ②新サービス移行により、今後需要が見込まれるため、障がいのある人の利用ニーズを把握し、適切なサービスを利用できるよう努めるとともに、サービス提供事業者へ、専門的人材の確保及びその質的向上を図るよう働きかけていきます。

(2) 日中活動系サービス

- ①新たなサービス体系への移行の促進を図るため、生活介護などのサービス提供にかかる施設整備に対して支援に努めます。
- ②一般企業等への就労が困難な人に対し、継続的な就労訓練を確保する観点から、企業などに対し事業発注の働きかけを行い、安定した施設運営への支援に努めます。
- ③障がいのある人の企業などへの就労機会の拡大のため、公共職業安定所(ハローワーク)との連携を強化して、雇用に対する理解と協力の啓発を図るとともに、障がいのある人への雇用に関する情報の提供に努めます。
- ④日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練などのデイサービスを必要とする児童及び食事や入浴、排泄等の生活介護を必要とする障がいのある人に対する日中活動の場の拡充を図ります。
- ⑤介護者の疾病など、一時的に家庭での障害者介護が困難となった家庭などを支援するため、社会福祉法人、医療法人などの民間事業者へ働きかけ、短期入所(ショートステイ)事業の体制充実を図ります。

(3) 居住系サービス

障害の程度や社会適応能力などに応じて居住形態の選択の幅を広げられるよう、グループホームやケアホームの整備について施設・事業所への働きかけを行うとともに、地域住民の理解を促します。

(4) 相談支援（サービス利用計画作成事業）

障害福祉サービス（施設入所支援、自立訓練、グループホーム、ケアホーム及び重度障害者等包括支援を除く）の利用が見込まれる人のうち、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障がいのある人などに対し、地域活動支援センターあけぼの（指定相談支援事業所）に委託し提供します。

(5) 地域生活支援事業

1) 相談支援事業

- ①障がいのある人や家族などからの相談に応じて、必要な情報や助言を提供するため、身近な相談支援の場の確保に努めます。
- ②相談支援体制の充実に向けて、相談支援窓口のネットワーク化を図るとともに、情報の共有化に努めます。
- ③相談支援事業を効果的に実施するために、県を含め地域の関係機関の連携強化に努めます。
- ④障がいのある人に対する虐待や差別の防止に向けて、サービス提供事業者や相談支援事業者など関係機関と連携を図るとともに、成年後見制度の活用を含め、人権擁護に努めます。

2) コミュニケーション支援事業

- ①社会福祉協議会等との連携により、地域における手話通訳者や要約筆記者の養成に努め、サービスの提供体制を整えます。
- ②障がいのある人に対し、事業の周知を図り、サービスの利用を促進します。

3) 日常生活用具給付等事業

- ①障がいのある人が安定した日常生活を送るため、事業の周知を図るとともに、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。
- ②IT化に対応した利便性の高い電子機器などの利用を容易にするため、講習会などの開催に努めます。

4) 移動支援事業

- ①障がいのある人の利用ニーズを把握し、適切なサービスを利用できるよう努めるとともに、事業者での専門的人材の確保や質的向上を働きかけていきます。
- ②障がいのある人の社会参加を促すため、障がいのある人の外出を支えるボランティアの育成支援に努めます。

5) 地域活動支援センター事業

障害の特性に合わせた活動の場の拡大及び活動内容の充実を働きかけていきます。

6) その他の事業

- ①各種助成制度の周知に努め、事業の利用促進を図り、障がいのある人やその家族の支援に努めます。
- ②日中一時支援事業については、必要なサービス量をサービス提供事業所と連携し確保に努めます。

第8章 計画の推進について

1. 制度の普及啓発

この計画を推進し、障害者自立支援法が定める「障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができる地域社会」の実現を図るためには、庁内はもとより、関係団体やサービス提供事業者、さらには広く市民各層の理解と協力が不可欠です。

このため、障害者自立支援法の趣旨や制度の内容、あるいはこの計画内容の周知を図っていきます。

2. 関係機関等の連携と地域福祉の推進

この計画の推進にあたっては、庁内の関係部局との密接な連携のもとに諸施策に総合的に取り組むとともに、障害者団体や施設・サービス事業者などの意見を十分取り入れながら計画の効果的な推進を図ります。

また、周辺地域との連携も必要であり、関係機関や関係団体などとの一体的な取り組みのもとに、必要な調整を図りながら効果的な事業推進を図ります。

同時に、障がいのある人の自立生活を支えるためには、市民をはじめ、多くの企業や民間団体などが情報を共有し、地域全体としての取り組みが必要です。

このため、地域での協働化の視点に立って、市や社会福祉協議会などの関係団体、ボランティアやNPO団体、サービス提供事業者、企業などがそれぞれの役割を十分達成できるよう相互の連携を密にし、地域福祉の推進に努めます。

3. 人材の養成確保と資質向上

計画に掲げる目標を達成するためには、サービス提供を行う人材の養成が不可欠であるとともに、その資質向上を図って、質の高いサービスの提供を実現していく必要があります。

障害者自立支援法の施行によって、サービス事業者には「サービス管理責任者」を、指定相談支援事業者には「相談支援専門員」を配置することとされており、これらの従事者への研修機会の充実を促進します。

また、重度訪問介護などの新たなサービスのニーズにこたえていくため、事業所における人材の育成・確保や資質向上を促していくとともに、より幅広い障がいのある人の支援を行えるよう県などと連携し必要な人材の養成に取り組んでいきます。

4. 計画の適切な進行管理

この計画に定めたサービス見込量などの目標の達成状況を適切に点検・評価する仕組みを構築するとともに、その結果の公表を図るなど、計画の進行管理に努めます。

資料編

1-1 主な制度一覧表（「県・福祉のしおり」より）

区分	制度名	制度の内容	身体障害者手帳						療育手帳				精神障害者 保健福祉手帳			
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	
手 当 ・ 年 金 （ P 7 1 参 照 ）	特別児童扶養手当	中度以上の障害のある児童の保護者に支給 月額 1級 50,750円 2級 33,800円	○ 一部	○ 一部	○ 一部	○ 一部			○	○			○ 一部	○ 一部	○ 一部	
	障害児福祉手当	重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要としている児童に支給 月額 14,380円	○ 一部	○ 一部					○	○			○ 一部	○ 一部	○ 一部	
	高知県重度心身障害児療育手当	重度の障害のある児童の保護者に支給 月額 7,300円	・特別児童扶養手当1級の障害程度													
	特別障害者手当	著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要としている人に支給 月額 26,440円	・身体障害1～2級程度の障害が2つ以上重複している人 ・身体障害1～2級程度の障害が1つと、3級程度の障害が2つ以上重複している人 ・内部障害1級程度で、安静度が絶対安静の人 ・重度の精神障害又は知的障害で、日常生活の大半に介護を必要としている人													
	(国民年金)障害基礎年金	20歳前から一定の障害がある人が20歳になったとき、または、国民年金加入中に一定の障害がある状態になった人に支給 年額 1級 993,100円 2級 794,500円	○ 一部	○ 一部	○ 一部	○ 一部			○	○			○ 一部	○ 一部	○ 一部	○ 一部
	心身障害者扶養共済制度	保護者が一定の掛金を納付することにより、保護者が死亡または重度の障害になった場合に、障害児・者に終身一定額の年金が支給される 年金月額 1口加入 20,000円 2口加入 40,000円	○	○	○				○	○			○	○		
貸 付 制 度	生活福祉資金	障害のある人の世帯に、必要な資金を貸し付け、生活を支援する制度があります。 貸付限度額等 ●更生資金(年利3%) 生業費(自営業に必要な設備、店舗改修など) 低所得世帯280万円、障害者世帯460万円 技能修得費(生業や就職のための技能修得) 低所得世帯110万円、障害者世帯130万円 ●福祉資金(年利3%) 福祉費(結婚、出産、住居の移転等) 50万円 福祉用具購入費(高額な福祉機器等の購入) 120万円 障害者自動車購入費 200万円 修学資金(無利子) など	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	医療(P72参照)	重度心身障害児・者医療費助成制度(福祉医療)	○	○									○	○		
療 （ P 7 2 参 照 ）	老人医療	一定の障害のある人は、65歳から老人保健法の医療が給付されます。	○	○								○	○			
	自立支援医療(精神通院医療)	精神疾患の治療のために通院している人を対象に必要な医療費の助成													○ 一部	
	自立支援医療(更生医療)	障害を軽減したり、機能回復のために必要な医療費の助成 (例) 人工透析、心臓手術(ペースメーカー・人工弁) 人工関節置換術 など	○ 一部	○ 一部	○ 一部	○ 一部	○ 一部	○ 一部								
	自立支援医療(育成医療)	障害を軽減するためや、将来障害を残すおそれのある疾患を治療するための医療費の助成	身体障害者手帳の有無には関係なし													

年齢制限	所得制限		その他の制限	申請先	申請に必要なもの	備考
	あり	なし				
対象の障害児が20歳未満	○		児童福祉施設などに入所している場合や障害を事由とする年金を受給している場合は受給できません。	福祉事務所	認定請求書、戸籍謄(抄)本住民票、診断書、印鑑 身体障害者手帳または療育手帳等障害の程度の判るもの	診断書は所定の様式(省略できる場合もあります)
対象の障害児が20歳未満	○		児童福祉施設などに入所している場合や障害を事由とする年金を受給している場合は受給できません。	福祉事務所	認定請求書、戸籍謄(抄)本住民票、診断書、印鑑 所得状況届、銀行口座番号 身体障害者手帳療育又は手帳	診断書は所定の様式(省略できる場合もあります)
対象の障害児が18歳未満		○	障害児福祉手当を受給している場合や児童福祉施設などに入所している場合は受給できません。	福祉事務所	申請書、住民票、印鑑 銀行口座番号 障害の状況のわかるもの 福祉保健所発行の障害児福祉手当不支給証明書	
20歳以上	○		身体障害者更生援護施設または知的障害者援護施設、特別養護老人ホームなどに入所している場合や病院・診療所に3か月を超えて入院している場合は受給できません。	福祉事務所	認定請求書、戸籍謄本 住民票、診断書、印鑑 所得状況届、銀行口座番号 身体障害者手帳 または療育手帳	診断書は所定の様式(省略できる場合もあります)
20歳以上	△ 20歳前 から障害 のある人	○		保険医療課	裁定請求書、戸籍抄本 病歴・日常生活状況等申立書 銀行口座番号、印鑑 など	
保護者が65歳未満		○	・保護者の加入資格 病気や障害がなく、生命 保険に加入できる健康状態 であること	福祉事務所	加入申込書、申込者告知書 住民票、印鑑 身体障害者手帳 または療育手帳、精神障害者 保健福祉手帳	掛金の減免制度があります。 (生活保護世帯、市民 税非課税世帯、市民 税均等割世帯)
	○			市社会福祉協議会	生活福祉資金を利用したい 場合は、地域の民生委員か市 社会福祉協議会に相談してく ださい。	
平成15年10月1日以降、新たに重度障害になった65歳以上の人は、市民税非課税世帯を除き対象外	△ 一部 (左欄の とおり)	○	・入院時食事療養費は助成の対象外 ・児童福祉施設や知的障害者の入所施設に入所している人は、別に医療制度があるため対象外	保険医療課	申請書、保険証、印鑑 身体障害者手帳 または療育手帳	助成を受けるには、市から受給者証の交付を受ける必要があります。
65歳以上		○		保険医療課	保険証、印鑑 身体障害者手帳 または療育手帳	
なし	○			福祉事務所		
18歳以上	○			福祉事務所	申請書、健康保険証(写) 所得や収入の分かる書類 医師の意見書	指定医療機関での治療に適用
18歳未満	○			中央東 福祉保健所		

1-2 主な制度一覧表

区分	制度名	制度の内容	身体障害者手帳						療育手帳				精神障害者 保健福祉手帳			
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	
補装具・日常生活用具	補装具	<p>身体上の障害を補うため、補装具の交付や修理を受けることができます。</p> <p>補装具の定義 (次の3つの要件をすべて満たすもの)</p> <p>①身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障害個別に対応して設計・加工されたもの</p> <p>②身体に装着(装用)して日常生活又は就学・就労に用いるもので、同一製品を継続して使用するもの</p> <p>③給付に際して専門的な知見(医師の判定書又は意見書)を要するもの</p> <p>(例) 義肢、装具、車いす、意思伝達装置など</p>	○	○	○	○	○	○								
	日常生活用具	<p>日常生活を容易にするために、日常生活用具の給付や貸与を受けることができます。</p> <p>日常生活用具の定義 (次の3つの要件をすべて満たすもの)</p> <p>①安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの</p> <p>②日常生活上の困難を改善し、自立を支援社会参加を促進するもの</p> <p>③製作や改良、開発にあたって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般的に普及していないもの</p> <p>(例) 特殊寝台、入浴補助用具、点字器、ストマ用装具、住宅改修など</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自動車	自動車運転免許取得費の助成	<p>障害のある人が、就労など社会参加のために運転免許を取得する場合、費用の一部を助成する制度があります。</p> <p>助成額 免許取得に直接要した費用の2/3(10万円限度)</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	自動車改造費の助成	<p>肢体障害がある人が、就労などのために自動車のハンドルやブレーキ、アクセルなどを改造する場合、費用の一部を助成する制度があります。</p> <p>助成額 自動車改造に直接要した費用(10万円限度)</p>	○	○	○	○	○	○	上肢、下肢、体幹または移動機能障害があり、改造を行わなければ自動車の運転ができない方が対象です。							
住宅	住宅改修費給付事業(日常生活用具給付事業)	<p>在宅の重度身体障害のある人が、段差解消などの住宅改修を行う場合、用具の購入費及び改修工事費の給付を受けることができます。</p> <p>基準額 20万円 改修費の範囲 手すり取付、段差解消、引き戸等扉取替 滑り防止・移動円滑のための床材料の変更 洋式便器への取替 など</p>	○	○	○											
	住宅改造支援事業	<p>在宅の身体障害のある人や家族の負担を軽減するために、身体状況に応じて住宅改造を行う場合、その経費の一部を助成しています。</p> <p>補助基準額 100万円まで 補助率 2/3(県・市町村) 対象工事 浴室、玄関、台所、便所、廊下階段、居室 など</p>	○	○												
住宅	公営(県営)住宅	<p>身体障害者手帳1～4級、療育手帳A1～B1、精神障害者保健福祉手帳の1～2級の人及びその世帯で住宅に困っている方は、一般世帯向住宅への入居に際しての抽選が2回できる場合があります。</p>	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○		
住宅	福祉ホーム	<p>家庭環境や住宅事情などのため、家庭で生活することが難しい場合に、低額な料金で居室やその他の設備を利用することができる福祉ホームがあります。</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

年齢制限	所得制限		その他の制限	申請先	申請に必要なもの	備考
	あり	なし				
なし (ただし、児童のみに交付される補装具があります。)	○		介護保険の福祉用具と同様の次の品目については、介護保険が優先されます。 車いす、電動車いす、歩行器 ただし、身体状況によりオーダーメイドの車いすが必要と認められた人には、補装具で交付	福祉事務所	申請書、印鑑 身体障害者手帳 など 装具の内容によって、医師の意見書や調査、判定が必要な場合がありますので、まず福祉事務所に相談してください。	
	○			福祉事務所	申請書、印鑑 身体障害者手帳 または療育手帳など	市の地域生活支援事業として実施 難病及び小児慢性特定疾患児は、別に支援策あり
18歳以上		○		福祉事務所	申請書、印鑑 費用の見積書 身体障害者手帳 または療育手帳 運転免許を取得した後に、領収書や免許証の確認を受ける必要があります。	運転免許を取得する前に申請が必要です。
18歳以上	○ 特別障害者手当の所得制限を超えないこと		障害のある人本人が所有する自動車を対象	福祉事務所	申請書、印鑑 費用の見積書 同意書、車検証、免許証 改造部分の写真 身体障害者手帳	自動車を改造する前に申請が必要です。
学齢児以上		○ 所得に応じて自己負担あり	介護保険のサービスが利用できる人は介護保険が優先	福祉事務所	申請書、印鑑 見積書、図面 身体障害者手帳 など	
なし	○ 世帯の生計中心者の所得税額が40万円未満		日常生活用具給付事業の住宅改修費の受給が可能な人は、住宅改修費の給付が優先されます。 介護保険のサービスが利用できる人は、高齢者事業として同様の制度があります。	福祉事務所	申請書、印鑑 見積書、図面 身体障害者手帳 など	助成の決定に当たっては調査などが必要ですので、まず相談してください。 住宅改修費との併給が可能です。
				県住宅供給公社 総務管理課 Tel 088 883-0344		
18歳以上		○		福祉ホームの経営主体	福祉ホームの利用に当たっては経営主体との契約が必要です。	利用料(家賃)や食事代などは利用者の負担です。

1-3 主な制度一覧表

区分	制度名	制度の内容	身体障害者手帳						療育手帳				精神障害者 保健福祉手帳				
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級		
税 の 減 免	所 得 税 住 民 税	特別障害者控除 所得控除 所得税40万円 住民税30万円	(本人または配偶者もしくは扶養親族)														
		同居特別障害者扶養控除 所得控除 所得税73万円 住民税56万円	(控除対象配偶者または扶養親族が同居している特別障害者の場合)														
		障害者控除 所得控除 所得税27万円 住民税26万円	(本人または配偶者もしくは扶養親族)														
各 種 割 引 制 度	自 動 車 税 軽自動車税 自動車取得税	身体等に障害のある人が所有する自動車を、障害者自らが運転する場合や障害者と生計を一にする親族が、専ら障害者の通院や通学、通勤などのために運転する場合に、一定の要件を満たせば税が減免されます。 また、自動車を所有している障害者が、単身または障害のある人のみで構成される世帯で生活している場合で、自動車の所有者である障害者を常時介護する者が、専ら障害者の通院や通学、通勤のために運転する場合に、一定の要件を満たせば税が減免されます。 なお、いずれの場合も対象となる自動車は障害者1人について1台に限ります。	(障害によって対象の級が異なりますので、本文をご覧ください。)														
		障害のある人が有料道路を利用する場合、通行料金が割引(50%以内)される制度があります。 手帳所持者1人につき、1台のみ (営業用車両を除く)	(本人運転の場合)														
各 種 割 引 制 度	有 料 道 路 通 行 料 金	障害のある人が有料道路を利用する場合、通行料金が割引(50%以内)される制度があります。 手帳所持者1人につき、1台のみ (営業用車両を除く)	(同一生計者又は介護者運転の場合)														
			第1種障害者のみ対象です														

年齢制限	所得制限		その他の制限	申請先	申請に必要なもの	備考
	あり	なし				
なし		○		勤め先 税務署 税務課	印鑑 身体障害者手帳 または療育手帳 各種証明書 など	年末調整または確定申告のときに申請
本人運転の場合は18歳以上		○	【自動車の名義】 ①本人運転の場合 所有者、使用者とも障害者に限る (所有権留保:障害者が使用者) ②家族運転の場合 所有者:障害者の場合に限る 使用者:障害者または運転者の場合に限る (所有権留保:障害者が使用者) ※障害者が18歳未満または知的障害の場合は同一生計の親族名義で可 ③常時介護者運転の場合 所有者:障害者の場合に限る 使用者:障害者または運転者に限る (所有権留保:障害者が使用者) 【自動車の種類】 ①本人運転の場合 自家用に限る。 ②同一生計者又は常時介護者運転の場合 自家用に限る。 ただし、対象となるのは、乗用車(3ナンバーまたは5ナンバー)、最大乗車定員4人以上の乗用車に準じるトラック(4ナンバー車等)、キャンピング車	県税事務所 (軽自動車は税務課)	①本人運転の場合 申請書、身体障害者手帳、運転免許証、車検証、印鑑 ②家族運転の場合 申請書、住民票、障害者手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)、通院・通学・通勤等証明書、運転免許証、車検証、印鑑 ③常時介護者運転の場合 上記【家族運転】に加えて、自動車運行計画表、誓約書を提出 自動車税の減免申請期間は4月1日から納期限(軽自動車税は納期限の7日前)までです。 なお、新車等を新規登録する時は運輸支局県税駐在に申請書を提出してください。 自動車取得税の減免申請は、自動車の購入時にディーラー等に相談してください。	
なし		○	【対象自動車(営業用は対象外)】 ①本人運転の場合 身体障害者手帳を持っている人または、その人と生計を一にする人が所有する乗用自動車、貨物自動車(乗車定員4人以上10人以下、特殊用途自動車(車いす移動車、身体障害者輸送車、キャンピング車)、自動二輪車(125ccを超えるもの)) ②同一生計者または介護者運転の場合 身体障害者手帳か療育手帳を持っている人または、その人と生計を一にする人、もしくは継続して日常的に介護している人が所有する乗用自動車、貨物自動車(乗車定員4人以上10人以下、特殊用途自動車(車いす移動車、身体障害者輸送車、キャンピング車)、自動二輪車(125ccを超えるもの))。 【手帳への記載】 市で身体障害者手帳または療育手帳に有料道路割引のスタンプを押してもらう必要があります。 手続きをすればETCでの利用も可能です。	福祉事務所	【市・福祉事務所での手続き】 必要書類等 申請書、車検証 運転免許証(本人運転の場合) ローンリース契約書 (ローン購入・リース車両の場合) 身体障害者手帳 または療育手帳 など ETC利用の場合は、他に、対象障害者本人名義又は親権者のETCカード、ETC車載器セットアップ申込書・証明書 ※いずれも有効期限がありますので、期限前に更新手続きが必要です 【利用方法】 料金所で手帳を提示してください。 ETCの場合は、利用登録済みのETCカードを利用登録されたETC車載器に挿入して通行します。	

1-4 主な制度一覧表

区分	制度名	制度の内容	身体障害者手帳						療育手帳				精神障害者 保健福祉手帳		
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級
各種割引制度	鉄道運賃 (JR)	次の場合、鉄道運賃が5割引になります。 (小学生の場合は、こども運賃の5割引) ● 第1種障害者 (単独で乗車する場合) 片道100Kmを超えて利用する場合、本人の 普通乗車券が5割引 (介護者が同行する場合) 本人と介護者1人の普通乗車券、定期乗車 券、回数券、急行券(特急券を除く)が5割引 ● 第2種障害者 (単独で乗車する場合又は介護者が同行する場 合) 片道100Kmを超えて利用する場合、本人の 普通乗車券が5割引 (12歳未満の児童が定期乗車券によって利用する ときに介護者が同行する場合) 介護者1人の定期乗車券が5割引													
	電車・バス 運賃	次のとおり、5割引になります。 ● 第1種障害者 本人、介護者(1人)とも5割引 ● 第2種障害者 本人のみ5割引													
	航空運賃 (国内線)	次の場合は割引になりますが、割引率は航空会社 によって異なります。 ● 第1種障害者 本人、介護者(1人) ● 第2種障害者 本人のみ													
	タクシー 運賃	障害のある人自身が高知県内でタクシーに乗車す る場合、運賃が1割引になります。													
	NHK 受信料	次のとおり、受信料が全額または半額免除されま す。 全額免除 1 身体障害のある人がいる低所得世帯(生活 保護に準じる世帯) 2 重度の知的障害のある人のいる世帯で、世 帯員全員が市町村民税非課税の場合 半額免除 1 視覚障害または聴覚障害のある人が世帯主 で契約者の場合 2 重度の肢体障害(1、2級)のある人が世帯主 で契約者の場合	(低所得世帯の場合)							(世帯員全員が市民 税非課税の場合)					
			(視覚障害又は聴覚障害 のある人が世帯主の場合) (重度の肢体障害のある 人が世帯主の場合)												
	携帯電話	障害のある人が契約している携帯電話の基本使 用料などが割引されるサービスがあります。 NTTドコモ、au、ソフトバンク 割引の範囲や割引率は各社で異なります。													
県立施設 入場料・使用料	県立施設の入場料・使用料が免除されます。 障害のある人と介護者1人 ①懐徳館(高知城) ⑦美術館(企画展を除く) ②牧野植物園 ⑧文学館(企画展を除く) ③足摺海洋館 ⑨県民体育館室内プール ④歴史民俗資料館 ⑩障害者スポーツセンター ⑤のいち動物公園 ⑪春野総合運動公園 ⑥坂本龍馬記念館 (個人の使用料)														

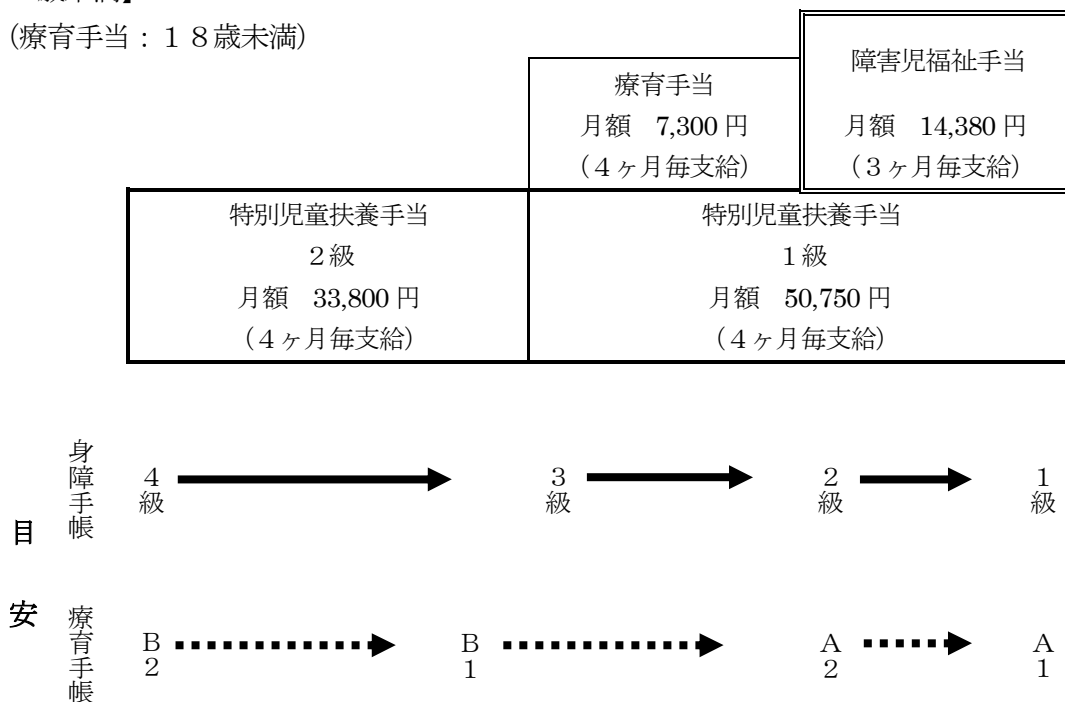
年齢制限	所得制限		その他の制限	申請先	申請に必要なもの	備考
	あり	なし				
乳児、幼児は無料です。		○	小児定期乗車券は、割引がありません。	乗車券販売窓口	乗車券を購入するときに身体障害者手帳または療育手帳を提示してください。 自動券売機でこども用の乗車券を購入し、改札で手帳を提示することもできます。	JRバスの場合は、距離の制限はありません。(ただし、定期乗車券は、3割引) 土佐くろしお鉄道もJRに準じた割引があります。(距離制限なし)
なし		○			バスの運賃を支払うときに、身体障害者手帳または療育手帳を提示してください。	距離の制限はありません。
12歳以上		○	療育手帳の場合は、手帳に航空運賃割引のスタンプ(市で押印)が押されていることが必要です。	航空券販売窓口	航空券を購入するときに、身体障害者手帳または療育手帳を提示してください。	
なし		○	時間運賃制の場合は割引対象外		乗車時に身体障害者手帳または療育手帳を提示してください。	
				NHK 高知放送局 TEL 088 823-2300	免除の申請をするには、市町村の証明が必要です。 免除申請書は福祉事務所にありますので、福祉事務所で証明をもらってNHK高知放送局へ申請書を提出してください。 申請書、印鑑 身体障害者手帳 または療育手帳	
12歳以上		○		各社ショップ または取扱店	新規契約の場合 印鑑、口座番号 身体障害者手帳 または療育手帳 など	
なし		○		各県立施設	各施設の入場券販売窓口で手帳を提示してください。	

2-1 「参考」各種手当

各種手当相関図

【20歳未満】

(療育手当：18歳未満)



【20歳以上】



年金・各種手当供給一覧

事項	障基	児扶	特児	特障	障児	療育
障害基礎年金		×	×	○	×	×
児童扶養手当	×		○	—	○	○
特別児童扶養手当	×	○		—	○	○
特別障害者手当	○	—	—		—	—
障害児福祉手当	×	○	○	—		×
療育手当	×	○	○	—	×	

○：併給できる ×：併給できない —：年齢等により併給できない

2-2 「参考」 自立支援医療

自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）に係る利用者負担額

自己負担額は、原則として医療費の1割負担となりますが、世帯の所得水準等に応じて一月当たりの負担上限額が設けられています。

入院時の食費については、原則自己負担となります。

1月当たりの負担上限額

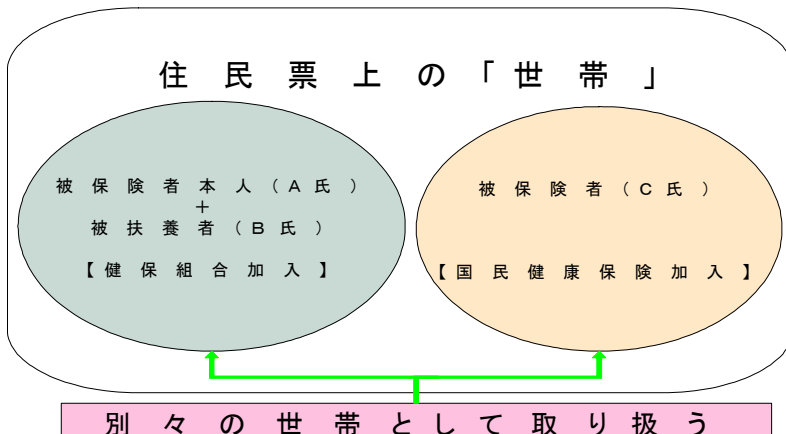
生活保護世帯	市町村民税 非課税世帯		市町村民税 課税世帯		
	本人の年収が 80万円未満の場合 (障害基礎年金2級相当)	本人の年収が 80万円を超える場合	市町村民税所得割が 2万円未満の場合	市町村民税所得割が 20万円未満の場合	市町村民税所得割が 20万円を超える場合
0円	2,500円	5,000円	医療保険の自己負担限度額 (72,300円+医療費の1%)		対象外
			育成医療の場合		
			10,000円	40,200円	
			重度かつ継続に該当する場合※		
			5,000円	10,000円	20,000円

「重度かつ継続」の該当者

種類	内容
精神通院医療	統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害(依存症等) 情動及び行動の障害、不安及び不穏状態で、精神医療に一定の経験を有する医師が継続的な通院医療が必要と判断した人
更生・育成医療	腎臓機能障害・小腸機能障害・免疫機能障害
精神通院・更生・育成医療	医療保険の多数該当の人 (直近の1年間の高額療養費の支給が3回以上ある人)

負担上限額を判断するときの世帯の考え方

- ・「世帯」の単位については、同じ医療保険に加入している人になります。
- ・医療保険の加入関係が異なる場合には、税制における取扱いに関係なく、別の「世帯」として取り扱います。



< 左図の例から・・・ >

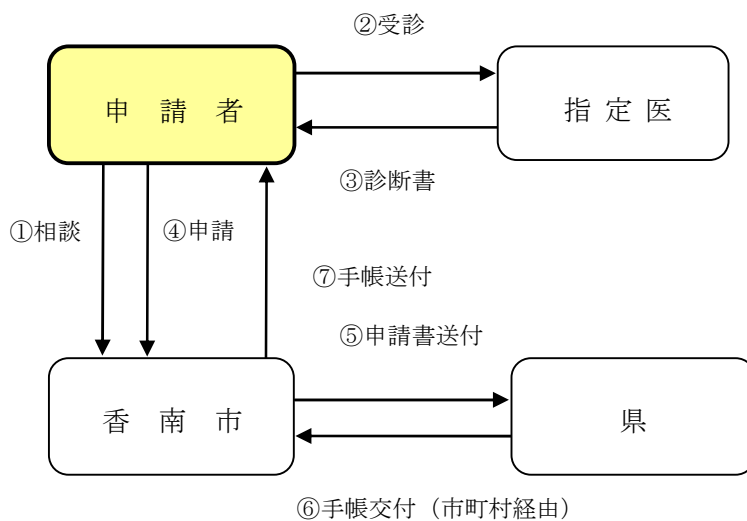
- 健康保険に加入するA氏とB氏からなる「世帯」と、国民健康保険に加入するC氏からなる「世帯」に二分される。
- 税制上は、C氏がB氏を扶養親族としている場合であっても、医療保険の加入関係が異なるので、C氏とB氏は別の「世帯」。

3 各種手帳

(1) 身体障害者手帳

内 容	身体障害者手帳は、身体に一定の障害のある人が、各種の福祉サービスを受けるため必要な手帳です。 障害の種類と程度によって、1級から6級まで区分されています。
対 象 者	身体に永続的な一定の障害のある人。 *障害程度は身体障害者等級表でご確認ください。
申 請 手 続 き	福祉事務所にご相談の上で、申請に必要な書類をお受け取りください。 *申請の流れは下図参照 *必要書類：申請書、診断書、写真3枚（タテ4cm×ヨコ3cm）
等 級 変 更 障 害 の 追 加	障害の程度が変わったときや、他の部位に障害を受けた場合は、再度、福祉事務所の手帳申請の手続きをしてください。 *必要書類：申請書、診断書、写真3枚（タテ4cm×ヨコ3cm）
紛 失 ・ 破 損	手帳を紛失したり、破損したときは再交付ができますので、福祉事務所に申請をしてください。 *必要書類：申請書、写真3枚（タテ4cm×ヨコ3cm）
居住地・氏名変更	引っ越しなどで住所が変わったときや、結婚等で氏名が変わったときは、必ず変更の手続きを福祉事務所で行ってください。
返 還	手帳の交付を受けた方がお亡くなりになったとき、身体状況が好転し身体障害者手帳の交付対象で無くなった場合は、必ず手帳を福祉事務所に返還してください。

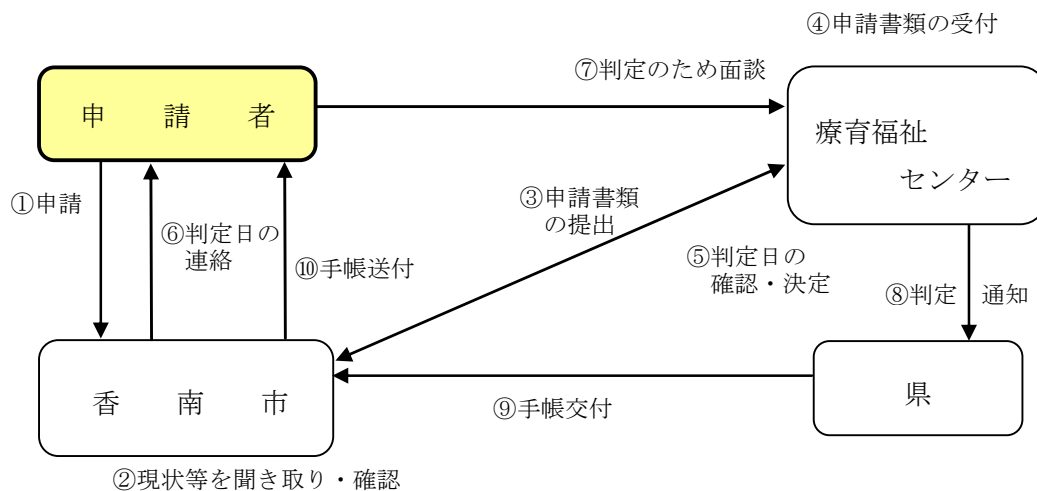
手帳交付の流れ



(2) 療育手帳

内 容	療育手帳は、知的障害のある方が、各種の福祉サービスを受けやすくするために必要な手帳です。 手帳は、障害の程度によって、A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）の4段階に区分されています。
対 象 者	療育手帳は、療育福祉センターにおいて、知的障害者であると判定された方に対して交付されます。
申 請 手 続 き	手帳の取得を希望される方は、福祉事務所にご相談ください。 *申請の流れは下図参照 *必要書類：申請書、写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm）
再 判 定	療育手帳では、障害程度の確認のために、判定年月を定めています。手帳に記載していますので確認してください。 再判定の時期は、年齢や障害の程度により、原則として2年～10年程度の期間となっています。再認定の手続きについては、福祉事務所で行っています。 *必要書類：申請書、写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm）
紛 失 ・ 破 損	手帳を紛失したり、破損したときは再交付ができますので、福祉事務所に申請をしてください。 *必要書類：申請書、写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm）
居住地・氏名変更	引っ越しなどで住所が変わったときや、結婚等で氏名が変わったときは、必ず変更の手続きを福祉事務所で行ってください。また、保護者の方が変わられたときや、保護者の方の住所が変わったときも、手続きを行ってください。
返 還	手帳の交付を受けた方がお亡くなりになったときや、手帳の再交付を受けたときなどは、旧の手帳を必ず福祉事務所に返還してください。

手帳交付の流れ

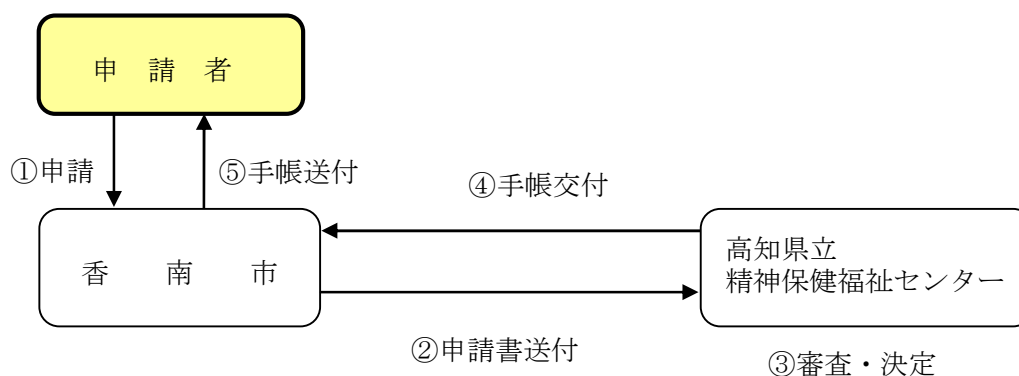


※ 手帳の流れは、再判定の場合もほぼ同様です。

(3) 精神障害者保健福祉手帳

内 容	精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障害の状態にある方が、各種の福祉サービスを受けやすくするために創設されました。 手帳は、障害の程度に応じて重度のものから、1級、2級、3級に区分されています。
対 象 者	精神障害のため、長期にわたり日常生活又は社会生活に制限のある方（知的障害を除く）
申 請 手 続 き	福祉事務所に必要書類を提出してください。 手帳の取得を希望される方は、福祉事務所にご相談いただくか、高知県健康づくり課又は高知県立精神保健福祉センターまでお問い合わせください。 *申請の流れは下図参照 *必要書類 申請書、診断書又は申請書、同意書（社会保険事務所等に照会するため）障害年金証書、年金裁定通知書、年金振込通知書のそれぞれの写し（年金に関する書類はどれか一つあれば申請できます） 写真2枚（タテ4cm×ヨコ3cm）
再 判 定	手帳の有効期限は2年間です。 更新の申請は、有効期限の3か月前から提出することができます。 申請の窓口・必要な書類は、初めて申請されたときと同じです。
紛 失 ・ 破 損	再交付ができますので、福祉事務所に申請してください。 *必要な書類 障害者手帳記載事項変更届・再発行申請書
居住地・氏名変更	引っ越しなどで住所が変わったときや、結婚等で氏名が変わったときは、必ず変更の手続きを福祉事務所で行ってください。
返 還	手帳の交付を受けた方がお亡くなりになったとき、手帳の再交付を受けたときも、旧の手帳を必ず福祉事務所に返還してください。

手帳交付の流れ



4 雇用促進等

●公共職業安定所（ハローワーク）

障がいのある人の職業紹介について、専門の職員・相談員が相談に応じています。求職の申込を行うと、障害の状況、技能、知識、適正、希望などが登録され、就職のお世話から就職後のアフターケアまで一貫したサービスを行っています。

問い合わせ先	所在地	電話番号	ファックス番号
高知公共職業安定所 (香美出張所)	〒782-0033 香美市土佐山田町旭町1-4-10	53-4171 53-2291	53-2291

雇用促進のための助成制度

制度名	内容	金額等
職場適応訓練費	実際の職場で作業について訓練を行うことにより、作業環境に適応することを容易にするために、民間事業所に委託して、その事業所の業務に係る作業について訓練を行う。 訓練期間 原則6ヶ月以内 (重度障がいのある人は最長1年)	訓練手当(訓練生に支給) 月額約110,000円程度 委託費(事業主に支給) 1人につき月額24,000円 (重度25,000円)
試行雇用(トライアル雇用)奨励金	公共職業安定所の紹介により、障がいのある人を試行的に短期間雇用し、業務遂行に当たったの適正や能力などを見極め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけとする。 雇用期間 原則3ヶ月	金額については、公共職業安定所にお問い合わせください。
特定求職者雇用開発助成金	公共職業安定所の紹介により障がいのある人を雇用した事業主に対して、その雇用した障がいのある人に支払った賃金に相当する額の一部を、雇用した日から1年間(重度障がいのある人等は1年6ヶ月)助成する。	助成金額については、公共職業安定所にお問い合わせください。

●高知障害者職業センター

就職を希望する障がいのある人(身体障害、知的障害、精神障害等)に対して、公共職業安定所(ハローワーク)が行う職業紹介の業務と提携しながら、就職のための相談や、職業準備支援事業、職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援事業等を実施し、障がいのある人が職場に定着できるよう支援を行っています。

また、事業主に対しては、障がいのある人の雇い入れや職場に適応するための課題について、ハローワークや民間の協力専門家と連携しながら、具体的な解決策へ向けての相談・助言等を行っています。

問い合わせ先	所在地	電話番号	ファックス番号
独立行政法人 高齢・障害者雇用支援機構 高知障害者職業センター	〒781-5102 高知市大津甲770-3	088-866-2111	088-866-0676

雇用促進のための事業

事業名	内容
職業準備支援事業	高知障害者職業センター内に事業所を想定した模擬会社(高知ワークトレーニング社)を設け、各種作業を通じて働くための基礎となる労働習慣、職場で必要となる基本的な態度等を身につけるとともに、講座も実施します。 訓練期間：1～3ヶ月間
ジョブコーチ支援事業	障がいのある人の就職や職場定着、事業主の雇い入れや雇用継続のためにジョブコーチが職場に出向いて、障害特性に応じたきめ細かな支援を行います。 支援の開始時期は、①雇用前の職場実習から、②雇用と同時に、③雇用後の3つのパターンがあります。 支援期間：2～3ヶ月間(標準) ※障害者職場実習支援事業費として、実習期間(最長3ヶ月間)における手当を支給(上限16,000円/月、対象者10名)。 高知県雇用労働政策課(Tel:088-823-9755)
リワーク事業	休職中の精神障がいのある方を対象に職場復帰支援(リワーク)を実施しています。 うつ病等精神障害により休職中の方に対し、職場復帰のために必要なウォーミングアップなどの支援をセンターにて実施します。また、必要に応じ復帰先事業所でのリハビリ出勤等も実施し、円滑な職場復帰に向けた支援を行います。

●障害者就業・生活支援センター

仕事につきたい人や仕事をしている人の様々な相談・支援を、各種機関と連携して行っています。

問い合わせ先	所在地	電話番号	ファックス番号
高知障害者就業・生活支援センター シャイン	〒780-0935 高知市旭町2-21-6 高知市障害者福祉センター敷地内	088-822-7119	088-822-7172

5 香南市の取り組み

各事業の詳細は、福祉事務所にお問い合わせください。

事業名	内容（対象者等）	個人負担等
相談支援事業	障害者、障害児の保護者等からの相談に応じるとともに、必要な情報の提供等を行う	—
地域活動支援センター事業	地域活動支援のため障害者等が通い、創作的活動、日中活動（ガーデニング、健康太極拳、憩いの部屋など）を提供するサービス	食材料費は実費
コミュニケーション支援事業	手話通訳・要約筆記等を必要とする個人や団体へ手話通訳者の派遣等を行うサービス	無料
移動支援事業	個人及びグループに対し、ヘルパーによる移動を支援するサービス (1) 重度の視覚障害児・者(身体障害者1・2級) (2) 身体障害者手帳(1・2級)保持者で下肢又は四肢障害及び体幹機能障害の者 (3) 知的障害児・者及び精神障害者・児で移動支援が特に必要と認められる者	個人負担：1割 ※身体介護あり →1時間当たり200円 ※身体介護なし →1時間当たり160円 ※グループ →利用人数で費用設定
日中一時支援事業	障害児タイムケアから移行した事業で、ショートステイや児童デイサービスの休日及び長期休暇中などに日中預かりを行うサービス (1) 自立支援法に基づく短期入所支援の支給決定を受けている者 (2) 障害程度区分により、生活介護給付を受けられない者	個人負担：1割 ※障害程度区分及びサービス提供時間による
訪問入浴サービス	家庭での入浴が困難な者に対し、訪問入浴事業所のスタッフが訪問し入浴介助を行うサービス (1) 身体障害者手帳所持者で、下肢障害又は体幹機能障害の1級、2級を有し、通所施設等での入浴が困難で在宅入浴サービスが必要な者 ※介護保険での給付が可能な者は対象外	個人負担：1割 ※1回当たり1,250円 (上限限度額有り)
日常生活用具給付等事業	日常生活用具の給付や貸与を行う	個人負担：1割 ※上限限度額あり
身体障害児に係る補装具の交付等事業	身体障害児に対する補装具の交付若しくは修理又はこれに代わる補装具の購入若しくは修理に要する費用の支給を行うサービス	個人負担あり ※課税状況による
自動車運転免許取得・改造助成事業	障害者の社会参加支援のため、自動車の免許取得費用や車輛の改造について助成する	助成上限額10万円を超える額
更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	身体障害者更生援護施設に入所通所している者に対し、就職等自立するための更生訓練の費用または就職に向けての支度金を給付するサービス	—
障害児・者地域生活支え合い事業	心身障害児・者が家庭において介護を受けることが出来ず、一時的に介護を必要とする場合に、登録介護者に介護委託するサービス (1) 療育手帳保持者 (2) 身体障害者手帳保持者	1時間当たり300円 ※年間50時間以内
外出支援サービス (福祉タクシー使用)	福祉タクシーにより、居宅から福祉・保健・医療機関への送迎を行うサービス (1) 介護保険の要介護3～5の者 (2) 身体障害者手帳 1、2級のうち下肢、体幹機能障害、視覚障害による手帳を所持する者及び3級のうち下肢、体幹機能障害の手帳を所持する者 (3) 療育手帳 A1・A2の者 (3) 精神保健福祉手帳 1級の者	一定額までは無料 ※高知市・安芸市まで →5千円 南国市・香美市・芸西村 →3千円 ※月1回以内
外出支援サービス (移送車輛使用)	移送用車両(リフト付車両及びストレッチャー装着ワゴン車等)により、居宅から市内の福祉・保健・医療機関への送迎を行うサービス ※対象者は(福祉タクシー使用)と同様	無料 ※月1回以内
外出支援サービス (社会参加のため)	在宅で外出の際に第三者の付き添いが必要な者に対し、移送用車両を使用し、社会参加のための外出を支援するサービス (1) 身体障害者手帳の1、2級のうち障害により臥床している者又は車いす利用者で、一般交通機関の利用が困難な者 (2) 療育手帳 A1・A2の者 (3) 精神保健福祉手帳 1級の者	無料 ※年間総利用時間は30時間以内で、かつ利用回数は6回以内
心身障害児福祉年金	在宅(香南市民として1年以上居住)の心身障害者の保護者に年金(4,000円/月)を支給する制度 (1) 身体障害者手帳の3級以上 (2) 療育手帳 A1・A2・B1の者 (3) 特別児童扶養手当等の支給要件と同程度の障害状態の者	—

6 社会参加への促進

(1) コミュニケーションの支援について

事業名	内 容	問い合わせ先
手話通訳者	聴覚障がいのある人が公的機関や病院を利用する際、円滑に意志疎通が図れるよう手話通訳者の派遣を行います。	高知県聴覚障害者協会 Tel 088-822-2794 Fax 088-875-5307
要約筆者	聴覚障がいのある人が公的機関や病院を利用する際、円滑に意志疎通が図れるよう要約筆者の派遣を行います。	高知県難聴者・中途失聴者協会 Tel・Fax 088-843-6908
パソコンボランティア	視覚障がいのある人がパソコン操作を習得したい場合、ボランティアを派遣してサポートします。	ビーねっと Tel 090-7787-9076

情報提供

事業名	内 容	問い合わせ先
「さんSUN高知」高知新聞「県からのお知らせ」点字版・音声版の発行	視覚障がいのある人に、県の広報誌「さんSUN高知」を年12回、点字版及び音声版で発行しています。(お知らせが掲載しきれない場合、高知新聞「県からのお知らせ」に掲載します。)	高知県障害福祉課 Tel 088-823-9634
「こうち県議会だより」点字版・音声版の発行	視覚障がいのある人に、「こうち県議会だより」を年4回、点字版及び音声版で発行しています。	県議会事務局 Tel 088-823-9536
点字新聞の発行	日本盲人会連合で入力した新聞等の新しい情報をコンピューターネットワークにより点字で出力し、希望する視覚障がいのある人に送付します。	高知点字図書館 Tel 088-823-9488
点字プリンタ・音声パソコンの利用	視覚障がいのある人が自由に利用できるパソコン、点字プリンタ、音声化ソフトなどを設置しています。	県療育福祉センター Tel 088-844-4477
字幕入りビデオカセットライブラリー	字幕入りテレビ番組等のビデオテープを希望者に無料で貸し出しています。	高知県聴覚障害者協会 Tel 088-822-2794 Fax 088-875-5307

(2) 自立生活を行うために

事業名	内 容	問い合わせ先
視覚障害者生活訓練事業	中途視覚障がいのある人に対し、自立生活を送る際の不安を解消するために、指導員がご自宅等を訪問し、歩行や生活のための技術を身につけるための相談や指導を行っています。	ルミエールサロン Tel 088-823-8820
視覚障害者向け機器展示室「ルミエールサロン」	視覚障がいのある人の日常生活に便利な機器等を県立盲学校に展示し、希望者に使用方法などの説明を行っています。	高知県障害福祉課 Tel 088-823-9634
音声機能障害者発声訓練事業	喉頭摘出のため音声機能を喪失した人に対し、発声訓練を行っています。	高知県喉友会 Tel 088-852-1787
オストメイト(人工肛門人工ぼうこう造設者)社会適応訓練事業	ストマ用装具を装着している人が装具の選定方法や使用方法等について正しく理解し、不安を解消するために、講習会を行っています。	日本オストミー協会高知県支部 Tel 088-822-8038

(3) レクリエーション等について

対象者	内 容 (予定)	問い合わせ先
視覚障害者	洋裁教室、料理教室、陶芸教室、生花教室、コーラス、研修旅行	高知県視力障害者協会 Tel 088-875-5247
肢体不自由者	料理教室、手芸教室、お茶教室、クリスマス会	高知県肢体障害者協会 Tel 088-873-5499
聴覚障害者	手芸教室、料理教室	高知県難聴者・中途失聴者協会

(4) 文化・スポーツについて

行事名	内 容	問い合わせ先
スピリットアート(高知県障害者美術展)	障がいのある人が制作した芸術作品を公募し、優れた作品を顕彰することで、障害者の文化活動を促進するとともに、県民の理解を深めます。 9月29日(金)～10月15日(日)	高知県障害福祉課 Tel 088-823-9634 高知県身体障害者連合会 Tel 088-872-9497
障害者作品展	障がいのある人の制作した作品を展示販売し、県民の理解を図ります。 毎年11月頃	高知県身体障害者連合会 Tel 088-872-9497

スポーツ

行事名	内 容	問い合わせ先
外へ飛び出せ運動会	在宅の心身障がいのある子ども・人及びその保護者の相互の交流を図るため、運動会を開催します。 9月下旬～10月頃開催(予定)	高知県知的障害者育成会 Tel 088-875-0177
スポーツ教室	水泳、ヨット、ビームライフル、卓球、ソフトバレー、バドミントン、カヌー、レクリエーションなどを実施。市町村への出前教室も実施しています。	
種目別競技会	卓球、バドミントン、レクリエーション、ニュースポーツ	
高知県障害者スポーツ大会	県内の障がいのある人が一堂に会し、スポーツを通じて親睦を深めるとともに、体力の維持・向上を図ります。 毎年5月頃	高知県障害者スポーツセンター Tel 088-841-0021
全国障害者スポーツ大会	全国の障がいのある人とスポーツを通じて親睦を深め、自立更生や社会参加に寄与するために選手団を派遣します。 毎年秋開催	

7 相談窓口・関係機関

(1) 香南市内の相談窓口

①市役所

障害者手帳をはじめ手当や福祉サービス、福祉制度の相談や申請の窓口です。

名称	電話番号	ファックス番号	郵便番号	住所
香南市福祉事務所	57-8509	57-8528	781-5292	香南市野市町西野2706
(赤岡支所)	55-3111	57-7525	781-5310	香南市赤岡町475-5
(香我美支所)	55-2111	57-7527	781-5452	香南市香我美町下分647
(夜須支所)	55-3141	57-7529	781-5601	香南市夜須町坪井270-3
(吉川支所)	55-3121	57-7528	781-5241	香南市吉川町吉原95

②相談支援事業所

「地域活動支援センターあけぼの」が福祉事務所と連携し、各種相談に対して電話や訪問で対応しています。

名称	電話番号	ファックス番号	郵便番号	住所
あけぼの	57-7180	57-7181	781-5601	香南市夜須町坪井16-1夜須町総合福祉センター2階

③市社会福祉協議会

福祉や生活の相談、権利擁護事業などを行っています。またホームヘルプサービスなどを行っているところもあります。

名称	電話番号	ファックス番号	郵便番号	住所
香南市社会福祉協議会	56-1088	56-1148	781-5232	香南市野市町西野534-1 のいちふれあいセンター内
〃 (赤岡支所)	55-4191	55-4191	781-5310	香南市赤岡町475-5
〃 (香我美支所)	55-2402	54-2385	781-5452	香南市香我美町下分2645-1
〃 (夜須支所)	55-4936	55-5044	781-5601	香南市夜須町坪井16-1 総合福祉センター内
〃 (吉川支所)	55-0525	55-0526	781-5241	香南市吉川村吉原352 総合センター内

④障害者相談員

原則として、身体障害者相談員は身体障がいのある人に、知的障害者相談員は知的障がいのある人の保護者の方に、県知事が委嘱しています。相談員の皆さんは、同じ障がいのある人又は障がいのある人の家族の立場で自らの経験を生かして、障がいのある人やその家族の相談に応じています。(H18.8.1現在)

	氏名	住所	電話番号
身体障害者 相談員	岡崎 法子	香南市 野市町東野180-9	56-2089
	高橋 昭二	〃 夜須町出口497	54-4577
	濱田 壽雄	〃 赤岡町1060	54-3875
	山本 泰助	〃 野市町東野1254-6	55-5385
	横田 鈴子	〃 香我美町上分2880	55-4007
知的障害者 相談員	長崎 鏡子	香南市 野市町東佐古366-16	56-3178
	福永 康夫	〃 夜須町坪井557-33	55-3436

(2) 専門相談機関

①県の専門相談機関

こどもの発達や障がいのある人の自立更生に関する専門的な相談・支援を行っています。

名称	電話番号	ファックス番号	郵便番号	住所
療育福祉センター	(こどもの発達に関すること) 088-844-0035 ---(障害のある人の更生相談)---	088-844-4478	780-8081	高知市若草町10-5
	088-844-4477 (発達障害に関すること)			
	088-844-1247 ---(歯科・そしゃく・発音に関すること)---			
	088-844-5400			
精神保健福祉センター	088-821-4966	088-822-6058	780-0850	高知市丸ノ内2-4-1 保健衛生総合庁舎内

②福祉サービス困りごと解決制度

障がいのある人や高齢の方が、福祉施設やデイサービス、ホームヘルプサービス等の福祉サービスを利用するなかで生じた、事業者に対する不満、疑問等の問題解決のお手伝いをします。面接、電話、ファックス、手紙等で相談を受けています。

実施機関・受付時間等	電話番号	ファックス番号	郵便番号	住所・メールアドレス
高知県社会福祉協議会 運営適正委員会 福祉サービス困りごと解決委員会 来所・電話 9:00～16:00 (土・日・祝日・年末年始除く)	088-802-2611	088-872-6211	780-0870	高知市本町4-1-37 高知県社会福祉センター内 メールアドレス kaiketsu@i-kochi.or.jp ファックス・メール 24時間受付

③電話相談事業(障害者110番)

障がいのある人やご家族が抱えている人権や財産などの問題に、専門の相談員や弁護士が、電話や面接により相談に応じています。相談は無料です

内容・受付時間等	電話番号	ファックス番号	郵便番号	住所
法律相談 毎月 第2火曜日 9:30～16:00 ※予約が必要です	088-871-1212	088-871-1265	780-0870	高知市本町4-1-37 高知県社会福祉センター 1階 高知県知的障害者育成会内
法律以外の相談 月曜日～金曜日 9:30～16:00 土・日・祝祭日 10:00～15:00 ※上記時間以外は留守番電話で受付				

④地域福祉権利擁護事業

障がいのある人や高齢の方が安心して生活が送れるよう、福祉サービス利用のための援助や預貯金の出し入れ、公共料金の支払い、定期預金や実印などの重要な書類の保管などのお手伝いを行う事業です。

※在宅に限らず、施設入所中の人や病院に入院中の人でも利用できます。

名称	電話番号	ファックス番号	郵便番号	住所
香南市社会福祉協議会	56-1088	56-1148	781-5232	香南市野市町西野534-1 のいちふれあいセンター内
高知県社会福祉協議会安芸駐在 (所管地域:南国市以東)	0887-35-8922	0887-35-8932	784-0001	安芸市矢ノ丸1-4-36 高知県安芸総合庁舎内
高知県社会福祉協議会	088-844-4600	088-844-3852	780-8567	高知市朝倉戊375-1 ふくし交流プラザ内

(参考)

項目	事業内容	利用料金
福祉サービスの利用援助	自分にあった福祉サービスを一緒に考えます	定期的な訪問による援助 1時間 1,500円 (30分単位で利用可) ※生活保護受給者は免除 書類等の保管サービス 年間 6,000円(分割払い可)
日常的金銭管理サービス	預貯金の出し入れや日常のお金のやりとりをお手伝いします	
書類などの保管サービス	定期預金証書や実印など重要な書類を金融機関の貸金庫を利用して保管します	
普段の援助サービス	高額商品の購入契約(ローン契約)、住宅改造などの工事契約、借家手続きなどをお手伝いします	
その他のサービス	住民票や印鑑登録などの届出などをお手伝いします	

⑤成年後見制度

成年後見制度とは、認知症のある高齢の方、知的障がいのある人、精神障がいのある人など、判断する能力が十分ではない人の財産管理や身上監護(介護、施設への入所・退所などの生活について配慮すること)に関することを後見人等にさせることで、ご本人の利益を守るための制度です。

名称	電話番号	ファックス番号	郵便番号	住所
高知家庭裁判所	088-822-0340		780-8558	高知市丸ノ内1-3-5
高知弁護士会 高齢者・障害者支援センター	088-822-4867		780-0928	高知市越前町1-5-7 高知弁護士会内
(財)成年後見センター・ リーガルサポート高知	088-825-3141	088-824-6919	780-0928	高知市越前町2-6-25 高知県司法書士会館内
成年後見センター ぱあとなあ高知	088-828-9056	088-828-9065	780-8062	高知市朝倉乙999 高知県社会福祉士会内

(参考)

区分	本人の判断能力	援助者	
後見	全くない	成年後見人	任意後見:本人の判断能力のあるうちに、あらかじめ結んでおいた任意後見契約により、本人の判断能力が不十分になったときに任意後見人が援助する制度です。
保佐	特に不十分	保佐人	
補助	不十分	補助人	

⑥住宅改造の相談

障がいのある人や高齢の方の住宅改造・改修・リフォーム等の相談に応じています。

名 称	電話番号	実施場所
介護実習・普及センター 毎週土曜日 14:30～16:00(予約制)	088-844-9271	高知市朝倉戊375-1 ふくし交流プラザ内
高知県建築士会 「いたわり住宅研究会」 第4土曜日 予約制 (事前予約で他の土曜日の可)	088-821-2266	高知市帯屋町2-3-1 「木と人・出会い館」 (ひろめ市場内)

(3) その他の機関

名 称 (内容)		電話番号	ファックス番号	郵便番号	住 所
高知県 健康福祉部 県全体の ・障害保健福祉 ・福祉サービス ・制度全般	障害福祉課	(企画調整担当) 088-823-9635 (地域生活支援担当) 088-823-9634 (施設支援担当) 088-823-9633	088-823-9260	780-8570	高知市丸ノ内1-2-20 (高知県庁)
	健康づくり課	(難病患者の保健医療福祉担当) 088-823-9678 (精神保健福祉担当) 088-823-9669	088-873-9941		
中央東福祉保健所 ・地域福祉 ・こどもの発達・子育て ・精神保健福祉 ・福祉・保健・医療に関する相談・支援		53-3171	52-4561	782-0016	香美市土佐山田町山田1128-1
高知県ふくし交流財団 ・福祉に関する研修・人材養成 ・福祉用具等の展示・普及啓発 ・総合的な相談、調査研究、情報提供 ・生きがい、健康づくり、社会参加促進 ・障害者スポーツの振興		088-844-9007	088-844-9411	780-8567	高知市朝倉戊375-1 ふくし交流プラザ内
高知点字図書館 ・点字図書、録音図書の貸し出し ・図書の郵送貸し出し (郵送料は貸し出し、返却ともに無料)		088-823-9488	088-820-3218	780-0870	高知市本町5-1-30 高知市民図書館2階 ※図書を借りるには登録必要 (住所、氏名、電話番号、生年 月日、身体障害者手帳の等級など)
高知県立 障害者スポーツセンター ・スポーツ施設・研修施設等利用提供 ・スポーツ指導、普及啓発、スポーツ 教室(出前教室あり)の開催。 ・障害者スポーツ指導者等の養成・研修 ・広報誌の発行 ・スポーツ大会の開催。 ・障害者福祉に関する情報提供・相談 ・スポーツ医事相談		088-841-0021	088-841-0065	781-0313	吾川郡春野町内ノ谷1-1
高知県ボランティア ・NPOセンター ・ボランティア活動の啓発・参加支援 ・地域ボランティアコーディネーター支援 ・福祉教育・ボランティア学習の推進 ・NPOの普及啓発・活動基盤強化 ・NPOのネットワーク支援 ・行政や企業との連携促進		088-850-9100	088-844-3852	780-8567	高知市朝倉戊375-1 ふくし交流プラザ内
南国社会保険事務所 ・国民年金・厚生年金の給付の裁定 ・年金の相談		088-864-1111	088-863-1019	783-8507	南国市大桶甲1214-6
中央東県税事務所 ・自動車税・自動車取得税の相談など		088-866-8510	088-866-3630	781-5103	高知市大津乙1820-1
南国税務署 ・所得税・住民税等の相談など		088-863-3215	-	783-0004	南国市大桶甲1592-2
香南警察署		緊急110 (55-0110)	-	781-5310	香南市赤岡町1375
香南消防署		緊急119 (55-4141)	55-2430	781-5310	香南市赤岡町2032-2

8 事業所及び学校

香南市内事業所一覧表

サービス種類	事業所名称	〒	事業所所在地	電話番号	FAX	運営主体	定員	主たる対象				
								身	知	児	精	
居宅介護 ・ 重度訪問 介護	障害者福祉サービス事業所 ふれあいの里	781-5232	野市町西野555-1	56-5042	56-5074	(福)香南市社会 福祉協議会	-	-	●	●	●	●
	障害者福祉サービス事業所 みかんの里	781-5452	香我美町下分2645-1	54-2233	54-2385	(福)香南市社会 福祉協議会	-	-	●	●	●	●
	障害者福祉サービス事業所 ほっとやす	781-5601	夜須町坪井16-1	55-4936	55-5044	(福)香南市社会 福祉協議会	-	-	●	●	●	●
	ホームヘルパーステーション はまゆう	781-5242	吉川町古川990-50	57-3125	57-3102	(福)香南会	-	-	●	●	●	●
	株式会社コムスン 野市ケアセンター	781-5213	野市町東野1939	57-5057	57-5058	(株)コムスン	-	-	●	●	●	●
短期入所	身体障害者療護施設 のぞみの家	781-5242	吉川町古川990-50	57-3101	57-3102	(福)香南会	併設	8	●	●	●	●
生活介護	いきいき	781-5242	吉川町古川990-50	57-3105	57-3102	(福)香南会	通所	20	●	●	●	●
知的障害者 授産施設	香南くろしお園	781-5331	香我美町岸本ルノ丸 328-12	55-3130	54-0126	(福)高知県知的 障害者育成会	通所	30	●	●	●	●
	フレンドリー	781-5332	香我美町徳王子関屋 2220-5	54-1601	54-1622	(福)安芸市身体 障害者福祉会	通所	20	●	●	●	●
精神障害者 小規模通所 授産施設	風車の丘 あげぼの	781-5233	野市町大谷1444-46	56-4530	56-4509	(福)土佐あげぼ の会	通所	19	●	●	●	●
身体障害者 療護施設	のぞみの家	781-5242	吉川町古川990-50	57-3101	57-3102	(福)香南会	入所	62	●	●	●	●

盲・聾・養護学校一覧表

障害種別	設置者	学校名	所在地 (電話番号)	設置学部 (学科)
視覚障害	県	盲学校	〒780-0926 高知市大膳町6-32 (088-823-8721)	高 高専 幼・小・中 普通科 保健医療科 (理療科)
聴覚障害	県	高知ろう学校	〒780-0972 高知市中万々78 (088-823-1640)	高 高専 幼・小・中 普通科 産業技術科 産業工芸科 被服科 理美容科 自動車塗装科
知的障害	県	山田養護学校	〒782-0016 香美市土佐山田町山田1361 (0887-52-2195)	小 中 高(普通科)
	国	高知大学教育学部附属養護学校	〒780-8072 高知市曙町2-5-3 (088-844-8450)	小 中 高(普通科)
肢体不自由	県	高知若草養護学校	〒781-0303 吾川郡春野町弘岡下2980-1 (088-894-5335)	小 中 高(普通科)
		子鹿園分校 (施設併設)	〒780-8081 高知市若草町10-26 (088-844-1837)	小 中
		高知病院分校 (施設併設)	〒780-8507 高知市朝倉西町1-2-25 (088-843-1819)	小 中 高(普通科)
		土佐希望の家分校 (施設併設)	〒783-0022 南国市小籠105 (088-863-3882)	小 中 高(普通科)
病弱	県	高知江の口養護学校	〒780-0062 高知市新本町2-13-51 (088-823-6737)	小 中 高(普通科)
		高知大学医学部附属病院分校 (病院内設置)	〒783-0043 南国市岡豊町小蓮 (088-866-8624)	小 中

9 主な障害者団体

団体名	代表者名等	事務所の所在地	電話番号	設立の目的及び主な事業活動
(財) 高知県身体障害者連合会	会長 片岡 卓宏 事務局長 山中 政	〒780-0870 高知市本町4-1-37 社会福祉センター内 ◇メールアドレス kochissr@mb.inforyoma.or.jp	088 872-9497 (FAX) 872-7590	県内市町村を単位とする身体障害者団体をもって組織し、相互連携を強化し、福祉の向上と自立更生を図り、各種の親睦行事、研修会、相互扶助活動、福利厚生事業、身上相談等を行う。
高知県視力障害者協会	会長 松岡 弘 事務担当者 豊永 ルミコ	〒780-0928 高知市越前町2-4-15 高知県盲ろう福祉会館内 ◇メールアドレス kenshiky@yahoo.co.jp	088 875-5247 (FAX兼用)	県内の視力障害者の福祉向上を図るため、各種の研修、行事の開催及び相談活動を行い、相互扶助と福利厚生活動を行う。
高知県視力障害者の生活と権利を守る会	会長 片岡 慈仲 事務担当責任者 正岡 光雄	〒780-0953 高知市長尾山町43-17 井上方 ☆ホームページアドレス http://www.normanet.ne.jp/~mamoru-	088 840-4624	視力障害者の生活の向上、県や市への陳情、学習、親睦等を行う。
全国視覚障害児(者)親の会 高知県支部	支部長 浦宗 義人 事務担当責任者 弘田 鶴子	〒780-0926 高知市大膳町6-32 高知県立盲学校内	088 823-8721 (FAX) 088 873-9643	会員相互の親睦を図り、研修を深め、視覚障害者の福祉増進と社会的保障の実現を図ることを目的とする。
(社) 高知県聴覚障害者協会	会長 山中 睦子 事務局長 竹島 春美 所長 山中 睦子	〒780-0928 高知市越前町2-4-15 高知県盲ろう福祉会館内	088 822-2794 (FAX) 875-5307	聴覚障害者の福利及び自立更生を図り、福祉の向上に寄与するため、各種親睦行事、研修会、相談事業、ビデオライブラリー事業、手話通訳養成並びに派遣事業等を行う。
高知県聴覚障害者親の会	会長 川井 敬臣 事務担当責任者 能勢 定	〒780-0972 高知市中万々78 高知県立高知ろう学校内	088 823-1640 (FAX) 823-1752	会員相互の親睦を図り、研修を深め、聴覚障害者の福祉増進と社会的保障の実現を図ることを目的とする。
NPO法人 高知県難聴者・中途失聴者協会	会長 津野 郁雄 副会長 伊藤 瑞穂 事務局長 伊東 美智子	〒780-8050 高知市鴨部999-11	088 843-6908 (FAX兼用)	県内の難聴・中途失聴者の福祉増進と自立更生のため、各種団体との交流並びに研修、文化活動、生活相談及び要約筆記者の養成・派遣事業等、難聴・中途失聴者の社会復帰のため、支援活動を行う。
高知県難聴児を持つ親の会	会長 小松 成江 事務担当責任者 小松 昭行	〒780-8088 高知市針木本町29-20 ◇メールアドレス KOMA-CHAN@sings.jp ☆ブログ http://blog.goo.ne.jp/usachan_2006	088 843-1879 (FAX兼用)	県内の難聴児の保護者等が会員となり、難聴児の健全な心身の発達を援助し、その福祉の向上及び社会生活への適応を促進することを目的として、学習会、情報交換、親睦事業を行う。
高知県言語障害児を持つ親の会 (ことばと子どもを育てる会)	会長 川添 義明 事務担当責任者 大崎 聡	〒781-1102 土佐市高岡町乙3440-1 高岡第一小学校 ことばの教室内	088 852-3356 (FAX兼用)	・目的 ことば、きこえの教室への側面的な協力、学習活動、障害児保育関係研修等、難聴、言語障害児対策を目的とする。 ・事業活動 専門家による講習会、学習会、療育キャンプの開催又は助成、専門家による相談会
高知県喉友会	会長 島内 康夫 事務担当責任者 市村 和典	〒781-1105 土佐市蓮池693	088 852-1787 (FAX兼用)	県内の全喉摘者の相互連携を強化し、福祉の向上と自立促進を図るため、各種の親睦行事、研修会、発声方法の訓練会、相互扶助、福利厚生活動を行う。
高知県失語症友の会連合会	会長 橋上 徹雄 事務担当責任者 菅 美佐野	〒780-8040 高知市神田317-12 厚生年金高知 リハビリテーション病院内	088 843-1501 (内 247)	失語症を中心とする成人の言語障害者及び家族の交流を推進し、失語症に関連する諸問題の解決を図ることを目的として、機関紙の発行や例会、交流会等を開催する。
特定非営利活動法人 高知県肢体障害者協会	会長 田村 隆彦 副会長 森下 昭仁 松本 誠司	〒780-0850 高知市丸の内2-1-10 ◇メールアドレス sitaiky@yahoo.co.jp ☆ホームページアドレス http://www.shitaikyo.com	088 873-5499 (FAX兼用)	県内の肢体障害者の社会的、経済的地位の向上を図り、学習会・他の団体との交流・レクリエーション活動・文集・機関紙の発行、その他福祉の向上を目的とする。また身体障害者手帳をお持ちの方を対象とした福祉車両の有償運送を行い、移動困難な方の外出支援を行う。
高知県肢体不自由児(者) 父母の会	会長 寺尾 俊介 事務担当責任者 井上 智子	〒781-1132 土佐市市野々300-2 井上方	088 855-1124 (FAX兼用)	県内の肢体不自由児者と家族の生活と権利を守るため会員の親睦行事や施設、作業所づくり、教育機関の条件整備、医療費無料化、年金制度の充実などの研究や運動を進める。
全国重症心身障害児者を守る会 高知県支部 (高知県重症心身障害児者を守る会)	会長 安芸 虎一 事務担当責任者 武田 勝定	〒783-0022 南国市小籠107番地 土佐希望の家内	088 863-2131	県内の重症児者を養育する父母又は代わる保護者が一致協力し、重症児者問題を社会に訴え、その救済と養護対策を推進するとともに、その指導及び相談事業を行う。
障害者の生活と権利を守る 高知県連絡協議会	会長 正岡 光雄 事務担当責任者 松本 誠司	連絡先 〒780-0850 高知市丸の内2-1-10 高知城ホール内	088 871-6440 福祉労気付	・障害のちがいをこえ、交流を深めながら、障害者の生活と権利を守る活動をする。 ・分野別、問題別交流集会や学習会・会報発行 ・57.2「やさしい障害者問題」発行など。

団体名	代表者名等	事務所の所在地	電話番号	設立の目的及び主な事業活動	
高知聴覚損傷者連絡会	代表 藤田 恵功	連絡先 〒781-1102 土佐市高岡町乙790	088 852-5313	・ 聴覚損傷者が孤独におちいらないようにするため交流親睦を図る。 ・ 機関誌を発行する。 ・ 障害者問題について学習会をする。障害者福祉の向上のため、自治体に提言、要望活動をする。	
高知県手話サークル連絡協議会	会長 松田 光 事務担当責任者 政平 みどり	〒780-0928 高知市越前町2-4-15 泉盲ろう福祉会館3F (社)高知県聴覚障害者協会気付	(聴障協) 088 822-2794 (松田) 0889 45-0239	本会は、手話を通じて聴覚障害者の福祉増進に努めることを基本とし、各手話サークル間の交流を図り、より一層の充実と連帯を目指す。	
要約筆記	特定非営利活動法人 要約筆記 「高知・やまもも」	会長 山崎 千加 副会長 広田 美子 満洲 三枝子 事務局 松村 滋子	〒780-8052 高知市鴨部3-26-6 松村方 ☆ホームページアドレス http://www.inforjoma.or.jp/youyaku-yamamomo/	088 823-3432 (FAX兼用) 事務局 088 843-0781 (FAX) 840-5117	中途失聴者・難聴者の社会参加を援助するため、事業を行う。
	要約筆記 「むくどり会」	代表者 中平 馨	〒781-1101 土佐市高岡町甲1034	088 852-0732 (FAX兼用)	
	要約筆記サークル 「そよかぜ」	代表者 吉田 昭子	〒787-0051 四万十市具同田黒2丁目15番3号	0880 37-4022 (FAX兼用)	
	要約筆記 「赤とんぼ」	会長 川島 直子 事務担当責任者 今城 久枝 (社会福祉協議会)	〒787-1603 四万十市西土佐用井1110-31	0880 31-6111 (FAX) 31-6112	
	要約筆記ボランティア団体 「さくら」	代表者 川田 栄子 事務所責任者 川田 みずき	〒788-0012 宿毛市高砂4-56 宿毛市社会福祉協議会	0880 65-7665 (FAX) 65-7663	
	OHPとさやまだ	代表者 中村 辰雄	〒782-0019 香美市土佐山田町中野279-1	0887 52-5602 (FAX兼用)	
	要約筆記 「コスモス」	会長 山崎 国恵 事務局 中平 美知子	〒786-0095 高岡郡四万十町米奥922	0880 22-4109 事務局 0880 23-0400	
ボランティアグループ 「エコー」	代表者 山根 康孝	〒781-2152 高岡郡日高村沖名5番地	0889 24-5310 (FAX) 0889 24-7626		
朗読ボランティア	やすらぎの会	会長 岡崎 恵司	〒787-1603 四万十市西土佐用井1110-31	0880 31-6111 (FAX) 31-6112	視覚障害者への広報誌朗読ボランティア
ボランティアサークル ほほえみ	会長 川田 幸代	〒788-0012 宿毛市高佐4-56 宿毛市総合社会福祉センター内	0880 65-7665 (FAX) 65-7663		
盲ろう者通訳介助サークル 「やまびこ」	代表者 久保田 直子	〒780-0928 高知市越前町2丁目4-15 高知県聴覚障害者協会気付	088 822-2794 (FAX) 0887 35-7002	(目的) 盲ろう者に対する理解と認識を深めるために、学習及び盲ろう者との交流行い、盲ろう者の福祉向上を目指し活動する (活動内容) 月1回の定例学習会、各種ボランティア活動への参加	
社会福祉法人 高知県知的障害者育成会 (高知県手をつなぐ育成会)	理事長 曾我 高次 専務理事 岡崎 豊 事務担当責任者 濱田 眞理子	〒780-0870 高知市本町4-1-37 社会福祉センター内 ◇メールアドレス ikusei37@kochi-ikuseikai.or.jp	088 875-0177 (FAX) 088 871-1265	知的障害児・者の福祉の向上、第1・2種社会福祉事業、啓発、研究、調査等、地区会への助言 (四国、全国と連携)	
高知県知的障害者福祉協会	会長 池内 裕青 (わかふじ寮) 事務局長 山崎 隆	〒787-0010 四万十市古津賀1801-1 ◇メールアドレス yu-sei@ceres.ocn.ne.jp ☆ホームページアドレス http://www.geocities.jp/ko_chiteki/	0880 35-4092 (FAX) 0880 35-4091	目的：知的障害者の福祉の増進を図る 1. 日本福祉の構成団体として、日本福祉の行う事業への協力と参加 2. 知的障害者の福祉を目的とする事業に関する調査及び研究 3. 知的障害者関係施設に就任する職員養成並びに研修 4. 日本福祉発行の機関誌の普及宣伝 5. その他本会の目的達成のため必要な事業	

団体名	代表者名等	事務所の所在地	電話番号	設立の目的及び主な事業活動
(財) 日本ダウン症協会 高知小鳩会支部	支部長 三谷 隆彦 事務担当責任者 矢野 泰彦	〒780-8015 高知市百石町3-9-25	088 834-0544 (FAX兼用)	(目的) ダウン症児者の福祉の向上と会員家族相互の親睦を図る。 (活動) 1. 情報の提供(毎月1回機関誌発行) 2. 年代別にグループ分けし、年代に応じた行事の実施 3. 全体行事として、運動会、キャンプ、ミュージカル公演、講演会、親子広場、クリスマス会、旅行など
(社) 日本自閉症協会 高知県支部	支部長 澤谷 寿美 事務担当責任者 平野 三代子	〒780-0022 高知市北秦泉寺235-9	088 822-0765 (FAX兼用)	(目的) 自閉症児・者の保護者が会員となり、相互に連携を深め、療育体制の確立、支援を行うとともに、社会への啓発を図り、福祉の増進を目指して活動する。 (活動) ・夏季療育キャンプや春と秋のハイキング ・講演、研修会 ・年齢別グループでの部会 ・会報発行 など
NPO法人 高知県難病団体連絡協議会	代表者 浜田 成亮 事務担当責任者 山岡 章子	〒780-0803 高知市弥生町7-8 ◇メールアドレス kounanren@aurora.ocn.ne.jp ☆ホームページアドレス http://www9.ocn.ne.jp/~yayoi7-8	088 885-1053 (FAX) 885-1052	(目的) 難病・慢性疾患の患者団体が、相互理解と連帯のもとに豊かな医療と福祉の充実を目指す。 (事業) 1. 医療・福祉相談会の開催 2. 患者の願いを実現するため国や自治体への働きかけ 3. 難病についての啓蒙活動 4. 全国の難病連との連帯、交流 5. 会報等の発行

◎高知県難病団体連絡協議会 加盟団体一覧

団体名	代表者名等	事務所の所在地	電話番号	設立の目的及び主な事業活動
高知県腎臓病患者友の会	代表者 松下 則子 事務担当者 松下 則子	〒780-0928 高知市越前町2-9-6 坂本ビル1F2号 ◇メールアドレス kj-k@kcb-net.ne.jp	088 871-2670 (FAX兼用)	・総合的な腎疾患対策の実現に向けた運動 ・機関誌の発行 ・事務局開局日 火、木、土 10:00~17:00 ・臓器移植推進キャンペーン ・国会請願署名活動 ・自治体交渉
(社) 日本リウマチ友の会 高知支部	代表者 高橋 須磨 事務局 山崎 トモ子	〒780-8040 高知市神田799-8 山崎方 ☆支部ホームページ http://ha5.seikyoku.ne.jp/home/ra-kochi/	088 832-2020 (FAX兼用)	リウマチに関する正しい知識を広め、リウマチ対策の確立と推進を図り、リウマチ性疾患を有する者の福祉の向上に努めることを目的とし、講演会、相談会、親睦会等の事業を行う。
全国パーキンソン病友の会 高知県支部	支部長 大庭 徳夫	〒780-0022 高知市北秦泉寺40-11	088 824-4692 (FAX兼用)	(目的) パーキンソン病患者の医療福祉の増進、相互の交流及びパーキンソン病の社会的理解の推進 (活動) 医療講演会、生活福祉相談会、親睦会、リハビリ教室、会報などの発行、他団体との交流、社会的理解の推進活動など
全国心臓病の子供を守る会 高知県支部	支部長 津田 香須美 事務担当責任者 梅原 博子	〒780-0985 高知市南久万74-5 梅原 様方	088 824-1484 (FAX兼用)	心臓病児者への社会的理解と福祉の拡充を図るため、講演会、相談会の開催、レクリエーション活動、会報の発行などを行う。
筋無力症友の会 高知連絡会	代表者 浜田 成亮 事務担当者 浜田 成亮	〒783-0084 南国市稲生3143-6	088 865-0650 (FAX兼用)	・難病の啓蒙と交流 ・通信販売を行い収益で困っている患者の救済事業
高知県スモンの会	代表者 高橋 豊栄 事務担当者 高橋 豊栄	〒780-0931 高知市玉水町62-1	088 875-3486 (FAX) 872-3243	「薬害根絶」と「被害者救済」の学習、親睦、相談活動。 「医療事故」と「薬害」の相談活動。
(社) 日本オストミー協会 高知県支部	代表者 岩川 薫 事務担当責任者 村上 尚子	〒780-0031 高知市宇津野20-104	088 822-8038 (FAX兼用)	ストーマ造設者に関する正しい知識の普及啓蒙・オストメイト(ストーマ造設者)の社会復帰のための訓練・研修・福祉の増進を目的とする。 (活動) ストーマケアや補装具等の相談・医療相談・研修旅行、会報の発行、親睦会等を行う。
森永ひ素ミルク中毒の 被害者を守る会 高知県本部	代表者 岡崎 澄男	〒780-0822 高知市はりまや町3-5-19 植田ビル302号	088 861-6250 (FAX兼用)	(目的) 「守る会」は、森永ひ素ミルク中毒被害者を救済し、一切の公害に反対し、被害者や障害者の人格が尊重される平和で生き甲斐のある社会の建設を目指すことを目的とする。 (活動) 「三者会談確認書」を尊重し、それを維持・発展させ、救済事業にかかわるすべての個人・団体・機関と協力し、救済事業を恒久的に発展させる活動

団体名	代表者名等	事務所の所在地	電話番号	設立の目的及び主な事業活動
日本ALS協会高知県支部	代表者 杉山 加奈子	〒780-0812 高知市若松町7-6 杉山方	088 883-4547 (FAX兼用)	(目的) 1 ALS(筋萎縮性側索硬化症)の原因究明に協力する 2 患者・家族が、人間としての尊厳をまっとうできる社会の実現を目指して、正しい知識を普及させる 3 患者や家族どうしの密接な交流が持てるよう支援する 4 患者・家族の自立が得られるような社会的援助を求める (活動) 1 総会、運営委員会を開く 2 社会に対してALSを知ってもらうよう啓発活動をする 3 患者・家族の交流会、ALS学習会などを開く 4 行政や保健医療福祉関係機関へ働きかけて、患者の生活向上を目指す 5 関係諸団体とも連携して上記の活動を広げる 6 意思伝達装置の貸し出しを行う(期間限定)
高知移植者友の会	代表者 川田 賢 事務担当責任者 池 誠恵	〒780-0065 高知市塩田町13-4 ミライクリエイイト内	088 821-4309 FAX 822-9900	・会員の生活・福祉の向上のための運動 ・臓器移植に関する情報の交換 ・臓器移植推進への協力、活動
高知県患者同盟	代表者 川村 茂男	〒780-0870 高知市本町4-1-37 社会福祉センター3階 ◇メールアドレス kochikenkanja@ybb.ne.jp ☆ホームページアドレス http://www.geocities.jp/kochikenkanja	088 872-5605 (FAX) 872-9776	(目的) ・結核知識の普及と結核の撲滅 ・療養条件の改善向上 ・患者並びに回復者の生活擁護と安定向上 ・会員相互の親睦並びに文化の向上 ・社会保障制度の確立運動の推進 (活動) ・機関紙の発行 ・療養者作品展の開催 ・入院患者慰問のための病院巡回(歌謡、映画、落語など) ・呼吸不全問題などの学習会の開催 ・行政への陳情 ・生活、年金、医療などの相談 など
高知県低肺機能グループ 高知02会	代表者 山本 幸男 事務局長 川村 茂男	〒781-0251 高知市瀬戸西町2-259 川村方	088 823-9944 (FAX) 841-4577	(目的) 低肺機能の方々が、地域ごとに「交流と親睦・学習」を深め、医療機関と平行して医療対策の充実と福祉行政の平等な推進を追究し、豊かな生活を実現する (活動) 会報の発行、専門医の息切れ教室学習、交流会など
高知炎症性腸疾患患者友の会	代表者 一森 俊樹 事務局 中居 猛典	〒780-0973 高知市万々415-7 〒780-0056 高知市北本町4-5-20-305 ◇メールアドレス kochi-ibd@fa-boo.jp	088 802-4666 088 884-8381 (FAX兼用)	(目的) お互いの疾患につき、お互いに勉強し合うこと (活動) 年2回の勉強会及び交流会
高知レックリングハウゼン病友の会	代表者 宮地 好子 事務担当 宮地 好子	〒780-0803 高知市弥生町7-8 難病連事務局	088 885-1052 878-5164 (FAX兼用)	レック病に関する正しい知識、理解 患者、家族の情報交換、交流 遺伝疾患の地域社会への啓発等
個人会員グループ (びわの会)	代表者 酒井 善一	〒781-5701 安芸郡芸西村和食甲4646-3	088 733-3237 (FAX兼用)	患者団体が結成されていない疾患の患者グループ
全国心臓病友の会高知県支部	代表者 山岡千億	〒780-0023 高知市東秦泉寺470-115	088 822-6578	先天性・後天性の心臓病患者が集まり、交流を深め自分たちの生活を向上させる。
全国膠原病友の会高知支部	代表者 竹島和賀子	〒780-8015 高知市百石町3丁目1-12	088 833-4605	交流会、医療講演会、相談会の開催、機関誌の発行等
後縦帯骨化症患者友の会	代表者 広田和之	〒780-0803 高知市弥生町7-8 難病連事務局内	088 885-1053	患者、家族の交流、情報交換等
もやもや病の患者と家族の会	代表者 神崎芳子	〒781-0270 高知市長浜4507-6	088 841-6561	もやもや病に関する正しい知識、理解の啓発 年1回の勉強会、交流会等

◎精神保健福祉関連団体一覧

団体名	代表者名等	事務所の所在地	電話番号	設立の目的及び主な事業活動
高知県精神障害者家族会連合会	会長 南部 博俊	高知市丸ノ内2-4-1 精神保健福祉センター内	088 872-8073 (FAX兼用)	精神障害者の家族が精神障害という共通の問題に対処するため、相互に励まし協力し合って、正しい精神保健福祉思想の普及と精神障害(者)に対する偏見の除去に努めると共に、適切な医療の充実、社会復帰、社会福祉の増進をはかり、豊かな社会づくりに貢献することを目的とする。
高知県断酒連合会	会長 高橋 篤信 事務局長 森 信夫	高知市北秦泉寺67 森信夫方	088 824-4324 (FAX兼用)	酒害に対する啓発、酒害の及ぼす社会悪の防止につとめ、広く社会福祉に貢献することを目的とする。
高知県精神保健福祉協会	会長 池田 久男 書記 高橋 容子	高知市丸ノ内1-2-20 健康づくり課内	088-823-9669 (FAX) 088-873-9941	高知県における精神保健の保持増進を図ることにより県民の福祉に寄与することを目的とする。

香南市障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員名簿

職 名	委 員 名	所 属
会 長	三谷 武	香南市身体障害者連盟 会長
副会長	竹村 暢文	香南市議会議員 教育民生常任委員長
委 員	高橋 昭二	香南市身体障害者連盟 身体障害者相談員
委 員	長崎 鏡子	香南市手をつなぐ育成会 副会長
委 員	福永 康夫	香南市社会福祉協議会 会長
委 員	黒岩 義久	香南市民生委員児童委員協議会連合会 会長
委 員	濱口 一盛	社会福祉法人 土佐あけぼの会 「風車の丘あけぼの」 施設長
委 員	林 道夫	香南市議会議員 教育民生常任副委員長
委 員	田上 豊資	中央東福祉保健所 所長
委 員	島崎 隆弘	香南市教育長

策定委員会の記録

第1回	平成18年 8月25日
第2回	平成18年11月 9日
第3回	平成19年 2月 9日
第4回	平成19年 2月15日
第5回	平成19年 3月 9日



香南市障害福祉計画
平成19年3月

表紙絵の作品は「2005年度小中学生の人権に関する作品集」入選作品より掲載しました。

作者の紹介: 佐古小学校6年
川竹佑依

発行: 香南市福祉事務所
〒781-5292 高知県香南市野市町西野 2706
TEL (0887)57-8509
FAX (0887)56-0576
E-mail fukushi@city.kochi-konan.lg.jp
